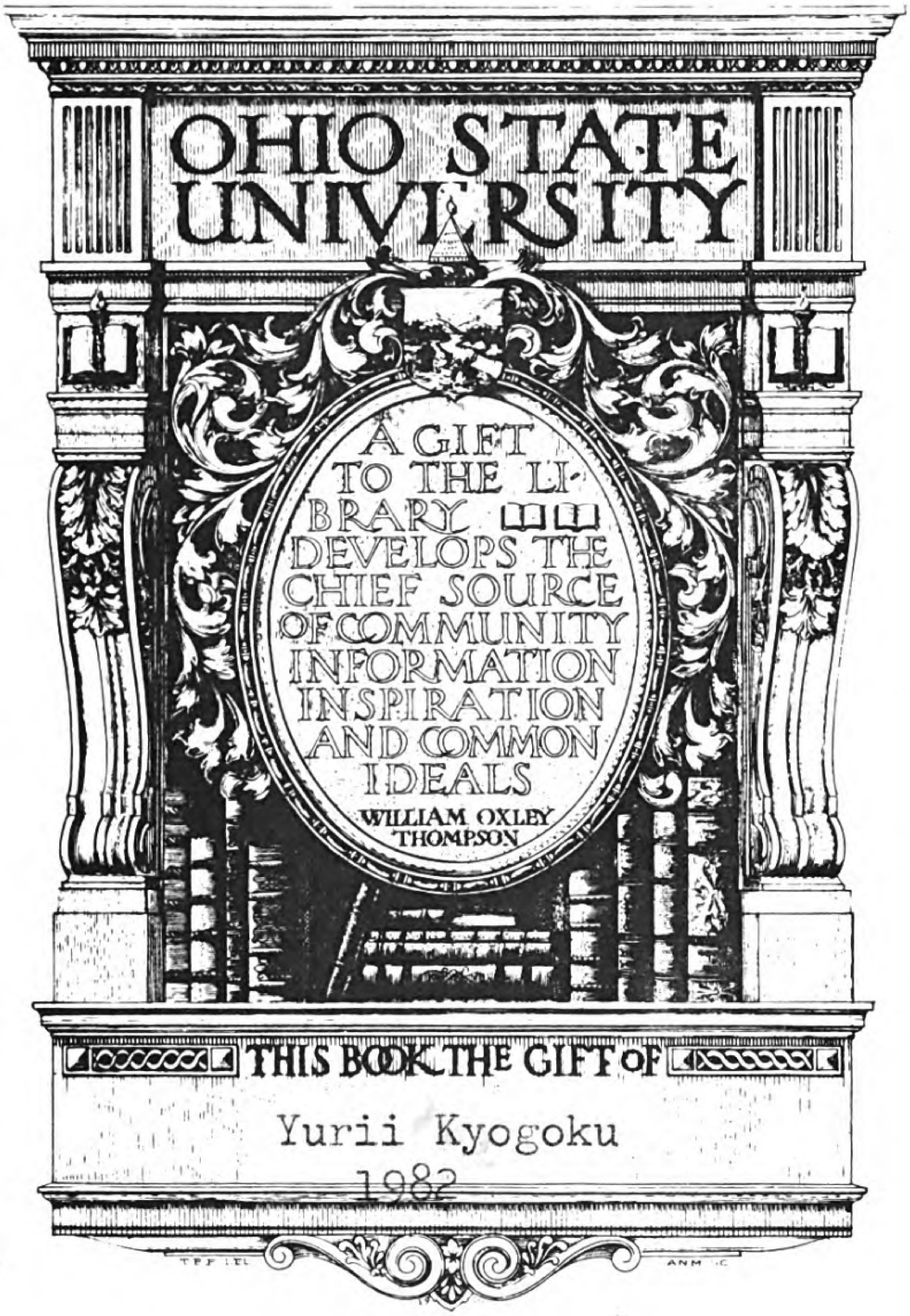
朝日常識講座

第九巻

婦人問題の話

鈴木文四郎著


OHIO STATE UNIVERSITY
A GIFT TO THE LIBRARY DEVELOPS THE CHIEF SOURCE OF COMMUNITY INFORMATION INSPIRATION AND COMMON IDEALS
WILLIAM OXLEY THOMPSON
THIS BOOK THE GIFT OF
Yurii Kyogoku
1982

朝日常識講座

第九巻

東京朝日新聞社會部長
鈴木文四郎著

婦人問題の話

朝日新聞社版

はしがき

日本人がイギリスやロシアの社會問題をどんなに詳細に研究したところで、それがわれ〳〵日本の社會問題とどういふ關係に置かれてあるかを說かなければ、多くの場合普通人には緣のない研究といふ事に止まります。婦人問題などは殊にさうであつて、歐米の婦人思想や婦人運動をわれ〳〵が知る必要のあるのは日本の婦人運動の背景として、或は豫備智識としてであります。

○

右のやうな考から、この小著は執筆されたのでありますが、分量の上からは、外國の婦人問題について費した頁數の方が多くなりました。しかし、これは皆日本の婦人問題、婦人運動の中にも見られる種々相、流派といふやうなもの、背景なり系統なりを知るのに必

要と思つたからであります。たゞ、意餘つて筆足らず、紙數も足らず、兩者の關係交渉を充分に說けなかつたのを遺憾とします。

○

婦人問題の解決は、他の多くの社會問題と同樣、婦人問題を無くすることであります。それには出來るだけ多くの人々、殊に婦人のこの問題に對する全般的な理解を必要とします。婦人參政權獲得運動に携はる婦人の有志者が、東京の街頭で贊成署名を集める時、多くの場合署名者は女よりも男の方が多いといふ事實はこれを裏書きして居ると思はれます。

一般家庭の婦人で、婦人問題などいふものを今まで考へたことも聞いた事もないといふ人々にも讀んで貰うつもりで、この書を書きました。

昭和四年四月　新緑の落合にて

著　者

はしがき

男と女とで完全な人間が出來る。兩性は互に相手を補充し合つてゐる。——カント

＊＊＊

人類社會の正しい構成に適應した道德原則が、家庭に實際に行はれるに非ざれば、いかに他の人文が進んでも、人類の道德的訓練は決してその生活狀態に適應し得るものではない。——ジヨン・スチユアート・ミル

目次

目次

目次

目次 終

婦人問題の話

第一章　婦人問題の發生と沿革

第一節　「どうせ女」思想を無くする

「婦人問題、婦人問題と近頃八ケ間しくいひますが、どうせ女に關する問題でせうから、この忙しい中にさう小六ケしい事を委しく知り度いとも思ひません……手ッ取り早く一口にいふとどんな事です？」

「「どうせ女に關する問題だらうから……一口にいへ」といふ貴君の言葉の中に婦人問題の中心題目が含まれてゐますね。「どうせ女」思想は昔から今日まで、少くとも人間の歴史らしい

歴史が始つて以來の男の女に對する古今東西の思想です。いや、男の思想許りでなく、多くの女自身の思想です。日本などはその點では代表的な國柄でせう。「女だてらに」だとか、「姫御前のあられもなく」だとか、「三界に家なき女の身」だとか淨瑠璃二百番集の中からだけでも、この種類の女人卑下、女人自屈の言葉を拾つたら可成りな文獻が出來上る筈です。實際日本や支那の古來の文學は一面女人卑下の文學でせう。この「どうせ女だから」といふ言ひ方を世界の人間の日常の會話の中からなくならせて了はうといふのが婦人問題だとも言へます。」

「そんな事が出來ますかね。この世の中をがらりと變へなくては、出來ない相談でせう。私は別に深く考へて言ふワケではありませんが、大抵の男は「どうせ女だから」と考へてゐるでせう。別に外國へ行つて外國人に一人々々當つてきいた譯ではないが、恐らく日本許りでなく、どこの國の男だつて、亭主が働いて女房子供を養つてゐる以上、さう思ふのが當然ではありませんか。早い話が、私だけの周圍を考へて見ても、母にしても、家內や姉や妹にしても、私は無論のこと、女の當人達も、「女だから」と自分から男には一歩も二歩も讓つて居ますね。私

の伯母などは、娘の教育にこの點では伯父よりも却つて嚴しくて、從妹は登山をしたいとか、テニスをやりたいとか言ひだすと、伯父はやつても好いといふのに伯母が「女の癖にそんな事」と言つて許さないといふ有樣です。ですから、「どうせ女」といふ思想は今の世の中の成り立ちでは善いか惡いかは別問題として、已むを得ない考へである許りか、多くの女は當然と思つてゐるのでせう。それだのに、「婦人問題」といふものは、貴君が言ふやうに、さういふ言葉を人間社會から無くして了はうといふのですから、夢のやうな目論見ぢやありませんか？」

「貴君の質問はます〳〵問題の中心に近寄つて來てゐますよ。夫が妻を扶養してゐるから、つまり世界の女は男に手頼つて衣食してゐるのだから、男は女よりも總ての點に於て優越な地位を占めるのは當り前であるといふ點、それから、多くの女自身もそれを當然と認めてゐるから問題はなからうと言ふ點に、婦人問題の出發線が引かれてゐるのです。婦人論者は、妻は夫に「扶養」などされてゐるのではない、妻として母として家庭に於て夫に劣らない、或はもつと苦しい――生死の境を往來する子を生むといふ事業や、その他あらゆる煩雜な仕事をさせられ

てるのである。だから、妻が夫の收入により衣食するのは當然で、これを恩惠と思はせるのも思ふのも間違つてる——最近アメリカの婦人論者の中には、一層のこと妻は家庭内に於ける仕事に對して夫から一定の給金を取るやうにしたら、かうした誤解もなくなつて好いだらうといふ議論までしてゐる者もある。苟くも世界の人類の半は女である——女がなければ男もあり得ない以上、男女は平等の立場に立たなければならないといふのが、昔から多くの婦人論者の主張です。」

第二節　求めぬ者に何故與ふ？

「併し、さつきも言つた通り、女が別にそれを求めないなら、わざ〳〵事を荒立てなくても好ささうなものではありませんか？」

「貴君がいはれる通り、女がそれを全く求めないなら、「事を荒立てる」善惡は別として、少くとも今日の婦人問題といふやうなものは起きません。日本では貴君の伯母さんのやうな婦人

が大多數である事は確かです。併し、婦人問題を今日の問題として主張する婦人は現在では實は甚だ少數で、日本の女の全人口に比べたら、大きな火鉢の灰の中の芥子粒大の火種ほどもありますまい。併し、この火種は決して消えず、ます〱大きくなつて行きます。外國、殊にヨーロッパやアメリカでは、この婦人の叫び聲は日本などとは比較になりません。しかし、歐米だからとて、婦人の婦人運動者の數を人口比率で算へたら、これとても實は驚くほどの少數でせう。といふのは、私自身イギリスやアメリカをはじめヨーロッパ諸國に滯在したり旅行したりして見て、これ等の國の婦人達が家庭内に入つて見ると　案外日本の舊來の主婦型なのに驚いた事が多いのです。婦人參政權運動の本尊國といはれてゐるイギリスで、私の知つてゐる主婦の一人が私に、「婦人が代議士の投票なんて面倒な事ですよ、一度だつて私は投票權を使つた事はありません」と言つたことがあります。どこの國でも一般普通の婦人が一番興味を持つてゐるのは着物、子供、料理、芝居……」

「それ御覽なさい。婦人問題でも例の先進國だといふ歐米に於てすら貴君のいふ通りで、大體

婦人は男の下に從つて滿足してゐるといふのが眞相なら、たいした問題ではないぢやありませんか？　日本でも婦人參政權問題など騷ぎ廻はつて、たうとう議會にまで擔ぎこんだが、元はといへば高々五十人か百人のモダーン・ガールの音頭取りがあつて、後は皆新しがつてお調子を合はせてゐるといふのが、大體間違ひのないところでせう。だから、私は「婦人問題」といふのは婦人全體の問題だとはどうしても考へられません。」

「さういふ意見があるから、婦人問題はます〳〵婦人全體の問題である許りでなく、男子全體の、或は全社會の問題なのです。第一、婦人の多くがこれを求めてゐないから……といふのは、この問題を無くする論據にはなりません。後でお話しますが、婦人を男子と同じ立場に置くといふのは、第一に道德的な或は人道的な主張です。道德的、人道的な主張は、これにより直ぐに利福を享ける筈の人々がそれを要求してゐると否とには關係しません。たとへば世界歷史中での人類向上の一大標木ともいふ可き奴隷解放を御覽なさい。奴隷解放を叫び出したのは奴隷自身ではなく、その主人側の少數の白人であり、少數の婦人達でありました。奴隷の中に

は奴隷の境涯で滿足してゐる者も多くあつたのです。併し、たとへ解放された奴隷の悉くが奴隷たる事に滿足してゐたからとて、人間の心に正義人道がある以上、あの儘にしては置けなかつた譯です。更らに手近な敎育といふ一事に例を取つて見ても分ります。親達は子供を、敎育し、國家は小學校の敎育を强制敎育としてゐます。これは子供がこれを求めてゐるからではなく——多くの子供は、殊に近頃の日本のやうに試驗地獄などいふ新しい地獄まで通つて學校などへ行きたがりません——一定の敎育を授ける事が、子供の爲めに善い事だからであります。だから、婦人問題も大多數の婦人がこれを要求してゐないから、問題にならぬといふ事は言へません。それから、世界全人口の女の數に比例すれば極めて少數乍らも、有識の婦人は、婦人問題を叫んで居り、その數は前に言つたやうに增しつゝあるのです。それに、婦人許りでなく、昔から婦人論者の中には多くの立派な男子も居ます。この點で最後に大切な點は、いつの時代でも、世を動かすいかなる種類の大改革大運動も、必ず先づ少數者により唱道されるのです。手近なところで、日本の男子の普通選擧にしても、日本中の二十五歲以上の男子が一度に

立つて「普選！」と叫んだから、直ぐに普選になつた譯ではないでせう。あれは明治十四年から唱へられ出し、それから三十年も經つてから氣まぐれに衆議院を通過して貴族院に廻はされると、當時の危險思想扱ひをされ「將來も貴族院の門を入る可らず」といふ有名な句を以て葬られたといふではありませんか。その他、歷史の書物で、人文向上の上に新しい章として區切りをつけて書き出すほんとの値打ちのある事實、たとへば大陸發見、宗敎改革、文藝復興、奴隷解放、勞働運動、國際聯盟――日本でいふなら佛敎の渡來、大化の新政、明治維新といふやうな大事實は何れも少數の人々によつてのみ始められて居るのではありませんか？　古い言ひ方ですが、歷史は少數者によつて作られてゐると言へるのです。」

第三節　婦人解放、フエミニズム

「だが、それだけではまだ私には婦人問題がさつき貴君がいはれたやうに。全社會、全國家の問題だなどといふやうに、大袈裟なものとは思へませんね。」

「さうでせう。しかしそれは貴君が最初に婦人問題を一口に言つて見ろと註文したからで、何んでも一口にいふのは危險です。「婦人問題とは女を男の立場と同じくする事」といふだけなら、神の前には人間は皆同じだとバイブルにも書いてあるし、孔子樣でも禮記の中で男女平等を說いてゐる句がある位ですから、貴君が今更……と思はれるのも無理はありません。そこで一口でなく言つて見ませう。ベーベルといふドイツの社會主義婦人論者は、彼の名著だといはれてゐる「婦人の過去、現在、未來」の開卷第一章の初めに「奴隷が存在する前に、婦人は既に奴隷であつた」と叫んでゐます。これは世の多くの婦人論者が名句として愛用するところで――私は名句でなく警句に過ぎないと思ひますがね。ベーベルのみならず多くの婦人論者は、婦人は男子の奴隷に過ぎない、從來の世界は男子が自己本位に作つた世界であるから、從つて政治經濟組織も法律も宗敎も習俗も總て男子本位に作られてゐる、だから、婦人をこれ等の總ての束縛された狀態から解放しなければならぬと主張してゐます。英語でいふフエミニズム(Feminism)「女性中心主義」――「男女同權主義」「女權主義」といふのは、かういふ意味

の婦人解放を指してゐます。」

「いつの間にやら、貴君も婦人を「奴隷」にし、「婦人解放論」とまで漕ぎつけて了ひましたね。ですが、私は私の母が父の奴隷だとは思へませんね。私の妻も――斷じて私の奴隷ではありませんよ。それから、妹を奴隷にする男のところへ嫁入りさせやうなどとは思ひもつきませんね。」

「貴君のいふ意味はよく分ります。婦人奴隷説には私も實は、一から十まで贊成して居りません。併し、それは後の問題として置いて、「婦人解放」といふ意味をも少し具體的に調べて見ませう。實は婦人解放だとか、男女同權の主張だとか言つても、國により時代により異つて居り變化して來てゐます。だが、現代の世界各國を通じて婦人解放運動の根本的共通點を略ぼ見出すことが出來ます。それは、敎育に於ける男女の機會均等、勞働に於ても男子と同じ働きに對しては同等の賃銀、法律上に於て妻の財產所有權とか、姦通に關する刑罰とかを夫と同一にする。政治上に於て、立法權、參政權を男と同樣に持つことにする。男に都合よく、女に酷に

出來てゐる社會の二重道徳を一にする——一般にいふ男女同權主義の內容は大體かういふものだと思つて間違ひないでせう。」

第四節　婦人問題も常に進化す

「それが「婦人解放」なら解放して好いぢやありませんか。日本でも學校などは大分男も女も同じやうになつて來てゐるでせう。」

「貴君もどうやら解放論者になつて來ましたね。しかし、たゞ貴君のやうに、失禮ですが、漫然といふのは容易ですが、これも言ふは易く行ふは難しで、そこに婦人問題があるのでせう。現に日本の學校にしたところで、男女同等なのは小學校だけではありませんか？」

「すると、婦人問題は男女同權主義とか婦人解放とかいふことで盡きるのですね。」

「いや、それだけでは盡きません。男女同權主義は近年までは歐米でも婦人問題の全部であつたもので、今でもその根幹には相違ありませんが、今日ではそれが全部ではありません。婦人

問題も面白いことには年々進化して行くのですよ。」

「おや〳〵。もう卒業かと思つたら、この上にまだあるんですか？」

「さうです。婦人問題は進化しつゝあるといふのです。男女同權主義――は一方からいふと、男女といふ區別をつける性を無くする――といふ事は不可能でも成だけそれを小さくする主張だともいへませう。ところが近年の婦人論者の中にはこれと正反對な考へを持つ者が現はれて來ました。男は男であり、女は女であるのに相違ないのだから、どこまでも女の性を土臺としての婦人解放をしなければならないといふ主張です。この主張の代表者は有名なスエーデンのエレン・ケイといふ四五年前に死んだお婆さんです。」

「その婦人はお婆さんになつてから、さういふ說を樹てたのですな。餘程新しいお婆さんだつたと見えますね。」

「私のいひ方が惡かつた。私はどうもエレン・ケイといふと、あの人の晩年の福よかな顔をしたお婆さんの寫眞許りが頭に殘つてゐましてね。併し、貴君のいふ「新しいお婆さん」といふ

のは適評でせう。或は「新しい若いお婆さん」とでも言つた方が更に適してゐるかも知れませんよ。』

『それよりも、女の性を土臺としての解放といふのはどういふ意味ですか？』

『それはかういふ事のやうです――女に最も大切なことは母としての任務である。女に母となる性がなかつたなら、女としての存在の理由はなくなる許りか、人類がなくなつて了ふ。だから、女としても人としても母性といふものは實に尊貴なものであり、從つて母性を保護することは人間社會の最も重要な事である。それだから、男女同權も婦人解放も必要であるが、それは女だつて男と同じ能力があるといふ意味からではなく、むしろ反對に女が女として最も大切な母性の保護、母權主張の立場から出發しなければならぬといふのです。このエレン・ケイの母性保護論は同じ婦人論の中でも、前の男女同權主義と東西の兩大關のやうに對立してゐます。そこで、或るアメリカの婦人問題の書物の著者は、「近代の婦人主義者は二つに分類する事が出來る。性を極小に認めやうとする者と、それを極大に認めやうとする者」などと言つて

ゐる位です。」

「もう大抵そこいらで、「婦人論の進化」は足踏みをしてゐるんでせうな。」

「まだ、足踏みはしてゐませんよ。さつき、男女同權主義と母權主義は、相撲なら東西の兩大關の格で向き合つてゐると言ひましたが、こゝへ全く別種類の業士が現はれて來ました。いはば國技館の土俵の上へ、拳鬪の大選手が飛び出して來たやうなものです。それは、社會主義による婦人解放論です。前に話題になつた婦人奴隷論のベーベルはこの中での代表的の一人です。この社會主義の婦人論者等は、婦人の解放も母權の保護も、現在の資本主義の國家社會の組織では、いくら論じたところで實現性のない空論に過ぎない。男女同權、母性保護はどつちも正しいが、それを實現する爲めの根本方法として、先づ社會主義による人間社會を現出しなければ駄目だといふのです。尤もエレン・ケイも或る意味では社會主義者ですが、それは不徹底なものです。要するにこの一派の人々は婦人問題の解決は社會主義により現在の社會制度を變へなければ婦人問題の解決は到底出來ないと論じ、社會主義の立場から一切の問題を觀るの

です。」

第五節　女性主義思想の起り

「次から次と婦人問題のタネは盡きませんね。私は始めはほんの一口で要領を得たいと思つたんですが……もう大分時間が經つて了つたから覺悟をしました。ついでにも少し伺ひませう。今までの貴君のお話で見ると、婦人問題といふのも外來思想ぢやないですか。日本には日本の婦道といふ立派なものがちやんと昔からあるのに、かういふ舶來思想はそれを根こそぎ壞はして了ふことになるでせう。」

「覺悟をしたは好かつたですね。婦人問題は「外來思想」かといへば確かに外來の思想です。「日本古來の婦道を壞はすか」といへば、壞はすのでなくて進化させるのだと言ひたいのです。併し「外來思想」を近頃のやうに「危險思想」の別名のやうにいふのでしたら大間違ひです。日本の現在の文明文化の元をなすもので外來でないものは殆どないでせう。議會、陸海軍、教

育や文學、法律、商業、工業……その他汽車、汽船、自動車、教會をはじめ、洋服からトンカツ、シユウマイに至るまで外來でないものはありません。外來のものを取り入れる事は決して不名譽なことではありません。どこの國の歴史を見ても、外國の文化を巧みに吸集し合つて進んで來て居ます。日本の封建時代の田舍の藩などでも、祕密に外國の文化輸入をやつて居り、そんな藩に限つて强大でした。外來文化を一切入れずに、人間の部族が總て自給自足でやり通したらどうなるかといふ實例を見やうと思ふなら、アフリカあたりの奥地の野蠻人の生活があります。ですから、外來思想だから總て好いとは勿論いへませんが、同時に危險だの惡いのとはなほさら言へません。』

『しかし婦人問題の思想の場合はどうですか？』

『婦人思想は日本にとつて外來思想だといひましたが、婦人運動の本家であるイギリスやアメリカにとつても折紙附きの外來思想なのです。英米ばかりでなく、どこの國にとつても、嚴密にいふと外來思想なのです。』

『妙ですね、すると、婦人問題の思想は風來坊の親無し子ですか。緣起でもないぢやありませんか？』

『太陽の下に新しきものなし。總てのものは創造されず進化する。進化は生命ある異なれるものが交流する間に淘汰の理により行はれるといふではありませんか。婦人問題の思想もさうして出來たもので、今日のやうに明確に一つの世界の社會思想として出來上つたのは、各國民の思想の交流の間に醱酵され釀成されたものです。日本では福澤諭吉先生は明治の初年に既に男女同權論を唱へてゐますが、これは當時の西洋の他の諸思想と共に受け入れたもので、わが國の婦人論はこの時から始つてゐるといへます。』

『外國ではいつから始つてゐますか？』

『婦人思想は先の先まで探險して行くとギリシャ神話の境內へ入つてゐるやうですが――西洋の學者は何んでもこゝから發足する癖があるやうです――そこまで遙々行くにも當らないでせう。先づ、あの文藝復興がもたらした人文の開明が婦人問題思想の夜明けだといふ事になつて

ゐます。十五世紀から十六世紀にかけて、一時にヨーロッパ諸國民の間に咲き開いた人文の花畑ともいふ可き文藝復興期の思想的産物は、人間の自由の精神と「自我」に目覺めたといふ事ださうです。この新思想の花々しい現はれの一つが、ルソウ（一七一二―一七七八年）の「天賦人權論」の叫びとなりました。卽ちルソウはその「社會契約說」の中で、人間は總て自由である可きであり、平等であるのが眞理でこれは人間の生れ乍らにして持つた權利であると力說したのですが、この說は當時極端な國家の權力や宗敎の古臭い傳統で縛られて苦しんでゐた人心には救世主の叫びのやうに響きました。ルソウにより代表されたこの思想は、男子よりも更に古來の傳統と因襲に苦しめられてゐた婦人に强烈な刺戟を與へずに置きませんでした。當のルソウは實は、人間平等と叫んだのは男子平等の意味であつたのですが、婦人等は人間平等である以上、男女も平等でなければならないと叫び出しました――こゝらが女性主義思想の起りでせう。」

第六節　婦人運動の陣營

『婦人問題思想の戸籍調べはそれで大概わかつたやうに思ひますが、それが何うして今日のやうに繁昌して來たのですか？』

『繁昌といふのも變ですが、この繁昌は婦人に取つては有難くない繁昌ですね。エレン・ケイは、「文藝復興期にも盛であつた兩性平等の精神が其の後發達の進路を辿つてゐたならば婦人問題など起らなかつたらうに」と言つてゐます。それからも一つ面白いことは、婦人問題の繁昌するのは、概していふと文化の進んだ國です。御覽なさい、英、米、佛、獨等の諸國と比べたら、支那、印度、シャム、ペルシャなどの諸國の婦人運動は無いも同樣です。恰度文化の差が婦人運動の差と大ざつぱに言つても好い位でせう。』

『變ですね。文化の低い國ほど婦人は壓服されてゐるのですから、それだけ婦人運動は盛んでなければならない筈ではありませんか？』

『それは文化の低過ぎる國では、婦人の敎育が低く、總ての點で獨立がなく、從つて婦人の叫びを代辯する婦人が居ないからです。婦人が婦人運動を起すためには、生活の獨立を持ち、識見を持ち、自分の考へを言ひ表はす能力を持ち、大なり小なり運動の機關を組織し得なくてはなりません。これ等の事をなし得る婦人はどこの國、どこの社會でも必ず少數です。ですから、婦人運動史は小數の婦人運動者の奮鬪史でもあります。』

『すると、女政客とか女壯士とかいふ種類の婦人が歐米諸國に昔から澤山出たので婦人運動が盛になつたといふ次第ですな。』

『女政客、女壯士はひど過ぎますよ。尤も其の中には、たしかに女壯士と言つていゝ、いや女大壯士とでも言つていゝ一團が大戰前にイギリスに居ましたがね。パンクハースト夫人といふのがその首領で、自分の娘を副官にして、隊を組んで「女に選擧權を與へよ」といふ旗を押し立てゝロンドンの都大路を練り歩き出した……これは無論その第一歩で、政府も誰も相手にしないと見て取ると、議會の中に暴れこむ、劇場へは闖入する。大商店の窓ガラスをこはす、美

術館の美術品をこはす。しまひには内閣で閣議最中のところへ躍り込まうとする。とゞのつまりは火つけまでやらかし、牢へぶち込まれると不食同盟といふのを發明して、又政府を手こずらせるといふ始末……女壯士團としては徹底したものでしたよ。』

『目茶ですね。そんな婦人運動の方法もあるんですかね？』

『婦人運動からいへば無論外道の外道ですよ。これがために英國ばかりか世界の人々からも、當時は婦人運動といへば、あのイギリスのパンクハースト一派かといふ風に觀られ、この運動の發達がどんなに阻害されたか分らないでせう。何んの運動にも極端に右や左へ走つたり、見當違ひの方へ飛び出すものがあるのは免れないもので、このパンクハースト一派はその主張は當時としても婦人運動の中堅思想であつたのですが、手段は極左とでもいふ可きでせう。』

『するとパンクハースト一派は婦人運動の獅子身中の虫であつたワケですかね。よくそんなに大勢氣狂ひ女が集まつたものですな。』

『いや、ところが氣狂ひでも馬鹿でもなかつた樣で、矢張り賢いところがありましたよ。とい

ふのは、世界大戰となると、今迄の亂暴をピタリとやめて、「國家危急の場合こんな事をしてゐては相成らぬ」と許りに、暴力婦人運動を愛國婦人運動にして、死傷兵の看護婦となるやら軍需品工場で働くやらしてガラリと變つて了つた。これにはイギリス人は二度びつくりで、昨日の惡罵は今日の讃辭となり、それがため婦人參政運動に急に同情者が激増して、大戰後の彼等の主張は苦もなく議會で法律にされて了ひました。』

『婦人運動にも、社會主義者の連中のやうに、右傾だの左傾だのといふのがあるのは初耳ですね。それをも少し委しくいふと何ういふ事ですか？』

『これも分け方により色々にいへるでせうが、先づ婦人運動を軍隊にたとへれば、婦人參政權を主張する組織された團體が本隊で、市町村等地方自治體の選擧權とか官公吏任命權とかだけを先づ主として望んでゐる人々は後衞隊。前衞隊は總ての婦人――既婚者も未婚者も――が自ら働いて經濟上の獨立を得る權利ありと主張する一派で、これはずつと前からスユライナーとかギルマンとかいふ婦人等が先達です。』

『すると、さつきお話しのエレン・ケイとかベーベルとかいふ先生方は何隊ですか？』

『前衛隊の前衛隊――といふよりも獨立斥候隊とでもいふのでせうな。この人達は思想家として、著述家として、本營隊が實際に進軍して行ける道以外の道を、いろ／＼と思想の地圖の上から發見して來て指し示すのです。この獨立斥候隊は婦人運動者中の「急進派」ともいふ可きですが、この連中の意見は前にも言つたやうに性の區別を極端に小さく見てかゝるのと、反對にそれを極端に大きく見てかゝるといふ兩派に分かれて居り、ケイ女史が後者の代表者ですね。』

第七節　婦人運動に活躍せる人々

『一體婦人問題がこれまで繁昌して來るにはいろ／＼な經緯や、もつといろんな活躍人物があつたでせうな？』

『また繁昌ですか？　いやそれで結構です。抑も婦人問題、婦人運動の「起源及び發生」とな

ると、前にも話したやうな次第で、西洋歴史になつて了うのですが、實際にこの運動を各國の社會問題とするに至つた一大誘因は十八世紀の中葉から始つたかの英國の産業革命でせう。』

『ハ、、「産業革命」ですか。私はさつきからきつとさう來るだらうと思つて實は待つて居ましたよ。近頃何か西洋に因緣のありさうな話になると、「産業革命は」と來ますね。私は明日浮世繪の講演會を聽きに行くんですが、その中でも「産業革命」が出やしないかと覺悟だけはしてゐる位です。』

『いくら冷やかされても、事實だから拔くワケに行きません。實際産業革命は封建時代から續いてゐた小規模の手工業、農業、家内工業等を現在の機械文明の大量生産産業に激變させ、その結果いはゞ世の中の建て直しとなつたのですから、封建時代になかつたもので、近世に生れた思想とか運動とかいふものが、この産業革命を境ひとして論じられるのも當然でせう。婦人問題は後でもお話しするやうに一面婦人の勞働問題、職業問題と不可分な問題で、その婦人の勞働、職業問題の起りは矢張りこの産業革命です。つまり、今のやうな機械による大量生産の

産業組織が出來るまでは、世の中の婦人は殆ど例外なしに家内にあつて産業に從事してゐたものです。イギリスでは貴女といはれる婦人達でも、自分では手を下さないまでも、下男、下女が家の中でする仕事を監督してゐたといふのです。それが大工場が諸方に出來て、織物であれ食料品であれ、ソースであれ、酒であれ、何んでもかんでも安くて好い物が他所で造られて來た結果、婦人の從來家内でやつてゐた産業的の仕事がなくなつて了つた。その代り、家内で働いて居たゞけ工場へ行つて働かなくてはならなくなつた――こゝに婦人の勞働問題、職業問題が起きて來て、それが婦人問題の六ヶ敷い一面となつて來た次第です』

『それから續いて婦人參政權運動が起きて來たのですか？』

『殆ど同時代でせう。イギリスでは婦人運動の鼻祖ともいふ可きメーリー・ウオールストンクラフト女史が一七九一年に「女權の擁護」といふ書を著はし、男女の政治、法律、職業、教育等の上に於ける同權を强調し出しました。同じ頃、海を越えてフランスではオリンプ・ド・グウジュ女史は、大革命に參劃した一人でしたが、當時の「人權宣言」は男子の權利許りを認

めて、婦人の權利を認めぬのは誤りであるとて、男女同權を主張した「女權宣言」を皇后マリア・アントネットに捧呈したのも、婦人運動史中に特記すべき事とされてゐます。この英佛に於ける男女同權思想は大西洋を越えて米國にも反響し、一八四八年、ニューヨーク州セネカ・フォールスに、同じく男女同權を主張する婦人の會合が開かれ、米國の「獨立宣言」に倣つて「感情の宣言」が發表され、これが元となつて一八五〇年の世界最初の「婦人大會」となり、「男女平等權協會」や會員二百萬を有する「米國婦人參政權協會」が設立され、これ等の會の活躍で同國の婦人參政權が獲得されるに至つたものです。』

『その他の國はどうでした？　フランスなど貴君の今のお話では婦人參政權の發祥地のやうですが、今もつて婦人の參政權がないとかいふぢやありませんか？』

『仲々よく御存知ですね。フランスをはじめイタリー、スペイン等ラテン系のカソリック敎國では今もつて日本と似たり寄つたりです。フランスなどは最初の花々しさに似ず、ナポレオンの帝政復活と文藝復興の反對で婦人運動はその後しぼんで了つた儘の形です。イギリスは、さ

つきお話した同權運動に續いて共鳴者が續出し、例のパンクハースト女史なども、思想の上からは同じ系統を引いて、隔期火山として現はれたといふものでせう。其の他ドイツにもこの運動は産業革命よりはずつと遲れて十九世紀の中葉後から盛になり、婦人ではクララ・ツエットキン女史などが大いに活躍しましたが、大戰の革命で共和國となると同時に參政權を得ました。總じて大戰の結果として新しく出來た國、革命のため憲法の變つた國――チエッコ・スロヴァキアだとかロシア、ドイツ、オーストリーだとかいふ國は一時に婦人參政權を認めたのは大戰が生んだ劃時代的な事實です。』

『すると婦人運動をこれまで繁昌させて來たのはみんな女の力ですな。』

『さう〳〵、忘れてゐました……主に婦人といつても間違ひはありませんが、男だつて隨分加勢して來て居ますよ。先づこの運動の思想的先驅者を精神的に鼓吹したルソウ――但しこの人自身は「婦人は飽くまで男子に從順で、男子の伴侶として男子を喜ばすための者だ」と言つてゐるほどで、貝原益軒先生と同一の意見です。ルソウもあんなまづい事さへ言つてなかつた

ら列國の婦人參政權問題が一先づ片づいた頃に、銅像の相談がどこかで起きたでせうよ。その次には、グージュ女史の後五十年ほどして出たイギリスのジョン・スチュアート・ミル——この人は婦人問題の古典ともいふ可き有名な「婦人の服從」を著はし、夫人と共に實行運動の先頭に立ち實に眞面目に奮鬪しましたね。私は、ミルのやうな男が次から次ともう三四人出て居たら、世界の婦人問題はこんなに八ケ間しく——貴君のいふ繁昌をせずに濟んだものと思ひます。その他フランスのナポレオン時代のこの運動の急進論者のコンドルセーとか、ドイツのとツペルとか多勢居ります。これは前にも言つたやうに、婦人運動は民主主義思想の娘で、そのデモクラシーが男子の胸から出た思想ですから、男子がこの運動に加勢するのは、祖父が孫娘に加擔するのと同じで、自然です。』

『どうも、段々聽いて居ますと、婦人運動は西洋の話ばかりになつて了つて、ひと事のやうですね。一體全體日本はどうなんです？』

『昭和四年三月六日の第五十六議會の衆議院本會議で、各派から共同提出の案に對し望月內務

大臣は「婦人公民權は時期尚早である」と言つてゐるので盡きて居ませう。』

『すると、日本の婦人運動は前途遼遠ですね。』

『さうです。前途遼遠です。しかし、前途遼遠といふことは益々婦人問題が旺んになるといふ事です。婦人問題が旺んになるといふ事は、病院が繁昌するのと同樣で、好ましい事ではありませんが、病人が多勢あるのに病院がなくては更に困るやうに、婦人問題の原因があるのに婦人問題が起らないのは、同樣更に困る事です。この意味で、日本で婦人問題はもつと盛に議せられて好い筈なのです。』

第二章　男女の差異と優劣

第一節　體格上より觀た女

源義經と加藤清正とどちらが强いか、ナポレオンと秀吉とどつちが偉いか――といふ論は少年時代には誰でも一度鬪はす議論であります。今頃、大人の問題として、「男女優劣論」などを持ち出すのは、小供の英雄豪傑比較論のやうに見えて可笑しいやうでありますが、事實、多くの婦人論者は、この「男女優劣論」から出發して居ります。前章で述べたやうに、現代の婦人運動者は、男女の性の區別を出來るだけ小さく見てかゝる一派と、反對にそれを極大に認めてかゝる一派とに別られますが、前者は主として所謂男女同權主義者――所謂女性主義者であります。男女同權を主張する人々の有力な論據の一つは、男女の區別は性だけのもので、そ

の他は能力も智力も體力も男に劣るものでなく同等である、既に同等である以上、女を男より劣弱な者と觀てつくられた今日までの差別は間違つてゐる、といふのです。

この論者等は男女の能力が同等だといふことを、人類學、動物學、生物學等をはじめ果ては神話傳說まで引合に出して立證しやうとします。後で說く米國のウヲードといふ學者などはそれよりも一歩進んで、古來女性は男性よりも優つてゐたものであるといふ「女性中心說」を說いてゐます。何れにせよ、「男女優劣論」が婦人問題の根本題目の一つでありますから、先づ男女の別について科學者がどう言つてゐるかを觀て置く必要がありませう。

從來、一般の學者が雌雄男女の別につき說明してゐるところは大體次のやうであります。

生物は自己保存、或はより好き子孫に後を繼がせる本能から生殖作用を行ひます。極めて低い階級にある原生動物では、自己の單細胞中にある生殖細胞が分裂して一個が二個となり、その二個が又四個といふ風になつて行くので、この場合の繁殖はたゞ同じ物が出來て行くといふだけで、質の進化といふ事はありません。然るに高等な階段にある生物になつて、茲に始めて

雌雄の別が見られ、異れる個體中にある雄性生殖細胞と雌性生殖細胞とが合して新なる生命が生れる。この雌雄の別が異れる個體にあるといふ事は、自然淘汰と遺傳の理法の上から生物の進化を助けるのであります。つまり雌雄の別がなかつたら、生物は繁殖はするが、敏活な進化は望めないといふ事になります。(この雌雄の存在に關する生物學者の見解は婦人問題の原理として注目する必要があると思ひます。)

次に雌雄の別のある生物、殊に發達した動物等について雌雄の差異はどうかといふと、學者は一般には雄性の方が雌性よりも優つた發達をしてゐると言つてゐます。即ち多くの哺乳類や鳥類では、身體の大きさ、構造、諸機關、體力等に於て雄性の方が雌性よりも優つて居り外形も美しく立派であると言つて居ます。

それなら人間について男女の別をどういふ風に見てゐるかといふと、次の如くにいはれて居ます。

男女の差は、その生殖機關の區別が第一の特質であるが、これに次ぐ第二次的の差も著しく異つて居ます。平均的にいへば、先づ體の全形からして、男は强大で筋骨が外に目立つてゐます。

これに比して女の體は小さく、かよわく出來て居り、筋肉も細弱である許りでなく、皮下には脂肪を含む胞狀組織が豊富である爲に體の輪廓がふつくらして丸味を帶びて居ます。少なくとも男の目で見ては女身の方が美の法則に適つてゐるといふ定評です。その代り體形の完成するまでにかゝる年月は女の方が少く、十七八歳乃至二十歳までゝあるが、男は二十四五年を要します。

更に局部的に觀ると、頭は女の方が男より小で、腦の容積も重量も、平均數値で見るとどの國民でも女の方が少ない。例へば次のやうな統計がある。

種別		腦（頭蓋腔）容積
日本人	男（百二十七例の平均）	一、四六三・六 立方糎
	女（八十七例の平均）	一、三〇一・二 立方糎
中歐人	男（一般平均）	一、五〇〇・〇 立方糎
	女（〃）	一、四〇〇・〇 立方糎

種別		腦の重量
日本人	男（一般平均）	一、三六七瓦
	女（〃）	一、二二四瓦

ブンゲ氏の調査例｛男　平　均　一、四五二瓦
　　　　　　　　　女　〃　　　一、二二四瓦

頭の形からいへば、男の方が頭頂が圓隆し、前額も男の方が高く、女は狹い。頸は女子の方が長く、頸から頭や肩へ移りゆく部分に於ても、男の樣に急に太くなりません。又處女にあつては頸が既婚婦人に比べて肥豐で、昔ローマでは頸だけで處女か否かを鑑別したといふ位ゐであります。喉頭部に於ける突出は男子の方が遙かに大であります。之は靑春期に於て男子の喉頭が急激に發達する爲めで、男子が聲變りをし、女子の喉がいつまでも子供らしさを保有するのもこれがためであります。ローマ法王廳では、その讃美歌隊の男に、去勢により喉頭の發達を妨げて、女性らしい美聲を出すやうにしたともいはれてゐます。胸廓部も女子の方が狹く、從つて肺臟も小さく、心臟の小さいことも、女子の手拳が男子のよりも小さきが如くであるから、女子は心悸亢進し易く、疲勞し易いのも無理のない事であります。

胴の形に於ける男女の差は可成著しく、女子のは言はゞ繭形で胸部から腹部に移つても目立つほど細くならないのみならず、腰部に行くと再び太くなつて、腰幅の方が肩幅より廣い女が多い位であります。之は女子の骨盤が靑春期に際して大に發育する結果であります。但し、それは骨

盤の圍む容積がより大なりといふのであつて、骨盤の骨自身の太さや重さは男子の方が勝り、卽ち女のは一ポンド位であるが、男子はその倍であります。男子では、前胸部の大胸筋が著しく目立つて乳房は小さいけれども、女子では大胸筋は纖弱で、その代り二つの乳房が丸く美しく高まつて兩乳房の間に縱の窪をつくります。

上肢に就いては、女子の方が鎖骨が短くて屈曲輕く、肩胛骨は小で、腕は丸く柔軟であり、手は小さく白くて脂肪に富んで柔かく、指は細く尖つてゐます。全體として女子の下肢は男子のより軀幹に比較して小さ過ぎるので、男子の樣に恥部が全身の二等分線となつて居らず、脚の短い結果、女子の歩幅は小さく、肺臟や心臟の小さいのもこゝに原因してゐます。(神田正悌、阿部余四男兩氏著「兩性論」中より摘記)

以上は主として男女の體軀の外部だけの比較でありますが、この他解剖上並に生理上、細部の機關に就いて見ても男性が女性よりも優れりと斷定する學者が多いのであります。メービウスといふ醫學者は、女性の大腦の解剖學的事實から說き出して、あらゆる人體の器官に於て女子は男子に劣つてゐるといふので「女性の生理的低能說」といふ有名な著書を約三十年ほど前

に著はし、當時非常な論議を惹き起した程であります。かうした比較からだけでも多くの學者も一般人も次の如く結論します。——男子の體格は外に出て活動、奮闘するに適してゐるが、女子はそれに反して、肉體的にも活動や競爭には適せず、その男性に優る唯一の點は骨盤の包容力が示してゐる子を生むといふ事である。

第二節　心理學者の觀た女

人體學者や生理學者の婦人觀の一班は前章に述べた通りでありますが、在來の心理學者も亦婦人の能力に就いては、可成り低く評價して居るやうです。その大體を摘んで見ると——

感覺と知覺　些細な刺戟に對しては鋭敏に感知するけれども、一般に男子よりは鈍い。殊に痛覺に對して鈍く、これがため婦人は一般に辛抱强く見える。痛覺の鈍いのは分娩といふ大任がある爲めに、自然がさうした爲めかとも思はれる。但し婦人が一寸の時間の感覺的刺戟から鋭い辨識をする場合がある。例へばすれ違ひに出會つた他人の衣裳の柄合などを精密に見て

取る能力は男子の及ばないところであるが、これとても婦人の感覺性、知覺性が特に優れてゐる爲めでなくて、婦人の眼界や興味が常に外見や虚飾的のことに限局されて集中されるためであらう。

模倣性　一般に眼界が狹く、興味や趣味が多方面に亙り得ない。流行や迷信に對して婦人の方が男子よりも囚はれ易いのは、模倣性が強く、或る「模範」に對して無批判に受け容れるためである。その結果、外界からの刺戟に對して容易に被暗示者となる。催眠術などでも婦人がかゝり易いのはこれがためである。

一般意識作用　諒解、慾求批評等の一般意識作用には多分に感情的分子を含む。それがため感傷的で、何事にも自分の好惡の感情から自己中心の批評を加へる傾向が著しく、性格的には利己的で我儘である事が多い。純理智的の事柄、例へば純科學の事柄などに對しては感情が動かず、冷淡で理解しやうとも努力しない。ところが、感情的の説話、例へば義理人情の絡まつたお芝居などには特別な興味を持つ。だから講演を聞いても、その全體の梗概や要點を

摑まうとしないで、一部分の感情的な說話などを好く記憶する。そして一般意識の働き方は受働的で能働的でない。

認識能力　ハイマンの實驗によると、一定時間内に男性が一千三百七十五字を看取認識する間に、女性は一千一百二十八字しか認識する事が出來なかつた。然るに一方に、種々の善悪美醜等の判斷や或る問題の解決法等を問ふ如き課題を多數出して一般判斷作用の優劣を見たのに、女子は概して判斷の時間は男子よりも早いが、その解決の仕方は論理的根本的でなくて、外部的、感情的、彌縫的のものが多い事を確め得た。

感情の表現　女子が感情に囚はれ易いのは前述の如くであるが、その表現は概して敏活、明確で而も男子に比し野卑に流れる事は少いが、それだけ取り繕つたわざとらしさがある。消極的の感情(忿怒、嫉妬、悲哀等)は男子よりも強く露骨に現はれる。婦人が粗野な性格をなすのは、いつも斯うした消極的感情、特に戀愛に關係した嫉妬等の場合のみに限られてゐる。又愛の感情が悲情に深いが正義とか道德といふ方面の社會的情操は殆ど存在しないと言つてよい

位に薄弱である。

意志作用　決意の動搖が著しく、感情のために屢々道義的決意が後へ引き戻される事がある。だから義理によつて一旦約束した事も、公然と議決契約された事も、履行せずに了ふ事が男子より多い。破約を欲しても、それが不可能と知つた時には不平や愚痴が甚だしく、約束履行の後のすが〳〵しい感じを味ふことが少いらしい。異性や他人の思惑に捉はれる癖が多く概して決斷遲く且つ鈍い。これは呉服屋へ小片一つ買ひに行つた時にも見られる特質で、どれにしやうか決し兼ね、傍の人の一寸した助言で直その氣になり、歸宅して又傍の人から批評されると翌日取り替えに行くといふのは好く見る例である。けれども一面に、婦人の意志作用には辛棒強く粘り強い特徴がある。何か一旦習慣が出來ると、少しの不便不利は忍んでも、いつ迄もその習慣に固着し、所謂保守的になる。これは前にも述べたやうに婦人の痛覺が鈍いためだと說明する者もあるが、或る人はこれはその理智の上に創造力が乏しいため、變化を欲しないからだと解してゐる。（以上、杉田直樹博士の所說に據る）

る事を語つてゐます。

第二節　心理學者の觀た女

右のやうに、一般に心理學者の說くところも、婦人が心的能力に於て遙かに男子に劣つてゐる事を語つてゐます。

科學者の立場からでなく、文學者や哲學者で女性を男性に比べて遙かに劣等視した者は、これを美化憧憬した者の數の多い如くに多いのであります。尤もキリスト敎、ユダヤ敎をはじめ佛敎でも回々敎でも女を常に男の次に置いたり、罪障の根元のやうに說いたりして居るのですから、これも無理からぬ事でせう。女嫌ひ、といふよりも女惡みで有名な哲學者のショーペンハウエルの女人觀は、この人が自分の愛した女性から裏切られた腹癒せでもあつたといふが、婦人蔑視の文學としては代表的なものでせう。その中の一二句を擧げて見ると、

世の中のものは、貴く完いだけその熟することが徐ろで且つ晩い。男は二十八になつても未だその理智も精神力も成熟しないが、女は既に十八歲で成熟する。けれども女の理智はその程度で固つて了ふのであつて、從つて女は一生を通じていつ迄も子供に過ぎない。眼前の物だけしか見ない。現在に許り執着する。事物の皮相のみを見て得たりとし、重要な事件を洞察してその核心を摑む事が出來ず、たゞ些細な事許りに心を向ける。

脊は低く、肩は狹く、腰が廣くて脚の短いものを、美しいと稱へるのは、たゞ性慾に曇らされた男の智性の仕業に過ぎない。この男の性慾から見た美しさを離れて正當に批評すれば、女は全く非美的で、而も音樂にも詩にも藝術にも何等の眞の理解を持ち得ない低能な代物である。

第三節　男女の智力平等說

男女の體力の差については、現在のところ總じて男よりも女の體格が劣つてゐることは誰しも認めるところですが、智的能力については、女は決して男に劣つてゐないといふ論者は、婦人運動者中の女性の中に殊に多いやうです。この人々は、『成程、現在では體力も智的能力も總體的には劣つてゐる事を認める。併しそれは、過去現在に於ける男の世界で、女が男の從屬物とされて來た境遇の結果である。早い話が、女が男の子と同じ遊びをしやうとすれば、親達は「女の子の癖に」といつてたしなめる、その結果は女兒の體格の發達の機會がそれだけ失はれる。だから古來男子と略ぼ同じ敎養の機會を與へられた婦人の中には、あらゆる方面で男子

を凌ぐ人物も輩出してゐるではないか。故に、男女の能力の差は先天的のものでなく、本質的には優劣はない」と言つてゐます。この人々に取り、婦人の智力が男子よりも劣つてゐると言はれるのは最も堪え難い侮辱で、女性の婦人運動者の中から多くの強烈な反駁說が提出されてゐます。

その中で近年に於ける代表的ともいふ可き婦人は、米國のヘレン・ガードナー女史で、この人はこの國に於ける婦人運動の急先鋒で、熱心な婦人參政權論者として、又男女智力同等說の唱道者として、今から約五十年前から男女の優劣に就いて烈しい論戰を開始したのでした。その頃、女史の論敵の一人にウイリアム・ハモンド博士といふ陸軍の軍醫をしてゐた人が、ガードナー女史に向つて、「婦人の腦髓は十九の諸點で男子のに劣つてゐる」と醫學的の立場から斷言したものでした。これを聽かされた女史は、科學者でない悲しさに即座にこれを辯駁する事は出來なかつたが、直覺的にそんな說は誤りであるに違ひないと先づ思考し、それから彼女は一流のその方面の權威者の實驗室に出入して徹底的に男女の腦髓の研究を進めたさうです。そ

の研究の結果は「腦髓に於ける性の問題」といふ當時有名になつた論文で、それは無論、腦髓に於て女が男に劣るものでないといふ事を立證したものでした。

この論文を發表したのは、女權擴張論者の大會で、女史がこれを朗讀するに當り、紹介者は「今夜の最初の演說者はヘレン・ガードナーであります。彼女は腦髓に就て語る事になつて居ります。敵の最後の堡壘は科學者といふ事であります。」と、女史の爲めに前置きをしました。それから女史は非常なセンセーションを起した男女智力の同等論を讀み出したが、その中にかういふ警句があります●

男女の智力の比較を腦髓の重さで比較するのは馬鹿げてゐます。男子の腦髓の重さは平均千三百グラムから千四百グラムであります。しかし、非常に幼い鯨でも二千三百十二グラムの腦味噌を持つて居ります。一八八三年に捕れた大鯨の腦髓は六千七百グラム以上ありました。そこで若し、腦髓の相對的重量ではなく總體的重量が智能の指針であるとすれば、かの鯨は「沈默せる世に聞えざるミルトン」であつたに相違ない。恐らくどの象も醫科大學全體の學者を向ふに廻はす事が出來るでせう。

この劣けじ魂の強い女史は、その演說會の成功で滿足せず、近年死ぬ時に遺言をして、自分の腦髓をコーネル大學の研究室に提供し、研究材料にすることにしました。コーネル大學は米國の大學中で、この方面の研究では最も完備した設備と學者を有して居るので知られて居ますが、女史は更に、同大學の斯道の權威者パーペズ博士に託して、自分の腦髓を他の知名の士のそれと比較研究して貰ひ度ひと言ひ遺したものです。死んで後までも男には劣けないといふ女史の氣魄は恐ろしいものです。パ博士は、この遺言の通り長い間研究を續けましたが、最近その結果を公表し、「婦人の腦髓は必ずしも男子の腦髓に劣るものではないといふ充分な確證を得た」と聲明しました。

博士はその研究論文の中で、人間の腦髓研究の歷史から說き出し、猿から優れた人々に至るまで數百の腦髓を研究した結果を述べ、遂に婦人の腦髓が男子のに劣らぬ決論に達してゐるのであるが、ガードナー女史の腦髓に關する報告中に、博士はかう言つてゐる。

「私はヘレン・ガードナー夫人の腦髓の各部分を、他の二十人の男女の腦髓と詳かに比較

研究した。夫人の腦髓の構造は、全體の組織の中、腦皮質、又は灰色質が殊に豐富で、多くの博士、敎授、辯護士、自然科學者の腦髓を含むコーネル大學の蒐集館の中でも、最上の腦髓でなければこれに匹敵するものはなく、これ以上の發達をなせるものは殆どなかつた程である。彼女の心意が一面的な發達を遂げて居たとか、何か普通とは異つた精神的特徵を持つて居たとかいふ徵候は少しもなく、眞に圓滿な發達をなしてゐた。」

恐らくコーネル大學のパーペズ博士の研究室の附近に迷つてゐたガードナー女史の魂魄は、この聲明を聞いて、はじめて會心の笑を浮かべて飛び去つたといふワケでせう。

一體、男女の智力優劣の證據に、腦髓の重さを引合に出されるのは、婦人に取り餘程癪にさはると見え、ガードナー夫人の鯨や象の腦味噌論許りでなく、他の女性の男女同權論者も、このやうな說が取るに足りないといふ例證を好んで探し出すやうです。現在の米國に於ける女權論者の一人、アリス・パーソンスといふ女史もその一人で、これに關してこんな風に書いてゐます。——

「エリス氏（有名な「男と女」の著者、ハヴアロック・エリス）は記錄に殘された六個の男の最大級の腦に就いて調べて見た。その中での最大なものは、全く無名な男、第二は病人第三はツルゲネーフ、第四は普通の勞働者、第五は煉瓦職工、第六はクヴイエール（十八世紀から十九世紀にかけてのフランスの大解剖學者）。次に女の六個の最大級の腦は更に困つた結果をなした。第一と第二は氣狂ひ、三個は普通の女、殘りの一つは自殺した女醫學生に屬してゐた！」

第四節　女性中心說

女性中心說は米國の博物學者であり社會學者であつたレスター・ウヲードの說くところで、「生物の起源は雌性であり、雄性は單に自然が後からの思ひつきで、雌性を孕ましめるために作られた物に過ぎない。故に人類に於ても女性こそその根幹である」といふのです。更に、「人類を文明に導く方法は女性を文明に導くことであり……女性を高めることが人間進化の唯

一の道である」と斷定してゐるのです。かういふ說が婦人の女性主義者の大部分から渴仰されるのは無理もないことで、さういふ婦人の中にはこの說を科學的體系を持つた立派な學說のやうに有難がつてゐる人すらあります。この說も大所高所から觀た婦人運動促進の爲に引用するとしては、他の諸ろ〳〵の男女優劣論と同樣、大して重要なものと私は思ひませんが、何しろ有名な學說ですから、その大掴みを先づ紹介して見ませう。

「生物にとり生殖は卽ち發育で、生物がその個體としての身體の組織を超越して成長する事である。自己の一部分を取つて全體と爲す事である。」ウヲードはこの定義から出發して生物がいかにして生殖し發育して行くかの狀態をその下級な物の中から調べはじめて居ます。そして原始的な生物には雌雄の性別がない物、或は一個の個體で兩性を兼ねて居るものが多いが、進んだ生物になつてはじめて交精作用が行はれ、この作用が進步して來て、こゝに始めて兩性といふ現象が生じて來る。併し、完全に區別された兩性の交精作用を營んでゐる生物は、全生物の半分にも當つてゐない。故に生殖と兩性とは別なもので、兩性は便宜上或る生物に限つて出

來たものに過ぎない。下級生物の分裂生殖から單性生殖に至るまで、無性生殖の全時代を通じて、女性のみが存在して居つた。換言すれば、生命は女性により始まつた――と言ふのです。

次にウヲードは、兩性の交精作用に於て、雄は雌の補助機關に過ぎないものだといふ事を力說し、ダーウインの進化論中の左の句を引用して居ます。

私は（ダーウイン）先日或る種の蔓脚貝に就いて面白いことを發見した。それは女性のみを有してゐる蔓脚貝で……その貝殼の二つの扉の中に二つの小さなポケツトがあつて、その中に一疋づゝの小さな御亭主が入つて居た。

それよりも未だ面白い事がある。それは兩性具有の蔓脚貝で、自身が兩性を具有して居るに拘はらず、豫備の小さな御亭主を幾つか持つて居る。甚だしきは七個の豫備亭主を持つて居たのである。

この他に、ウヲードは蜘蛛、蟷螂、蜜蜂などの例を擧げ、何れも雌のために雄が存在してゐる事、雌の蜘蛛が雄を喰ふことなどを世人が珍しがるが女性中心說から見れば當然なことだといふ風に觀てゐます。それから植物界に於ても雌性中心の例として大麻を擧げ、雄木がその花

粉を雌木に渡して了ふと急に發達を停止して直ちに枯死するが、受精した雌木はこれから眞の發達盛りとなるといふのです。

かうして生物の原始體は雌性で、雄性は後になつて出來たものであるのに、どうして現在の如く雄性が發達して來たかといふに、元來雄性は授精者として、その任務を果す爲に旺盛な性慾と、それに加へて遠心性と變化性とを與へられた。雄性のこれ等の性質はその存在の意義であり、雌性はこれ等の變化ある雄性の中から自分の好む相手を擇んだ。即ち、雄性同志は雌性から擇ばれるために爭鬪し、その中の優勝者が、雌性の御意に叶ふのだといふのです。

ウヲードは生物の下級界に於ける右の如き雌雄兩性の關係が、生物全體の兩性の本然の姿であるのに、多くの脊髓動物や哺乳動物、殊に人間に於て、雄性男性が主となり雌性女性が雄性男性に對して從の形になるに至つたとかいふ經過を、可成り興味ある順序で説明してゐます。

それによると、生物の雄性は雌性が生殖する補助機關として作られたものであるが、彼等の變化に富み爭鬪を好む性質が高等動物になるに從つて自然と理智性を發達させた。この理智性

の發達が爭鬪性と相俟つて、高等動物となるに從つて體軀や體力を雌性よりも發達せしむるに至つたといふのです。

人類の直接祖先である類人猿に於ても右の如き狀態で、雌性はこの時體軀は旣に雄性に劣つてるたが、然し依然雌性が種族の王であつた。漸く人間として發達して來た原始時代には、男女兩性の關係と姙娠の關係が分らず、子は女獨りで生れるものと思はれて居ました。この時代には生れる子等は母を中心として集るので、種族の間で母の權力が强いのは當然で、所謂人類の「母權時代」が當分續きました。

ところが、人間の腦髓が發達し理性が働くやうになつて、兩性と出產の關係が發見され、卽ち男性は父たる意義を自覺し出しました。これが人間原始狀態に於ける所謂亂婚雜婚時代に革命を來たし、男性に自分の直系を重んずる氣風を生ぜしめ、男女の地位は顚倒して今日の「父權時代」の始めをなすに至りました。これが要するに人類の歷史に於ける男性專制の起源で、男性は、生物としての原始狀態では女性の用を辨じ氣に入るために偶たま發達した腦髓と體力

とを以て、逆に女性に君臨し、家長制をつくり、女性を家財とし、奴隷とし、掠奪結婚をし、その他あらゆる暴虐を盡すに至りました。この間に、はじめは女性から男性を擇んだ女性淘汰は、男性から女性を擇ぶ男性淘汰となり、その結果女性の體力も智力も、容姿も總て男性の從物として適するやうに發達するに至つたものであるといふのです。

ウヲードは、この說の結論として、人類と女性に就いて最初に掲げたやうな斷定をし、更に最後に、「最近二世紀に於て女子の地位は著しく進んだ。これはつまり、女子衰弱の極點が既に過ぎて、これより再び向上の途に向ふ前兆ではなからうか。そして結極、男性支配でもなく、女性支配でもなく、男女同權制といふ可き時代が來るのではなからうか」といふ暗示をして居ります。

第五節　女性側の其他の言ひ分

女性が男性よりも體力、智力その他多くの點に於て劣つてゐるといふ說は前にも述べました

が、この他にもまだいろ〳〵と數へたてられてゐます。そこで一般的に行はれてゐる女性劣弱說とでもいふ可きものを箇條書にして見ると次の如くであります。

一　女性の中からは天才が出ないではないか。

二　女性は消極的、保守的ではないか。

三　女性が月病を持つてゐる事が活動の諸方面で男子に劣る理由になつてはゐないか。

四　女性が男性の從屬になつて來てゐるといふその事が、女性が男性に劣つてゐる何よりの證據ではないか。

五　女性の心臟、肺は男性より小さく、その他身體の構造は皆男性に劣つてゐるではないか。

これに對して、女性側には大體左のやうな言ひ分があります。（一以下は女性主義者側の主義であります。）

【一】天才は作られるに非ずして生れるといふが、生れるのはその時代の要求によつて生れるといへるのであります。藝術、文學の天才がどこの國の歷史を見ても、或る時代に限り輩出するのは、その時代の世の中がさういふ藝術を最も尊重した時であります。だから天才の出現と時代とは不可分の關係がありますが、昔から今日までの世の中は、婦人から天才を出すのに

最も不適當に出來てゐる。といふのは、從來の世の中は、婦人が藝術や學問に沒頭するやうに出來て居らず、たま〳〵さういふ事の出來る婦人が居つてもそれは男子の數に比べたらお話しにもならぬ少數である。ところで人間は皆時代の風潮といふ驚く可き感化力のある空氣の中に育つて、言はず語らずの中に他人を模倣して居るのである。今迄の世の中は、『婦人から天才など出るものか』と斷定し、婦人自身も亦、過去の歷史により、自分等はさういふ方面には到底駄目なものと思つて來た。この考へが婦人に天才の少い根本的の原因であります。

婦人の頭腦が天才を生むに適せぬといふ科學的の論據はないと言ふ醫學者は可成り多勢あるのです。十歲の少女は二十歲の青年に比べて好いほど上品ではき〳〵してゐるのに、それが二十歲になると、無暗に恥しがり、しなを作り、小鼠が一疋飛び出しても悲鳴をあげるやうな馬鹿者になるのは、さういふ風に親達が娘を仕込むからです。早い話が、十歲過ぎた女の子には依然として人形を持たせたり、ピアノやオルガンを當てがうのに、同年輩の兄弟には竹馬やフツト・ボールや自轉車やスキーを當てがひます。

かういふ風に世を擧げて婦人の體力、智力を消極的に內輪にくと小さな一定の型にはめる事にかゝつて來た中に於ても、少數ながらも婦人の天才が過去に於ても出來て居るといふことは、環境と敎育によつては將來婦人の中からも更に多くの天才が輩出し得る事を證據立てるものであります。歐洲諸國ではシドンス、サラー、デユースなど、俳優に婦人の天才が輩出してゐますが、これも、その出る迄は歐洲には女優といふものは日本の歌舞伎と同樣全くなかつたもので、婦人が舞臺に立つ事などは夢想もされずに居つたものです。それが時代の要求と、先人の模範に刺戟されて天才女優が續出するに至つたものです。日本でも紫式部、泉式部等の文學の天才を王朝の昔に出してゐます。科學の方面に婦人の天才が殆ど出てゐないといふのも、矢張り境遇と敎育と時代の然らしめて來たものに過ぎません。

【二】女性は男性に比べて人事の總てにつき消極的、保守的であるか否かは直に斷定するのは早計でありますが、さうであるとしても、これは女性を男性より劣つてゐるといふ非難の理由には全然なりません。といふのは、科學者の說では、男性の積極的とはその變化性を指すの

であるが、無制限の變化は進化の上に危險なことだと自然は見て、女性に保守性を附與したものといはれて居ます。だから女性の保守性は品質の保護者であることを語つて居ます。「男性は變化を代表し、女性は遺傳を代表す」といふのはこの事を言つたもので、言葉を換へて言へば、男性の無鐵砲な變化を調節するために、女性が保守性を持つてゐるのです。

併し、それなら現在の社會に於て悉く女性が保守的かといふに決してさうでありません。女性といへば直ぐに引合ひに出される服裝の流行の一例を取つて見ても、男性の方が遙かに保守的であります。短いスカートや斷髮の流行を婦人が始めると、第一に抗議を持ち出したものは所謂世の父兄です。この點はアメリカなども實に甚だしく斷髮の流行し出した頃など、「斷髮の女店員は使用しない」といふ申し合せをした會社や商店の重役や親爺さんが方々に出現しこの流行に對しても、男が最初には最も惡罵を浴びせたものであります。

【三】婦人が犯罪を犯すと、その時は恰度月の病であつたといふのは、版で捺したやうに警察でいふことです。「婦人と犯罪」といふ種類の書物にも大ていこれに關する一項目を逃さな

い事にしてゐるやうです。

事實、月の病の中には、或る種の婦人は氣分が優れぬといふ事はあり勝ちです。併し、このめに婦人に犯人が多いといふ事は間違つて居るかと思はれます。イギリスで警察所罰令により亂暴行爲のため罰せられた男の數は女の六倍に當り、フランスでは七倍といふ統計があり、これ等の暴行女達は、大てい月の病氣中であつたさうです。

そこで、興味ある疑問となりますのは、若し婦人がその病中に亂暴を多く働くといふならばそれよりも六倍七倍の暴行を男はどういふ病の中に犯すのでせうか。どこの國にも强竊盜、自殺者、發狂者の數は婦人よりも男子に多いのです。若し婦人の犯罪その他精神錯亂から來る行爲や病氣が、月の病中だけに多く起るとしたならば、男子はどういふ原因で、より多くの犯罪や不始末を爲すのでせうか。換言すると、女は、その最も肉體的、精神的に不安定な時期に於ても、男よりも六七倍安定を多く保つて居るといふ事にならないでせうか。

月の病が婦人に肉體的、精神的にハンデキヤツプといふ事は事實よりは非常に誇張されて世

間に吹聽されて居るもので、現に勞働者や農婦や健康な婦人にとつては、仕事の上に何の障害もない事で、これは醫學者の實驗やその報告書もアメリカあたりでは澤山作られてゐます。

【四】婦人が男性の從屬となつてゐるのは、婦人に妊娠、育兒といふ天職が與へられてゐる事が原因となつてゐるのです。妊娠の結果、婦人は分娩の前後或る期間は病人と同じ狀態に置かれます。又、子を生んでからは可成り長い年月それを哺育して行かねばなりません。產兒制限や性慾抑制などいふ事が考へられなかつた最近までの過去の長い時代に、婦人は次から次と自分の欲する欲しないに拘はらず子を生まねばならなかつたのです。人間の未開時代に於て男性がかういふ立場に於ける婦人を憐れみもし、弱者扱ひにもし、輕蔑もした事は推測出來ます。實際、婦人は太古から、分娩と哺育の期間、男子の扶養によらねばならなかつたのは當然でせう。

この或る期間に於ける婦人の男子への從屬が、習ひ性となり、遂に今日に至つたものと思はれるのです。だから、女性が現在男性に從屬して居る事は、女性が男性に劣つて居るといふ理由にはなりません。むしろ、女性が男性に從屬して居るのは、右に述べたやうな次第で、人間

がまだ野蠻時代の風習から全く脱却し切れずに居るといふ證據だともいへるのです。

【五】女性の心臟、肺臟其の他の身體の機關が男性より劣つてゐるといふのも、無論所謂文明國の都會の女を主として實驗した結果と思はれます。ホッテントットの男はその體力は普通のイギリスの男と大差ないが、女はイギリスの大男を指先で倒せる力を持つてゐるといふ事です。日本でも女相撲に向つては、普通の男は負けるに極つてゐます。この二つの例だけを見てもわかるやうに、多くの婦人の內臟や諸機關が男に劣つてゐるといふのは、誤れる男性中心の女性淘汰により、それを發達させぬやうに從來して來たからの事で、發達が阻止されてゐるといふに過ぎません。撫で肩、柳腰といふやうに婦人の美と纖弱を一緒にして來たのは、近年まで西洋も東洋も同樣でありました。併し、運動やスポーツが婦人に解放された結果、男子を凌ぐスポーツ・ウーマンが日本にさへ出て來たのは、最も痛快にこの說を覆すものです。身體の諸機關ほど運動に伴つて正直に急速に發達するものはありません。女子の體格を男子と同樣に發達させ得る事は、既に實驗濟みで、唯それを多くの婦人が實行してゐないだけです。

第三章　婦人參政權問題

第一節　婦人運動中の幹流

現在世界各國に於て、婦人問題として扱はれる題目の可成り多いこと、又その目的と、目的を達するための手段方法が多岐多樣であることは前にも述べた通りであります。つまり、現代の婦人問題或は婦人運動は、その範圍が極めて廣く、その主張する理論もまち〳〵で、世界を通じて婦人運動の共同題目といへるものはないやうです。時代により國により婦人問題は相違して來てゐます。併しこれは、婦人問題の起きた來た根本の理由を考へて見れば寧ろ當然の事と思はれます。といふのは、婦人問題の發生は婦人の上に不合理不自然に加へられてゐる一切の束縛を取除くといふところにあるのですから、その目的と手段が廣汎にわたり多種多樣とな

るのは寧ろ當然のことであります。

たとへば、その不合理不自然な束縛といふ事を考へて見ても、道徳習慣、法律、政治、經濟等殆ど人事の百般にわたつてゐます。さうして、束縛の範圍が廣ければ廣いだけ、これを取除くための手段方法が又それに應じて變つて居り、更にこれに色々と理論附ける婦人問題論議者の説は際涯なく多くなつて來ます。

實際、近年婦人問題に關する論議が旺んになると同時に、これに關する著述の多いことは驚く許りで、日本も少い方ではありませんが、歐米に比べたら、まだ／＼比較になりません。

これ等の多くの歐米の著述婦人主義者――「客間社會主義者」や「雜誌共産主義者」といふ言葉があるなら、かういふ婦人主義者もあるといへませう――により今日の婦人運動の一貫した理論とか解決策とかを知らうとする事は全く絶望であります。或る者は生物學や人類學の研究から出發し、或る者は唯物史觀や社會學の上から立論します。又或る者は性の區別の撤廢の上から、更に或る者は性の分業といふ上から、一見互に相反する議論を進めて居ます。

この言はゞ混沌とした婦人問題種々相の中で、世界各國を通じ、又婦人問題發生以來今日までどの時代に於ても、共通した一つの題目があります。婦人參政權問題がそれであります。どこの國に於ても、婦人運動の支持者から確乎とした婦人運動の具體的な題目として掲げられて來たものは、これ以外にはないと言つても差支へありません。勿論、婦人の深夜業廢止とか、産前産後の休養問題とかいふ問題は、參政權問題と同樣各國の勞働婦人の問題としてどこの國でも論議されてゐる問題ではありますが、それ等はむしろ勞働問題社會問題の一部で、全般的の婦人問題の題目としては矢張り參政權問題でありませう。殊に、この問題については未だ解決の糸口すら現實には握つて居ない我が日本では、婦人問題即ち婦人參政權問題といへませう。

なぜなら、婦人が參政權を持つといふ事は、單に男子と等しく選擧權被選擧權を得るといふ事に止まらず、これにより婦人の地位の向上を確實に社會に認識させ、選擧人として又被選擧人として政治機關を通じて法律上、經濟上その他可成り根本的な婦人問題の解決を計る可能性

があるからであります――少くとも婦人参政權運動者はさうした期待で、この運動に參じてゐるのであります。だから、婦人参政權問題は、婦人運動の一大幹流で、その流れ進んで行く先は明確に分つてゐます。これに比べると、婦人の職業の問題とか、戀愛自由の問題とかいふやうな問題は、相當の幅と深みのある河流には相違ありませんが、何處から、何處へどうして流れて行くかといふ筋道になると、總ての人が首肯するまでに明確になつて居りません。

第二節 婦人参政權の意義と沿革

それなら、婦人参政權運動とは何を指すかといへば、婦人が男子と同じ參政權を獲得する運動であります。

廣く參政權とは、國家とか地方團體（市町村等）の別なく、さういふ機關を動かして行く公職、公務を持つ權利といへるでせう。ですから、一般に參政權といへば、衆議院議員の選擧權被選擧權をはじめ、官吏となる權利、更に同樣地方團體の議員の選擧權、被選擧權や公吏とな

り、或は公務に參與し得る權利を含んでゐます。併し一般に婦人參政權といふ場合の參政權は衆議院議員の選擧權、被選擧權を指してゐます。

ところで、この婦人參政權問題は、我が國ではその廣い意味にも狹い意味にも近年旺んに論議され、やつと議會の問題にまでなつて來ましたが、實は歐米諸國では、實際問題としては多くの國に於て大戰後解決されてゐます。歐洲では婦選の實施されてゐない國から數へた方が早い位であります。だから、婦人に參政權を與へるとか與へぬとかいふ問題は、世界全體としては、もう議論の時代は過ぎて實行期に入つてゐるのです。併し、我が國にとつては、これが婦人問題の今日當面の問題でありますから、一通りその沿革を知つて置くことにしませう。

婦人が參政權運動を起したのは、即ち婦人運動のはじまりと言つてもいゝ位古い事で、第一章に述べた婦人運動の沿革は、大體に於て婦人參政權運動の沿革と思つて間違ひありません。もう一度大摑みにいへば、歐洲で文藝復興期後十七八世紀にわたり各國民衆の間に勃興した天賦人權の思想は、その哲學的理論は後代の學者により誤つてゐるとて葬られて了ひましたが、

その背後に横はる思想は今日の所謂民主主義の基礎思想として今日まで續き、世界大多數の國家の政治組織の指導原理となり、或は甚大な影響を與へて居ります。民主主義思想の基調は、人間各個が平等であり、その人格を相互に尊重し合ふといふところにあります。これを政治思想としては、國民の總意により政治を行ふといふことになります。

かういふ思想がまづ當時の男子の民衆に參政權を要求させ、彼等の一部がこれを獲得したのを見ると、理智の進んだ婦人等が、何故女を除外するかと絶叫し出したのは當然のことでしたらう。最初の章に出て來たフランスの婦人運動の始祖ともいふ可きグージュ女史は、其の主張が當時としては過激に過ぎるといふ理由で遂に官憲に囚はれ斷頭臺に上らせられたのでありますが、その最期に女史が「若し婦人に斷頭臺に上る權利があるなら、同時に議會の壇上にも上る權利がなければならぬ」と叫んだのは、婦人參政權史上に赤字で書かれた警句であります。

かうして婦人參政權運動は歐洲では百何十年か前から始まつてゐるのに、その長い間殆ど實效を收め得ずに居ましたが、世界大戰の結果一度に歐米各國とも續々と婦人にこれを與へるこ

とになつたのは、大戰が生んだ多くの副產物中、最も目立つたものゝ一つであります。

即ち大戰前までは、英領ニユージーランド、オーストラリア聯邦、フインランド、ノールウエーの四ヶ國に過ぎませんでした。ところが、大戰中から歐米諸國では婦選が頻りに實施され一九一五年（大正四年）のデンマークをはじめとし、オランダ、イギリス、ドイツ、オーストリー、ハンガリー、スエーデン、アメリカ合衆國、チエツコ・スロヴアキア、ポーランド等が纔か數年の間に一度に男女平等の參政權を認めるに至りました。

これはどういふ原因かといふと、大戰に當り戰爭參加國は何れも、婦人の非常なる協力と犧牲とに依つて戰爭を遂行し得たのでありました。それから、一旦開戰となるや、國內の壯丁をはじめ、終ひには中老の男子まで出征した結果、それ等の男子がしてゐた一切の生產事業にも軍需工場にも婦人が入つて行つて代はりました。事實、戰爭中は婦人によつて、これ等の國の活動の半は續けられてゐたと言つても好いのであります。戰爭參加國の政府や一般男子には、婦人のこの協力は全く新しい驚異でありました。婦人も男子と同じ仕事をなし得るどいふこの

一大實驗が、婦人參政權運動の上に好果を齎したのは當然のことであります。そして、戰爭に參加しなかつた諸國も、近隣諸國のこの風潮に刺戟されて、續々と同一の施政をするに至つたものと解されるのであります。

こゝに一つ興味のあるのは、婦人參政權がまだ行はれてゐないベルギーでも、大戰後一部特殊の婦人に限り左の法規により選擧權を與へてゐることです。

一　大戰に於て戰死した軍人の寡婦で再婚せざる者、並にその寡婦なき場合には、當該軍人の母に當る者。（但し夫なき者に限る）

二　大戰に於て戰死した軍人で、未婚なりし者に就いては、その母に當る者。（但し夫なき者に限る）

三　敵軍のベルギー占領中に、政治上の理由で懲役又は禁錮の刑に處せられたる婦人。

これは明かに、大戰中特別な婦人等が祖國のために拂つた犧牲に對する報償或は論功行賞の意を含めたもので、他の戰爭參加諸國が婦選を容れるやうになつたのもこれと同じ意味が多分に入つて居ると思はれます。つまり、歐米諸國の主なる諸國の婦人等は、戰爭といふ國家非常

の場合にぶつかつて、男子と協力して驚くべき效果のある活動をした爲めに、政治上の男女同權の要求が容れられたのであります。哀訴嘆願でなく、實力によつて得たのであります。

第三節　地方團體の婦人參政權問題

一般に婦人參政權といへば、中央立法議會の議員選擧權、被選擧權を指してゐますが、廣い意味では地方自治體のそれ等をも含むものであることは前述の通りであります。又各國に於ける實例に徵して見ても、中央議會の婦人參政權を認めて地方團體のそれを認めてゐない國はないのであります。否、むしろ地方團體に於ける參政權、即ち婦人の公民權を先づ認めてそれから、中央議會への參政權を認めるといふのが殆ど例外なしに順序になつて居ります。各國がかういふ順序を取つたのは、先づ地方團體のやうな比較的婦人の參與を多く必要とするところから始めて政治上公務上の訓練をし、且つその成績を見た上でといふ意味である事は容易に想像出來ます。だから、婦選を地方團體から始めるのは、一面漸進的の婦選實施法であります。

更にもう一つ別の婦選漸進法の行き方は、男子の普選が行はれる前の制限選擧のやうに、一定の制限を附するといふ方法です。日本では男子の制限選擧に於ける第一の制限は納税額でありましたが、婦選には、男子より高い年齢の資格、獨立の生計を營んでゐる者、一定の教育ある者といふやうな制限を附すべしといふ意見も日本では行はれてゐます。

女權運動の母國といはれるイギリスなどもこの漸進主義により婦選が行はれたもので、先づ地方團體に於ける婦人の參政權を認めました。それから一九一八年に中央立法府への婦人參政權がはじめて實施された時でも、それは男子と平等ではなかつたのであります。男子よりも高い資格要件が規定されたのでした。卽ち大學選擧區（これは一個又は數個の大學が合して一つの選擧區を構成し、各大學の卒業生かその大學の學位を有する者が、その選擧區の選擧權を有する）では、男子は滿二十一歲とせられたのに、女子は滿三十歲以上とせられました。大學選擧區以外の一般選擧區では、右と同樣の年齢要件の他に、女子に對しては「年收五ポンド（約五十圓）を下らない土地若しくは建物を持つ者。或は住家を持つ者。或は上記の如き財産資格

ある夫を持つ者」といふ意味の制限を加へて居ます。つまり、男子は年齢だけの資格であるのに、女子にはその年齢の資格を高くし、更に財産的要件を加へたのであります。然し、この婦人の制限要件は早くも翌年の一九一九年に至り撤廢され、滿二十一歳以上の男女は等しく選擧權を有することになりました。被選擧權は、最初から女子も男子も等しく滿二十一歳といふ年齡の制限だけでありました。

どこの國でも大體漸進主義により婦選は行はれるので、日本も後章で稍詳細に說くやうに、この例に漏れぬ進み方をしてゐます。これは、婦人運動者側から見れば手ぬるい方法に相違ありませんが、一國の憲法又はその附帶の條文を變更するのですから、立法府で大事を取るのは無理からぬことであります。

婦選が漸進主義により地方團體からはじめられるのは、現代の地方政治の大半は、直接間接に家庭の實際生活と密接な關係を有してゐる點から見ても、當然なことであります。この點に關し、アメリカの或る女權主義者（ジョセフイン・シエーン）は左の如く言つてゐます。——

「……家庭と政治は密接な關係があり、家庭はあらゆる點で政府と交渉を持つてゐる。母達は子供等を世の中に出す爲めに準備するだけでは充分でなく、世の中を子供等の爲めに準備せねばならぬことを發見しました。彼等は三度の食事も選擧に關係があり、子供の衛生疾病の問題は政治の問題である事を知りました。世の婦選反對論者は、「女中の問題でも片づけてから家庭外の問題に口をきいた方が好からう」といひますが、女中問題とても、家庭外の諸問題と離れて解決はつきません。朝起きてから寢るまで、婦人の生活は政治に關係があります。先づ朝起きて、ガスか電熱をひねります――これは公共營利事業の法規に關係ある問題です。それからミルクを取り出した時に警察の牛乳檢査の法規に關聯します。次に肉を燒きますがこの肉の味の良否も檢査法規に關聯します。次に水道の水、これも若し水道局の吏員が怠慢であれば、いかなる傳染病の傳染媒介となるか分りません。市の塵埃掃除夫の廻つて來方が少いために、臺所口が不潔である事に氣付きます。內務省の衛生局が充分活動してゐないため、恐ろしい傳染病にかゝつて、子供が學校から歸つて來るのに驚かされます。

下町へ買物に出かけ、輸入關税率が高いため、或る品に非常な高價を拂はされます――かうして、婦人の一擧一動は一つとして政治（地方的にも中央的にも）に關係を持たぬことはありません。婦人は男子と全く異つた見地から物を觀る事が出來る。家庭と育兒は婦人の特別の興味でありますが、男子は事業がそれであります。米國の議會は或る年度に、豚のコレラ豫防費に六十萬弗を計上し、全米の兒童の利福に責任を持つ局のためには纔か十六萬四千二百六十五弗を計上しました。男子は豚の病氣を第一に考へ、子供の利福を第二に置いてゐます。（こんな觀方は婦人はしません）……」

右のアメリカの婦人論者の言に依るまでもなく、政治、殊に地方政治が家庭生活と最も交渉關係が多いのは、世界一般で、而も一國の文明が進むにつれその度合が多くなるのです。この點から、婦選を漸進主義により先づ地方團體から始めるのは、決して婦人の能力を輕んじるものでなく、むしろ其の長所とする所から先づ始めるともいへるのであります。

第四節　各國に於ける婦選の實際

イギリス　この國の具體的な婦人參政權運動は一八三二年の大改革法制定の時から始まつてゐます。これはこの新法が斷然婦人の參政拒否を法文で定めたからで、一八六七年に近世婦人運動の恩人ともいふ可きジヨン・スチユアート・ミルはこの法文の修正案を提議し、選擧權を持つ資格のある者は從來「男」(man)とあつたのを「人」(person)といふ文字に變へ、男女平等に參政權を持つ事を主張したが、議會で否決されました。この頃からイギリスには婦人の婦人參政權運動の團體が續出して熱心に運動を續け、一八六九年には地方自治體の婦人參政權が遂に認められました。

一九〇五年に婦人の參政權運動者の示威的大會が開かれて運動が組織的となり、遂にその運動方法が所謂戰鬪的方法(militant methods)となり、例のパンクハースト女史などが出て來て、突飛極まる運動をし、それが却つて婦選運動に對する一般國民の同情を失つたことは前に

述べた通りであります。併し兎に角も、この運動の結果、議院内に婦選に關する委員會が設置され、一九一一年の秋アスキス内閣の時、婦選案が議會に上程され一時形勢は有望であつたが、結極ものにならず、戰鬪派の暴行運動が復活したが、一九一四年の大戰開始となり、それと共にこの運動がぱたりと停止されて、それが又却つて婦選運動に對して國民の同情を得るに至つたことも前に話した通りであります。この時パンクハースト夫人の如きは、戰時に於る婦人の任務に關し、ロシヤの婦人を覺醒せしむる目的で出發したといふ有樣でした。一九一六年、戰爭の最中議會の兩院から委員が任命されて婦選の問題を調査し、その結果、翌年右の委員會の贊成調査報告と共に婦選案が上程されて遂に一九一八年通過するに至つた事は前に述べた通りであります。大改革法制定當時の運動から數へて約九十年を經過して居ります。憲政の本尊國でも仲々容易でなかつた事が分ります。

イギリス系諸國　イギリスの元の屬領で現在は殆ど獨立國の形を有してゐる他の諸國を見ると、ニュージーランドは早くも一八九三年(明治六年)、オーストラリア聯邦は一九〇二年

（明治卅五年）に婦選を實現してゐます。カナダでは戰爭の結果として、一九二〇年聯邦選擧法により成年男女に對し、一般選擧權を同時に與へました。アイルランドは、一九二二年自由國となると同時に婦人參政權が憲法により確認されました。南アフリカ聯邦では、一九一九年婦選案が議會の第二讀會を通過しただけで、その儘になつて居ります。

アメリカ　アメリカ合衆國では各州の地方議會に於ける婦人參政權は世界の總ゆる諸國に率先しワイオミング州の如きは實に一八六九年（明治二年！）にこれを實現してゐます。（尤も當時同州はアメリカ本國に屬する一地方といふ形で獨立州ではありませんでしたが。）これに刺戟されてコロラド州は一八九三年、ウター州、イダホ州は共に一八九六年に婦人參政權を認めましたが、この西部諸州の風潮は各州に傳はり、一九一〇年を一轉機として今まで保守的であつた東部諸州も年を逐つて續々男女平等の參政權を認めるに至り、遂に一九一九年中央議會の上下兩院で、三分の二以上の大多數を以て合衆國憲法の選擧條文を修正して全國的の參政權を男女等しく認めることになりました。

アメリカの婦人參政權運動はイギリスのそれと共に、長い歷史といきさつを持つて居り、世界の婦人參政權運動史中の最も重要な部分を占めるものであります。この國の婦人參政權運動が地方的に驚く可き長い以前から先づ發展成功し、それが遂に合流した形で全國的の參政權獲得となつたのは、聯邦組織といふ國柄にも因りますが、婦人の社會上に於ける特殊な地位にも因るものと思はれます。即ち、アメリカといふ國は建國の歷史的の事情により、最も徹底した民主々義の國であり、婦人尊重の甚しい國であり、從つて婦人の敎育が盛で近年は男子をも凌ぐといふ狀態にあるといふ事實が、婦人參政權運動を扶けて居ります。民主々義の國で自由を愛する結果は、奴隷の解放となり、婦人への敎育解放となり、黑人への選擧權附與となつたのでありますが、これ等の運動に婦人が常に率先して參加し、それがまた婦人自身の熱烈な參政權運動となつたのであります。

北歐諸國　イギリスが婦人參政運動の歷史の古い割合に成功の比較的遲かつたのに反し、北歐のスカンヂナヴイア諸國は、それほどの歷史もないのに拘はらず、實際に於て婦人參政權

を認める事に於ては、他の歐洲諸國を導いてゐる觀があります。

スエーデン　一八六二年に早くも一部婦人の地方參政權を認め、その他のスカンヂナヴィア各國もこれに傚ひ、地方或は中央の參政權の一部づゝを順次に認めて來ましたが、スエーデンは一九一九年に、完全な婦人の參政權を認めました。

ノールウエー　はじめ男子の普選に對し女子には財產資格を條件としましたが、一九一五年男女同等の參政權を認めました。

デンマーク　一九〇八年に地方選擧權を與へ一九一五年に男女同等の參政權を承認しました。デンマークから獨立したアイスランドでは二十五歲以上の婦人の投票權を一九一一年以來認めて居ます。

中東歐諸國　中歐諸國は大戰前はドイツ、オーストリー、ロシアなどが中心勢力をなし、これ等の國は軍國主義的で、婦人に對する考へも「女は家庭にあつて働くもの」といふ日本の在來の婦人觀と符節を合はせるやうに似て居りました。殊にドイツなどはあれほど文化が發達

してゐたにも拘はらず、政治家の婦人觀は極端に保守的でありました。

ドイツ　大戰前のドイツ婦人の婦人參政權運動は最近數年の日本のそれと酷似してゐます。一九〇八年にやつと一般女子の政治集會及び政治結社の制限（日本の治安警察法と殆ど同樣のもの）が撤廢されたゞけで、婦人は各聯邦の地方議會に於ける制限附きの投票權を所有するに過ぎませんでした。併し婦人の參政權運動は大規模に組織され、非常な勢でこれに反對する議會の保守派を脅かしてゐましたが、大戰で敗北し、革命の結果新憲法が制定されるに至り、一足飛びに男女同等の普選が確認されました。

オーストリー、ハンガリー、チエッコ等　オーストリーとハンガリーは大戰で敗北の結果全く分離したのでありますが、これ等の國は大戰前までは婦選運動は概して振はずにゐました。が、大戰の結果オーストリーから分離新興したチエッコ・スロヴアキアと共に兩國の新憲法は何れも男女同等の參政權を認めました。

オランダ　この國はドイツ系國民の例にもれず、オランダ婦人といへば家の中の拭き掃除の名人として有名なほど家庭的で、從つて婦人運動も振はなかつたが、二十世紀に入ると共に漸く旺んになり、一九一七年憲法を改正して男女の選擧權を同等にしました。

ロシア　戰爭前までは、完全な議會制度すらなかつたこの國に婦人參政權もその運動もなかつたのは無論ですが、大革命により社會主義ソウエート聯邦が組織され、その新憲法は十八歳以上の男女の選擧權、被選擧權を全く同等にしました。この國の婦人のことについては、後の章でも少し詳しく記することにします。

ラテン系諸國　歐米の主なる諸國が、近年相次いで婦人に男子同等の參政權を與へ、そして多くの國に於てはそれが大戰の結果に因ることは右に述べた通りでありますが、茲に最も注目すべき現象は歐洲に於ける同じく大國であり、大戰に於ける聯合國側の戰勝國であるラテン系のフランス、イタリー、ベルギーをはじめとして、スペイン、スヰッツル等の諸國はまだ婦

人參政權を認めて居らぬことであります。

フランス　この國は、度々前にも記したやうに、一般婦人運動も、婦人參政權運動の發祥の地ともいふ可き歴史を持つて居り、又婦人參政權運動には幾多の强力な運動團體があり、パリーでは度々女權擴張の國際婦人大會も開かれ、それがため議會の下院は大戰後婦選承認に傾き、議案を通過させた事もあつたが常に上院の握り潰しにされてゐます。

イタリー　之も略々同樣で、一九二五年ムッソリーニの發案で、婦人には年齡、財産資格等を男子よりも高くして制限選擧權を與へてゐます。地方團體では人口五千以上の市町で婦人に制限選擧權を與へてゐるに過ぎません。

スペイン　一九二四年に地方自治體に於て、二十三歳以上の世帶主の婦人に選擧權を與へてゐるだけで、この國はイタリーのムッソリーニにならひ、リヴィラ將軍の獨裁政治の國だけに婦選は前途遠いやうであります。

スキツツル　純粹のラテン系の國ではありませんが、一般の傾向は婦選承認に傾き。遠からず國民投票によりこの問題を決することになつて居ります。

（本章中の事實の記錄の大部分は森口繁治博士の「婦人參政權論」に據る）

第五節　歐洲諸國の新憲法と參政權の條文

世界大戰の結果、歐洲諸國中政體國體が變り、或は全く新しい國が創設されたりして、これ等の諸國はそれ〴〵皆新しい憲法を制定し、それにより婦人參政權を確認した事は前記の通りでありますが、左に、右の新憲法の參政權に關する條文だけを摘記して見ませう。これは選擧權、被選擧權の年齡の資格等で一目して分る他に、選擧資格として性の平等を表現するのに、國により異つた言ひ廻しをする點などにも興味があります。

ドイツ聯邦共和國（一九一九年八月十一日制定憲法）

第二十一條　國會議員は全國民の代表たるべし。

第二十二條　國會議員は比例代表の原則に基き、二十歳以上の總ての男女に依る全般的にして單一、直接、無記名投票により選擧せらるゝものとす。

オーストリー共和國（一九二〇年十月一日制定憲法）

第二十六條　國會議員の選擧は比例代表の原則に從ひ、選擧の行はるゝ年の一月一日以前に二十歳以上に達する總てのオーストリー人の男女により單一、直接、無記名及び本人自身の投票により行はる。

選擧の行はるゝ年の一月一日以前に二十四歳以上に達する總ての選擧資格者は被選擧權を有す。

チエッコスロヴアキア共和國（一九二〇年二月二十九日制定憲法）

第九條　國會議員選擧權は、性の區別なく二十歳以上のチエッコスロヴアキア共和國の總ての國民に屬す。……

第十條　チエッコスロヴアキア共和國の國民にして、普通選擧法の諸條項に合致する卅歳以上の者は性の區別なく國會議員に選擧せらるゝ事を得。

ユーゴスラヴア君主國（正式の稱はセルブス、クローツ及びスローヴアンス君主國、一九二一年六月廿八日制定憲法）

第五節　歐洲諸國の新憲法と參政權の條文

第七十條　投票權は出生又は歸化に依りたる二十一歲以上の總ての市民に屬す。下士官及び下士官以下の兵士のみならず現役及び豫備の將校は投票の權を有せず。又被選擧人たるを得ず。法律は婦人參政權に關しては將來規定すべし。

ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國（一九一八年七月十日制定憲法）

第六十四條　ソウエートの選擧權、被選擧權は下記の市民により享有さる。卽ち宗教、民族住居等に關係なく、ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國の人民にして男女とも選擧當日までに滿十八歲となり、下の條件に該當する者――

(1)　生產的にして社會に有用なる勞働に依り生計を得る者、及生產的勞働に從事する者の仕事を可能ならしめるために家政に携はる者等。（以下略）

ポーランド共和國（一九二一年五月十七日制定憲法）

第十二條　投票權は、選擧の公告ありたる日に二十一歲に達したるポーランド國民にして性の區別なく公民權を有し、官報に選擧の公告ありたる日より一選擧區に居住せし總てのポーランド國民に屬す。（以下略）

第十三條　投票權を有し二十五歲以上の者は住居に關係なく下院議員に選擧せらるゝ事を

得。

ダンチツヒ自由市（一九二〇年八月十一日制定憲法）

第七條　國會議員は全國民の代表者たる可し。彼等は自己の良心にのみ責任を負ひ、いかなる命令にも束縛せらるゝ事なし。

第八條　國會議員は比例代表の原則に從ひ、二十歳以上の男女により一般的、單一、直接無記名の投票により選擧せらる可し。

フインランド共和國（一九〇六年七月廿日制定國會成立法）

第五條　國會議員の選擧に參與する權利は、男女とも總てフインランド國民にして、選擧の行はるゝ前年までに二十四歳に達したる者に屬す。

第六條　總ての選擧有權者は住居に關係なく被選擧權を有す。

（マックベーン氏「ヨーロッパの新憲法」に據る）

第六節　婦人參政權賛否問答

婦人參政權は前章にも述べたやうに、世界各國の大勢は與へる事を既定の事實として居るや

うでありますが、一方可なり根強い反對論も行はれてゐます。

日本では、これから實際の問題となるのですから、廣く行はれてゐる贊否兩方の意見を紹介するのも無駄ではないでせう。この贊否兩論は却々多種多樣でありますが、(一)純理的、或は道德的の論據、(二)功利的或は實際的の立場からの論據、(三)感情的の論據、といふ風に大凡三つに分類する事が出來ます。問答の形式で兩方の意見を要約して見ませう。

贊　『婦人に參政權を與へる理論の根據は、成年の男子に選擧權を與へる普選の原理と同じです。男女が平等である以上、男子に與へる政治上の權利を婦人に拒む理由はありません。』

否　『男女平等說などをこんなところへ持つて來ては困ります。男女平等といふのは、大人も子供も平等といふのと同じ意味です。女は勿論人間として男と同じ權利を持ちます。然し、男女は人間として共通の權利を持つ他に、お互に相手の持たぬ特質を持ち合ひ、更にそれに加へてお互に異つた權利と義務とを持つて居ます。だから、假りに男女の能力が同等であるとしても、男子が參政權を持つてゐるから婦人にも與へよといふ理由にはなりません。婦人

の婦人たる特質は参政權を持つに適しません。』

贊『婦人が参政權を持つに適しないといふ理由として、婦人の特質上能力が足りないことを揭げますが、問題は主として選擧權を行使する能力の有無です。現在の婦人が、普選による一般男子――無學な勞働者も漁夫も含まれてゐる――よりもその點に關して無能だとはいへません。日本にも婦人で女子大學や女學校の校長をしてゐる人も可成り多くありますが、これ等の婦人には選擧權がなく、使はれてゐる男子の小使にはあるといふのは不合理です。』

否『婦人の能力、特質が参政に適してゐるや否やはこれを既に實施してゐる歐米諸國に就いて見るより他ありません。イギリスはじめドイツ、アメリカ、オランダ、スエーデン等は皆婦選を實行してゐますが、その結果、政界や選擧界が革新されたとか廓淸されたとか、兎に角一步でも進んだといふことを聞きません。して見ると徒らに投票の數を倍にしたといふだけに過ぎないでせう。女子大學の婦人の校長さんに選擧權がなく、男の小使にあるのは不合理といふ論はありません。さういふ校長さんは日本の婦人の中でも智能の最も進んだ少數或は異例

の一人で、少數者や異例者が大多數を代表し得ないのは當然です。』

贊　『婦選が實施されてゐる歐米の諸國で、婦選のために特に好結果を見るに至つてゐないといふのは早計です。まだ實施されてから多くの國は數年ほか經過してゐません。少くも十年二十年以上を經て、婦人が選擧と政治に關する實際的經驗を持つた上でなければ、效果は豫期されません。然し一面、現在までに好結果が擧がつてゐないとしても、惡結果を來したといふ例はどこの國にもありません。それから、婦人の投票は男子と同じ投票を倍加するに過ぎないといふのも理由になりません。例へば、一家の主人にならつて妻や娘が同じ投票をしたとして、それは其の主人に引きづられたと見る事が出來ると同樣、その主人の意見を倍加し、三倍加した強い意見の表現とも見ることも出來るのです。……根本論として、婦人は人類の半です。國家に於ても、商工業者、農業者、勞働者等にさま〴〵な階級があり、それ等の階級の利益はそれ〴〵代表者を議會に送ることにより主張され保護されてゐるのに、人類の半を占める婦人の利益が代表されてゐないのは不合理です。男子のみによる選擧、男子のみによる政治に

より、娼婦制度が認められ、その他多くの婦人の人格を無視した法律が作られてゐます。』

否　『婦人を男子に對する一つの階級と見て、その代表者を國政に參與させるといふ事は一見御尤千萬のやうで、誰でも迷はされ易い說ですが、この說ほど取りどころのないものはありません。第一婦人は勞働者や商工業者のやうに一つの階級をなし得ないものです。……日本にも頭の惡い社會主義者や雜誌女性主義者などの中には「婦人の階級意識」なんていふ連中も居ますがね。獨身でたつた一人で生活してゐる女は別として、世界の女の九割以上は夫か父か兄か悴か誰か近親の男子等と共に、一つの家族の一員として生活してゐます。この家族の一員である婦人が、愛情の上にも、經濟生活の上にも最大の自分の味方である夫や父や兄を敵對的な階級人として爭鬪するなど〻いふあほげた事が出來ますか。例へば、勞働者の妻が、男子勞働者の職業を奪取しやうとする婦人勞働者の運動に參加するとすれば、それは自分の生活を自ら奪ふといふ事になるではありませんか。それから、男子が自分等に好都合で婦人に不都合な法律を作るといふのも必ずしも當りません。第一立法府に選出される議員は一二の例外は別と

して皆既婚者です。彼等には母もあり妻も娘もあります。自分の母や妻や娘に不利な法律を特につくるといふ事は考へられません。』

贊『さうです。自分の妻や娘が娼妓や藝者に賣られる可能性があるなら、これ等の人達は、事實上婦女の人身賣買を認める法律を默認しては置かないでせう。困つた事には、現代の政治に携つてゐる男子、殊に代議士などいふ連中の識見人格がいかに低調で、目前の黨利私利にのみ走り易いかは世間周知の事實です。かういふ人達には、婦人に關する問題などは、それが直接の自分の親近者に關係のない以上、どうでも好い問題なのです。國家社會の機構上、婦人の地位をいかにすべきかといふやうな問題に就いては、現在の如く、男子のみに成る立法府に託して置く事は危險です。矢張り、婦人の間から婦人自身の立場を主張する者を選び出さなければなりません。』

否『男子の議員は婦人問題についても、直接自分の近親に影響ある事以外には無關心だと言はれましたが、若し婦人が議員に選ばれたらその弊害はもつと非道いでせう。現にアメリ

カの或る州の婦人議員の一人はそれを認めて「婦人の議員は法律を作るに當つてもその遠い將來の結果を充分に考慮に入れずに、それが直接各個人にどう影響するかといふ力許り見る」と言つてゐます。つまり婦人議員は、法律を制定するに當つても、抽象的な條文が蔽ふ諸般の對象の中で、直接個人に關係のある部分だけにしか眼が屆かないといふのです。これは、婦人といふ者の特質を考へて見れば當然のことでせう。』

贊『また議論は婦人の能力問題に立ち戻つたやうですが、この點に關して婦人のために辯じたいことは、今日の婦人は、明治時代までの婦人と異り、經濟組織の變化と共に、その生活も思想も獨立して來て――その數は尙少いとしても、それが時代の進む先端を現はす傾向であり、その大勢により進みつゝあります。ですから、現在では婦人に參政權を與へるのを拒むのは、男子に普選を與へるのを拒んで來たのと同じ理由で、根本の拒絕理由は存在し得ないと思ひます。』

否『男子に普選を與へたがために、日本の議會や政治が、どれほど進步したでせうか、

私は寧ろ最近の日本の議會や政界は前よりも墮落したとしか思へません。勿論これが普選の結果と斷ずる事は早計かも知れませんが、普選により日本の憲政が今までの所進步したと思はせる證據は何もありません。實際問題として、現在の男子の普選を男女の普選として、果してどれだけの效果が擧げ得られるか疑問です。』

贊『婦人參政權の實利論になつて來ましたね。これが最も重要な點です。婦人に參政權を與へれば、第一には前にも述べたやうに、現代の不正義であると理論的には誰も認めて居ながら實際には匡正し得ないでゐる婦人の法律上、社會上の人格無視の事實を無くする事が漸次にもせよ實現されるでせう。これは、婦人議員によつて行はれる許りでなく、婦人有權者の投票を得た男子の議員によつても發言される事になりませう。それから、婦人の議員は、家庭や社會事業に最も緊密な關係のある問題――例へば臺所に關係のある米とか砂糖とかコーヒーとかいふ日常の食糧品の輸入稅の問題、兒童に關係ある諸問題、衞生の問題等に就いては、婦人は男子よりも綿密にして變つた立場からの意見を持つて居り、又婦人特有の感情を持つてゐま

すが、これを國政の上に反射させることが出來ます。』

否『これは婦選論者の金城鐵壁と恃む議論のやうですが、むしろ婦人の能力は到底男子に及ばないといふ告白になりませんか。そして男女の能力は同じだから婦選を實現させやうといふ說を自ら裏切る事になりませんか。實際、今何人かの婦人が代議士となつた場合を考へて見ますと、外交、軍備、財政、鐵道、殖産等の國政の中心となる問題で現在の男子の議員や當局者がやつてゐる以上新しい意見や批評を期待する事は不可能です。强ひて期待し得るものは貴君が言はれる、個人の家庭生活や、婦人に直接關係ある諸問題といふ事になつて來ます。ところでかういふ問題は國政の上からは、部局の問題で、而もこれを實際に扱ふのは地方自治團體です。又婦人が國政に參與するといふ强味がさういふ點にあると言はれるのは、むしろ婦人の分業說で、それなら私も大贊成ですから、其れを押しひろめて、婦人は婦人としての領域で活動し、政治は男子に任せて置く方が賢明だと思ひます。婦人は家庭を捨て、社會に於て男子を感化し男子を通して間接に政治に携はる事が出來ます。』

贊『最後の貴君の說も婦選反對論者がよくいふ事ですが、それも自家撞着ではありませんか。反對論者は、婦人の能力は男子に及ばぬといふ事を理由にし乍ら、一方男子を感化せよの、男子を動かせのといふ事が何うして出來ますか。正しく一人を代表する者はその一人ほか無いといふ事が眞理である以上、國政に婦人を代表する者は婦人であり、その實際の方法は婦選以外にはありません。』

否『最後に、婦選反對論者として念を押して置きたいのは、婦人は參政權の問題に限らず一般婦人問題に就いても自己中心に過ぎ、得手勝手の多いことです。例へば、船が沈沒の場合に、婦人の乘客と子供は先きにボートに乘せられる。又婦人にはどこの國にも兵役の義務がない。この二つ以外にも婦人に與へてゐる特權（?）は澤山あります。かういふ特權はだまつて持つて居りながら――それは明かに、男女は同等でないことを自ら承認するのであるが――權利だけは何でも同じに主張します。』

贊『さういふのは言葉の上だけの古い議論で取るに足りません。婦人に兵役の義務がな

いからといふなら、「その鐵砲を擔ぐ兵隊さんを生むのだから、それで充分」だといふ奇論も飛び出して居るワケです。船が沈む時の慣習で、男子が婦人に恩を着せるなら、それを帳消しにしてゐる婦人が男子へ拂ふ犧牲はいくらでもあります。婦人に參政權を與へるか何うかといふ問題は、局部的な慣習や權利義務の上で男女が同等であるか何うかといふ理由の上に基くのではありません。在來の制限選擧の理論であつた「納稅の義務と共に議會への代表を伴ふ」といふ格言が、普選と共にもう通用しなくなつた今日、婦人に參政權を附與するのは、男子に普通選擧權を與へる精神を擴大するものです。即ち國民各個人を人格的に平等に認め且つ尊重して、國民の總意を國政に反映させるといふ趣旨に他ならないのです。そしてこれは前にもいつたやうに、議論の時代でなく時期と實行の方法の問題です。」

第四章　近代文學に現はれた婦人問題

第一節　文學と婦人問題

文學が他の藝術と同じく、その時代の反映である事はいふまでもありません。勿論最高至大な天才は、その時代の思潮の流れより遙かに前方を走つて、同時代の大衆からは全く顧みられない事も往々にしてありますが、全體としては、傑出せる或は偉大な作家の多くはその時代の習俗、精神、惱みを表現します。文學の中でも小說と戲曲は最も一般的な表現方法であり、從つて文學といへば主としてこの二つを考へる程であります。だから、或る時代の生ける儘の姿を知るにはその時代の傑出せる小說や戲曲に依るのが最も捷徑であるといはれてゐます。

かういふ意味で、世界の近代文學は、一面に於て婦人問題の鏡であります。近代の婦人問題

の種々相は細大となく、その戯曲と小說の中に描かれて居ります。いや、或る場合にはそれが實相の反映である許りでなく、この鏡中の反映に倣つて鏡外の實相が增したといふ現象さへあります。オスカー・ワイルドの警句の如く、「人生は藝術を模倣する」といふ實際事實が、婦人問題を扱つた近代文學の中にはあるのであります。例へば後で說くイブセンの「人形の家」などはその最も顯著な一つでありますが、これを以て見ても、近代文學者中の或る作家等が、いかに婦人問題を眞劍に取り扱つたかゞ理解されます。だから、これを言ひ換て見れば、近代文學中に婦人問題が重要な題目を提供してゐるといふ事は、婦人問題がいかに時代の問題であるかを語るものであります。

婦人問題を中心とした近代文學の傑作はヨーロツパの作家に主として見出されてゐますが、これはヨーロツパに文學の巨匠が他國よりも多いからであり、又この問題がヨーロツパ諸國に於て最も早く又最も熱心に論議されたためでありませう。併し他の諸國の近代文學と雖も婦人問題を度外してゐるといふ譯ではありません。この方面でも可成り遲れてゐた日本の例を取つ

て見ても明治年代の有名な小說や戲曲作家の作品と明治期以後今日までの作家のそれとを比較して見れば、この事は一目瞭然であります。明治中葉期までの代表作家といつても好い紅葉、露伴の作中に婦人問題の影さへないのは不思議でないとしても、その描く婦人は、美女であれ毒婦であれ夫人であれ下女であれ「貞淑」「夫唱婦隨」、「男は强い者、女は弱い者」と言つたやうな舊來の日本の男女道德觀や理想の埒內だけで生き、笑ひ泣いてゐるに過ぎません。併し、この期以後、自然主義派、人道派等の新興文學の興隆と共に、それらの作家の描く女性は全く面目を替へて來ました。そこには從來の日本の文學には見られなかつた自由奔逸な、或は理智的な、或は自己反省の强い女など、一個の獨立人として强い性格の女性が現はれて來ました。更に現在では、所謂大衆小說と雖も、作家は競つてモダーン・ガール、職業婦人、舊來の貞操道德への反抗等を描いてゐます。實際、最近の日本の小說の多くに現はれる女性は、婦人問題の一部に觸れてないものはないとも言へるほどであります。更に進んで婦人問題そのものを取扱つた作も相當にあります。

ところで、世界の近代文學の中、最も明確に婦人問題に材をとり、又その著作が世界的の反響を引き起したのは歐洲作家の戯曲であります。それは戯曲の性質上、文字を通して讀者に訴へるのみならず、舞臺に上場して大衆に觀せ得るからであります。どういふ作家があるかといへば、歐洲の著名な戯曲家で、一度もこの問題を取扱はなかつた者はなかつたと言つても好い位であります。日本でも一般的に有名になつてゐるノールウエーのイブセンを始めとして、同じ國のビョルンステルネ・ビョルンソン、スエーデンのアウギュスト・ストリンドベリー、ドイツのゲルハルト・ハウプトマン、フランク・ヴエデキント、フランスのユウジエヌ・ブリユ、ポール・エルギウ、フランソア・ド・キユレル、イギリスのアーサー・イング・ピネロ、セント・ジョン・ハンキン、バーナード・ショウ、ジョン・ガルスウオジイ、ベルギーのモオリス・マーテルリンク等は婦人問題の戯曲家として最も知られ、近代劇を通してのこの問題を研究せんとする人には、これらの人々の代表作が先づ推薦されてゐます。

これ等の作家が扱つてゐる問題は、性の問題、離婚問題、戀愛の三角關係問題、職業と結婚

の問題、母性育兒の問題、信仰道德の問題等々、凡そ婦人問題のあらゆる方面に亘り、微細を極めて餘すところなき有樣でありますが、こゝにはこれらの無數の諸作中、最も著名な作で、而も婦人問題中の大綱に觸れたものを擇んで紹介して見ませう。

第二節　獨立人としての婦人の自覺

――イプセンの『人形の家』――

イプセンは近代劇の創始者或は先驅者といはれてゐますが、彼の中年の作である「人形の家」は婦人の人間としての自覺、解放を所謂問題劇として提供し、その影響の世界的であつたといふ點で最も有名であゝます。この劇が一八七九年にコペンハーゲンではじめて上場された時、觀衆は連日連夜亢奮し、議論し、喚きながら劇場を出たといふ事で、劇中の女主人公ノラの「獨立宣言」は劇場内から全スカンヂナヴィアに響き亘つたとまで言はれてゐます。

ノラが青年辯護士ヘルマーと結婚して八年ほど經つと、夫が病氣となつたので、その轉地療

養の費用を夫に内密で才覺しました。それは他に方法がなかつたので、クログスタットといふ男から借金したのですが、保證人に適當な人がないので、數日前に死んだ自分の父を生きてゐるやうにして、僞筆で署名しました。ノラは夫のためにする便宜上のこの位な事は、大して惡い事とは思はなかつたのです。轉地から丈夫になつて歸つたヘルマーはだん〳〵出世して大銀行の支配人になりました。この間にノラは三人の子の母となり、家計を遣繰つて、夫のために夫には内密で借りた例の借金を少しづゝ返濟してゐました。さうした事を知らぬヘルマーは、ノラが時々小使をせびるので、「うちの無駄使屋さん」と呼んで可愛がり、それから常に快活ではしやぐので「うちの雲雀」「栗鼠」などゝも呼んでゐました。たゞ子供を可愛がるやうに可愛がつて居たゞけで、ノラもそれで幸福であり滿足でありました。

ところが、ノラの債權者であるクログスタットはリンデン夫人といふノラの舊友と戀愛關係があつたが振り捨てられ、その後身を持ち崩して居たが、今度彼の勤先きの銀行へヘルマーが新たに支配人として就任して來ることになり、彼は馘られさうな形勢になつて來ました。そこ

で彼はノラの文書僞造を楯に彼女を脅迫して、ノラを通してヘルマーに自分の職をやめさせぬやうに談じこみます。併しヘルマーは内情を知らないから、ノラの懇請を容れません。そこで事態は益々迫つて、クログスタットは、ノラの文書僞造事件を公にし、ヘルマー家の社會的の地位も名譽も破壞して了ふといふ脅迫狀をヘルマー宛に送る。それとは知らぬヘルマーの手にこの手紙が渡つた瞬間、ノラは夫が自分に對してどういふ態度を取るか――夫の自分に對する眞實の愛の有無をいやでも知らねばならぬ危機を自覺し煩悶する。併しノラは心の中では、「自分のした事は總て夫の爲めの一時の方便に過ぎぬのだから、假令世間に知れても道德的には恥づる事はない。又、男子らしい勇氣のある夫は罪を一身に引き受けて刑務所へでもどこへでも行つて呉れるだらう。その時は自分は川へでも投身して責を取る。夫は可愛相な妻だと思つて許して呉れるだらう」などゝ考へる。

ところが、クログスタットの脅迫狀を一讀したヘルマーはノラの想像と全く反して、怒りと怖れで亢奮し、口を極めてノラを罵倒し、自分の社會上の地位や總てのものはもう終りだと嘆

き憤る。そこへ又クログスタツトから第二の手紙が屆く。これは、リンデン夫人が、右の苦しいノラの事情を知つてクログスタツトに會ひ、元通りの仲となるから、その代りヘルマーへの脅迫を止めるやうにと言つたので、クログスタツトもその氣になり、僞造文書をその手紙の中へ入れて返して寄越し、脅迫などもうせぬことを明かにして來たのでした。この第二の手紙を見た瞬間、ヘルマーは狂喜して思はず「私は救はれた」と叫ぶ。先きから氷のやうに冷靜になつてゐるノラは「私は?」と冷やかに訊くと「無論お前もだ」といふ。そして「鷹に追はれた鳩のやうなお前を自分の廣い翼で覆ふてやる……男が自分の妻の過失を許した時ほど、穩かな美しい氣持はない。女はその時から二重の意味で男の物となる、妻であると同時に、子供でもあるから」などゝ寛仁大度な騎士的態度を示します。

ところが、こゝに至つて、ノラは過去八年間、今の今まで、自分はたゞ夫の遊び相手に過ぎなかつた事、獨立の人間として扱はれて居なかつた事をまざ〱と自覺し、家出を決心しますそして、さつきクログスタツトからの脅迫追狀が屆く前の心の苦しみをまぎらす爲めに、派手

な衣裳を着てタンテラを手にして踊りましたが、その衣裳を脫ぐために別室へ行きます。出て來るのが餘り遲いので、ヘルマーが訊くと、「人形の着物を脫ぐのです」と答へます。そして家出の身仕度をして出て來たノラとヘルマーの間に次のやうな息詰まるやうな會話が交されます。

ヘルマー　家庭も夫も子供も振り捨てるなんて、世間が何んと言ふか考へて御覽。

ノラ　其んな事はもう構つてゐられません。私はさうするのが、自分にとつて必然な道だと承知してゐるだけです。

ヘルマー　怪しからん。そんな風にしてお前は自分の最も神聖な義務を捨てるのか？

ノラ　最も神聖な義務とは何んでせう？

ヘルマー　それを今更ら私に訊くのか？　夫に對し子供に對する義務さ。

ノラ　私には別に同じやうな神聖な義務があります。

ヘルマー　そんなものがあるものか。それはどういふ義務だ？

ノラ　私自身に對する義務です。

ヘルマー　何よりも先きに、お前は妻であり母である。

ノラ　私はもうそんな事は信じません。私は何よりも先きに人間です。あなたと同様に人間です……。

さうして、ノラは、もうヘルマーを愛してゐない事を斷言して、「人形の家」を出て行きました。イブセンが舊來の女の地位を人形に象徴したのは、最も平明、巧妙な比喩であります。又ノラに、「私が父の膝許に居りました頃……父は私を人形娘々々々といつて、丁度私が人形を相手にして遊ぶやうに、私を相手にして遊んで居たのです。それから私はあなたの家へまゐりました。」と言はせてゐます。そこで最後に、ヘルマーが「どうあつても私は向後お前とは赤の他人ではない。親しい關係は結べないのか」と訊くと、ノラは、「私達二人がすつかり變つて、本當の奇蹟が、現はれて來なくては……」と意味深長な言葉を殘して室を出て行きます。後見送つたヘルマーは、茫然として椅子に腰を落しましたが、心の中に一つの希望が湧き出で

「本當の奇蹟、本當の奇蹟」と呟き、その時ノラの出て行く表の重い戸の閉まる音が聞えて幕が降ります。

こゝにいふ「本當の奇蹟」とは、男女が人格的にも獨立し、眞に對等で結婚するといふ至難な事を暗示してゐるのでせう。イプセンは、この「人形の家」の草稿に、「現今の社會では女が自己に忠實なることは不可能である。今の社會は、男の手になつた法則と、女の行爲を男の立場から判斷する裁判官と原告を有する男向きに造られたものである」と記して居ます。

「人形の家」に現はれた婦人獨立或は解放の思想は、イプセンの新思想でないのは勿論で、これよりも七八十年前に、イギリスのウオールストンクラフト女史や、續いてミルなどが「女權擁護」の宣言書や「女性の屈從」等の書に主張してゐる婦人獨立の思想と軌を同じくしてゐます。たゞ天才の藝術を以て、この思想を生々と躍動せるものに具象化し、そして恰度時代がこれを直ぐに了解し喝采するまでに進んで來て居たのであります。何れにしても、「人形の家」は婦人運動の第一義の總てを含んでゐるもので、婦人解放劇とまでいはれてゐるのであります

第三節　道德上の男女の對立

「人形の家」のノラの如く、女が男の物でなく、妻が夫の所有物でないと自覺した後に起つて來る問題は何でせう。直ぐ出て來る問題は、婦人が經濟的に獨立しなければならぬといふ事、更にそれよりも恐らくは大なる問題は、男子中心の現在の道德律にいかに對するかといふ事でせう。家出のノラの場合を考へて見ても、彼女は經濟的に獨立するか、さうでなければ歸婚か再婚をせねばなりませんが、その場合の彼女の結婚は男子中心の道德律から來て居る結婚であつてはならない筈です。イプセンと同時代の劇詩人ビョルンソンは、「人形の家」が發表されてから間もなく、戲曲「手袋」を世に問ひ、貞操上に於ても女が男と對等である可きことを、劇中の女主人公をして叫ばせて居ます。

新時代の敎育を受けて淸い情操を持つ聰明な若き女スワワは、父が恩顧を受けてゐる門閥政治家クリステンゼンの息子アルフと婚約をします。彼女はアルフを敎養あり品行方正な青年紳

士として信じ切つて居ました。ところが婚約披露の翌日、一人の商人が突然スワワを訪れ、彼の亡妻は嘗てアルフと關係のあつたことを話し、妻の手筥の中から發見したといふ證據の手紙まで見せます。一時は泣いて失望したスワワは、斷然婚約を取り消さうと決心します。兩親は相手が權勢家ではあるしするので、スワワを說いてその決心を飜へさせやうとします。

父　妻は夫に對して……愛情と柔順とを以てその心を惹きつけなくてはならない。女の最高の天職がそこにあるのだよ。

スワワ　何がですつて？

父　何がだつて？　結婚をして、夫を感化して、その性行を高尙にする。夫の生活を純潔にする……まあ何といつたらいゝか……

スワワ　石鹼のやうにでせう？

父　なに、石鹼だつて？　どうして石鹼など持ち出すんだい？

スワワ　だつてお父さんの仰しやるのを聞いてゐますと――結婚といふものは男の爲に設けた大きな洗濯場の樣に聞えます。私達娘はみんな石

驗を持つて盥に向つて控へてゐるやうに思はれますもの。さういふ譯ぢやございませんの？

かうして、スワヮは頑として諾きません。それから、不圖した事から、今まで品行正しい人と信じて居た父の操行もなつてゐなかつた事が分り、ます〳〵男性の不道德に反抗心を起すのであります。

スワヮ　昨日から私、お母樣がどんなに苦勞をなすつたかようく分りました。ねえ、お母樣、その事をお知りになつた時すぐに、お退きになればよかつたでせう。なぜさうなさいませんでした？

母　それはね、自分で經驗して見なければ分るものでないよ。この家の秘密を外に洩らさないために、私がどんなに恥しい事までしなければならなかつたか、とてもお前には想像も出來まいと思ふよ。……ありつたけの名譽心を犧牲にしてしまふのだからね。

スワヮ　だけど、お母樣はなぜそんな風になすつたのです？

母　私がそんな出來ない我慢をしたのも、みんな子供の爲めを思つてだ

つと言つたら、どうおしだえ？

スワヷ（雷に打たれたる如く、母の腕に身を投ぐ）　まあ、お母様、わたし……

母　その時は、お前はまだ小さかつたし、それに私一人ではどうにも：……

スワヷ　もう何も仰しやらないで！

スワヷの決心が固いにも拘はらず、父や相手のアルフをはじめ結婚披露式の相談まで決めて了つて、アルフはそのつもりでスワヷを訪ねて來ます。スワヷは全く別な事を考へて居ます。

アルフ　それは僕も少しも疚しくないとは言ひません。いろ〳〵惡い事もありました。しかし、もうそれも皆んな始末をつけて居ます。

スワヷ　何んと仰しやいます？いつその始末をおつけになりました？その日にちが伺はれますか？

アルフ　それは僕一人の問題です。……そんな事は今のところそつとして置かうぢやありませんか？……あの事で僕一人に責任を負はせる事は出來ませんよ。仕方のない事なんです。男といふものは、そんなものなんです。

スワヷ　……私があなたのやうな過去を持つてゐて、あなたの前に立つたとしたらどうでせう？

スワヷはかうして、男女位置を換へた場合に男は女の過去の罪を許さぬくせに、女が男の道徳上の同等を主張し得ぬ筈がないと鋭く問ふのですが、アルフは人間性に兩面のあることを持ち出し、「現に昨日あなた自身兩面のある事をお見せになつた。あなたのその手は、僕の頸に巻きついたゞけで、世界中の他のどんな男もさうして貰つたものはないと、僕が言つた時、あなたの顔の色が變つて、あなたの體はふるへて居たぢやありませんか！」といへば、スワヷは「よくも今になつてそんな事が言へたものですね――私の手はさうなのに、あなたの手は澤山の他の女の頸をからんでゐて好いのですか？」といひざま、いきなり手袋をアルフの顔に投げ

つけ、室を駈け出ます。手袋を投げるのは、封建時代の騎士が敵に挑戰する場合、或は現在でも歐洲で紳士が相手と決鬪すべく立ち上る場合の習慣であります。スワワの手袋は男性中心の道德觀、殊に貞操觀に對して挑戰したことを象徵してゐるのです。

第四節　形式結婚の否定

近代劇作家で、結婚問題を扱つたものゝ中、世間に對する面目や御都合主義のための結婚、即ち眞の戀愛なくして始められた結婚の悲劇を描き、現在の結婚制度と慣習の弊を強く指摘したものは殊に多くあります。イプセンよりも一步先にドイツに出て、婦人問題劇ではイプセンの先驅をなしたヘッベルの「マリア・マグダレーネ」もその一つでせう。——

ドイツの田舍の市の指物師の娘クララは、年頃になつて一人で居ると世間の口がうるさいといふので、自分は氣がすゝまなかつたが、幼な友達で心に慕つてゐた靑年が他鄕へ行つたきり消息をよこさなくなつて居た折柄でもあり、母親が熱心にすゝめる儘に輕薄才子のレオンハル

トと婚約し、而も結婚前に無分別に身を任せて了ひます。すると男の氣が急に變つて了つて、クララの兄が寶石を盜んだといふ嫌疑で入獄したのを好い口實として、泥棒の妹とは結婚出來ぬと破談を曰ひ出します。父親のアントンは、もしこの上にクララの行ひに間違ひがあれば自分は自殺する許りだと亢奮します。その中に兄の嫌疑ははれて出獄しましたが、レオンハルトは振り向かない。そこへ幼馴染の青年がその市長祕書役となつて歸つて來、クララに結婚を申込んだが、クララは父の立ち場や世間への手前、斷腸の思ひでこれを拒り、レオンハルトに形式だけでもいゝから結婚してくれと迫ります。後で犬のやうに毆つても、邪魔なら殺しても好いから、父を殺すよりはその方が增しだからと懇請しますが、レオンハルトは冷然として、「お前の前に何千何萬人といふ女がさういふ經驗をして、さうして諦めたのだ。これから後も何千何萬人の女が同じ羽目に陷るだらうが、みんな運命と思つて諦めるに極つてゐる」と言つて全く相手にしません。クララは絕對絕命のヂレンマに陷り、井戸に身を投げて死んで了ひます。

＊　＊

ヅウデルマン（十九世紀後半のドイツの代表劇作家の一人）の作マグダ（故郷）は日本でも可成り古くから度々演ぜられて、著名な劇でありますが、作中の女主人公マグダは女優といふ職業婦人として、自我と理智の勝つた因襲道徳から解放された女を代表してゐます。これに對して彼女の父中佐は、「家名」を何物にも換へ難く尊重する昔型の人物を代表し、彼女を昔弄んで父の知らぬ間に私生兒までも生ませてゐる參事官のフオン・ケラーは僞善者を代表してゐます。マグダが家出する前結婚を申込んで拒わられ、その後獨身で通しながら、マグダの老父の面倒を見てゐる牧師は、型通りに行ひ濟してゐるキリスト敎義の男を代表してゐます。マグダがオペラの歌手として成功し、十二年振りで鄕家へ歸り、ふとした話のはずみから、父親の前で、ケラーとの間に私生兒があつた事が暴露され、父の脅迫と牧師のすゝめに從ひ、子の爲めにケラーと結婚することを承諾しやうとする。然るに、ケラーは「名譽」のため、私生兒を飽くまで世間には藏くして置かうといふ一語を漏らしたので、絹を裂くやうな泣き笑ひの聲を

あげて卑怯者のケラーを罵倒し、再び家を出やうとします。娘のため家名を全く地に落されたと思つた父親はピストルをとつてケラーを射たうとして、亢奮のあまり痙攣を起して頓死して了ひます。

* *

戀愛なき結婚の悲慘な因果の廻り合せを描いたイブセンの「幽靈」も亦「人形の家」に次いで有名であります。筋は、今は名家の未亡人アーヴイング夫人は、その娘時代に内心慕つてゐた牧師のマンダースへ嫁ぎたかつたにも拘はらず、周圍の勸めに從つて、當時の青年士官であつた金持のアーヴイングに所望されるまゝにその妻となりました。ところが、結婚して見ると夫は自分には愛はなく、非常な放蕩者で女狂ひ許りしてゐる。寧ろ離婚しやうかと、マンダース牧師を訪ねて相談しますと、牧師は離婚すれば彼女は自分に手頼つて來て自分の社會的地位が危くなるといふ打算も手傳つて、形式的な道德論を鹿爪らしく振り廻し、一旦人の妻となつたからには、どこまでも夫のため、子のために忍苦するものだと說きます。夫人は觀念してそ

の氣になり、夫の家に歸ります。そして放蕩三昧を續け彼女の女中にまで手をつけて女兒まで生ませたアーヴィングのさうした所業を一切世間に知らせぬために苦心の限りを盡します。その結果夫は侍從にまで出世したが、多くの女と不倫の行爲をし盡して死んで了ひます。一子オスワルドには常に父を立派な人と思はせ度い許りに、さうした家庭に置いてはいけぬとの考へから幼い頃からパリーの學校へ入れて了ふ。その間に二十年を經て、夫人は亡夫の遺産で夫の紀念育兒館を建ていよ〱落成式を行ふことになり、牧師も參列し、パリーから成人したオスワルドも歸つて來る。この時オスワルドには父の遺傳性梅毒の徵候が現はれ初めて居り、當人はそれとは知らずに自分の運命を悲觀して居ます。そして、淺間しいことには、亡父が女中にたはむれた結果生ませた女の子で、今また自分の家の女中をしてゐる娘――それが自分の腹がはりの妹とも知らずに口說き寄るのです。母のアーヴィング夫人は、今まで世間にも我が子にもひし隱しに隱して居た一切の祕密を打ち明けます。その娘の女中は自ら活くる途を求めるとて家を飛び出し、オスワルドは驚愕と絕望の餘り遺傳性の病疾の發作が起つて來て、その場

で腦が狂ひ出し、「何故私を產んだ……苦しい……私を殺して呉れ」と母に迫ります。その時も時、育兒館は火事となり、婦人は愛兒の死の苦痛を早めるために毒藥を手に持つて立ちすくみます。

* *

以上三つの作を見ますと、「マグダレーネ」と「幽靈」では何れも愛のなき結婚が虛僞のからくりの上に立つため、最後に破局とならざるを得ないことを強調してゐます。ヘッベルは何故クララやその父が世間體の面目許りを考へて、折角歸つて來た彼女の幼馴染の青年と結婚しなかつたかと問ふて居ます。イブセンは「幽靈」により遺傳の恐怖を語ると同時に、アーヴィング夫人の第一の失敗は自分の愛する牧師の許へ嫁さなかつた事、その失敗を更に悲劇に導いたのは、牧師が世間的遠慮や宗教の因襲に囚はれて、彼女の魂を助けることをし得なかつた事を說いて居ます。「マグダ」では、これ等とは反對に女主人公が大膽に眞實の愛なき結婚に反對して、父も家も捨てる新しい型の女性の強さと、それに悲慘な事件を伴ふ事を描いてゐます

第五節　婦人解放の悲劇と職業の問題

婦人が男子に對立して、自己の生活を徹底させやうとする時、獨身謳歌、母性回避、第三性化、戀愛の破産、家庭生活の破壞等さまぐな事が起つて來ます。これ等の諸相を近代文學の作家は縱横に書いてゐますが、その中には女性主義者から喜ばれないものもあります。事實ストリンドベリーのやうな女性主義反對の作家がさうした意識から書いたのもあります。こゝには婦人の解放或は獨立から起る悲劇或は矛盾、獨立獨人と職業について書いた代表作の二三を覗いて見ませう。

ビヨルンソンの劇に「若き葡萄の花咲く頃」といふのがあります。

＊　　＊

アルキック夫婦は初め非常に愛し合つてゐたのでしたが、歳月をかさねるに從つて、いろいろな事が起り出しました。細君が毎日家を外に出歩くため、いつか夫との間もうとくしくな

り、娘達も段々母を見習つて父を疎外するので、家庭は沙漠の如くうるほひのないものになります。これをつね〴〵不滿に感じてゐた夫は、遂に滿たされぬ愛の對象を若い娘にもとめて、ある日家出してしまひます。すると家内は上を下への大騷ぎとなり娘等は泣きの涙で父の捜査に出掛けます。獨り淋しく殘された細君は、いろ〳〵と反省して、自分の良人に對した仕打を悔み、妻及び母たる自分の地位に氣づいて激しく良人を慕ひ始めます。さうして良人から送られた詩集や何かを讀んでゐると不意に良人が歸つて來るので一家は狂喜して迎へ夫婦親子の和解が目出度なり立つといふのです。婦人が餘りに獨立に沒頭し過ぎた結果遂に妻たり母たることを沒却する樣になる事を描いたものです。尤もこの女主人公は最後に妻として母としての任務に目覺めて、はじめて家庭圓滿になつたといふ喜劇に終つて居りますが、單なる喜劇ではなく、婦人問題の喜悲劇ともいへるでせう。

＊　＊

更に解放された婦人——女性主義者がその主義に從つて職業婦人となり、職業婦人として、

一個の獨立した人間として結婚した場合を描いたものに、ストリンドベリーの短篇「改革の試み」といふのがあります。

女は、世間の娘達が未來の良人の家の主婦たる可く教育されてゐるのを非常に嫌つてゐた。そこで自分が生涯どんな羽目に陷つても生計の途に窮しない丈けの職を身に着けた。造花を習つた。

男は、一般の處女が未來の良人の世話になることを期待してゐるのを苦々しいことに思つた自分は獨立の出來る自由な婦人と結婚すると定めてゐた。斯ういふ婦人を娶れば、細君といふものは自分と同格の人間であり一生の伴侶であつて、主婦ではないことになる譯だと考へた。

運命の女神の思召でこの二人の男女は邂逅つた。男は畫家である。女は前に云つた通り造花が巧みである。二人ともパリーにゐてからいふ新思想に到達したのであつた。

二人の間の結婚は特色に富んだものであつた。三間續きの間借りをして同棲した。眞中が製作室で、その右が男の部屋、其左が女の部屋といふ風になつてゐる。男と女が一緒の部屋で寢

起きするのは汚醜極まる話で、たまく心身の過勞と淫逸を招くに過ぎないといふ意見から、寢室は共同にしない。そればかりか衣服の着替へも銘々自分の部屋ですることに決めた。此夫婦は銘々自分丈けの部屋を持つてゐて、さうして何れにも屬さない中間の部屋が、それが製作室なのであつた。炊事は二人が共同で遣るから女中を使はないで、たゞ傭ひ婆さんが朝夕出這入りするばかりであつた。

この計畫は非常にうまく實現された。

「だが君等に子供が出來たら何うするね。」

と懷疑家が訊ねると、

「子供なんか出來るものか」と言下に男は答へた。

彼等の生活は夢の樣に樂しいものであつた。朝になると男が市場へ出て買物をして歸つて來る。それからコーヒーをこしらへる。女は寢床の始末や部屋の掃除をする。それからお互の仕事に取りかゝる。仕事に疲れて來ると暫く雜談する。製作上の注意を爲合つたり笑つたりして

世にも樂しさうである。その內に正午になる。女が野菜を洗つたり刻んだりすると男が竈に火を起す。女が食料品屋へ馳け出して行つた後で、男が牛肉を鍋で煮る。それから女が食卓の用意をすると、男がお菜を皿に盛つて出す。二人はしかし兄弟のやうな生活をしてゐるのではなかつた。夜分になると「お寢みなさい」と言ひ交して自分々々の部屋へ別れて行く。だが間もなく女の部屋の扉を叩く音がする。お這入りなさいと內部から聲を掛ける――そして朝は銘々自分の部屋で目を覺ます。すると男は壁をコツ〳〵叩いて、

「お早う、元氣はいゝかね。」

「えゝ有難う、元氣よ。あなたは？」

夕方になるとよくつながつて出て步いた。さうして同鄕人に出會つた。

あゝいふのが理想的結婚なのだ、あれ程幸福な夫婦はまだ見た事がない。――こんな事を世間の人達は云ふたりした。

ところが女には兩親があつて遠方に住んでゐた。間がな隙がな手紙を寄越して女の身體に其

の後異常が起りはしないかと頻りに訊いて來る。親達は一日も早く可愛い初孫の顔が見たいのだ。人間は子孫繁殖の爲に結婚するので、愛の爲にするのではないと豫ねてから兩親に云ひ聞かされてゐたが、女はそれを舊弊な考へ方だと貶してゐた。左樣すると母親が、ではお前達は人間の種を絶やさうと思つて新思想を抱くのかと訊いたりしたことがある。それは兎に角、子供だとか妊娠だとかいふことは女の念頭にはまるでなかつた。そんなことは全然興味を惹かれなかつた。夫と自分が共に樂しく面白く暮せばそれでよいのであつた。

兎に角二人は極めて愉快に日を送つて行つた。此の世帶には家長もなければ家族もなかつた經費は互に出し合つた。時によつて男の收入が多かつたり女の收入が少かつたりしたが、家事費はいつも双方同額を分擔した。だが其の内に妻君が病氣に罹つた。壁紙の裏に何か毒なものが着いてゐてそれを引き込んだのだと細君は思つて見たが、良人は何かの黴菌の作用だと推察した。如何にも彼の觀察通りそれはある種の黴菌の作用に外ならなかつた。だがそれにしても訝かしい。容態に變な所があつた。感冒だといふことに決まつたものゝ、病勢は愈々募つて行

つた。もしや何かのかたまりでも腹の中に出來たのぢやなからうか。成程、左樣かもしれない――そこで女は醫者へ行つて診て貰つて來たが、歸つて來るなりさめぐ〴〵泣き出した。實際彼女の不快の基はそのかたまりにあつた。しかも時節が來れば此の世の中に飛び出して來て、花を咲かせ實を結ぶ、其のかたまりであつた。

良人はしかし泣きはしなかつた。さうして――何といふあさましい人間だらう――すぐ其の足で倶樂部へ出掛けて行つて、自分の收穫を仰山に友達に吹聽した。それに引き替へて細君は何時迄も何時迄も泣いてゐた。此の後男に對する女の立場は何うなるだらう。もう直きに働いて金を得ることが出來なくなつてしまふのだ。左樣なると男に食べさせて貰ふより他に手段はない。其の上女中も一人や二人傭はなければならない。女中なぞ考へるだけでもぞつとする。豫防、配慮、先見――そんなことは回避すべからざる出來事の發生に依つて悉く畫餅に歸した。

だが良人は自分で金を造へることが出來ないでも決して苦にするには及ばないと繰り返して

言つた。子供の世話をしてそれで家計の扶助をしたと思へないか。子供の世話をすることは價値のないことだらうか。金錢は勞働に外ならぬ。だから彼女も働くことに依つてそれに相當する金額を男に仕拂つてゐる譯なのだ。しかしながら女が夫の世話になるのを左程苦にしない樣になるまでには大分間があつた。さうして彼女は男の爲に妻たり伴侶たることは以前と變りはないが、特に彼の子供の母であつた。男もそれが一番よいことなのに氣がついた。

（島村民藏氏著「近代文學に現はれた兩性問題」より）

第六節　自由結婚と母性高調

前章の二作は婦人解放の悲劇（或は喜劇？）を書いたものですが、その反面には明かに母性尊重主義を含んでゐます。

この母性尊重主義は前にも說いたやうに、エレン・ケイにより强調された婦人運動中の一大分派でありますが、バーナード・ショウ（現在イギリス文壇の巨匠）は、ケイと共にその戲曲

の中でこの主張を主張してゐます。戯曲を通して見られるショウの婦人觀乃至男女觀は「生の力」即ち世界意志の力で、人間の性慾もそれがために存在し、結婚もそれがための方便としてのみ見る可きものであるといふやうに見られます。「二人相合した以上は、自己よりも大なるものを造れ。我々が望を囑するのは子孫の國土のみ。子を産むなら超人を造れ。」とはニイチエの語ではありますが、ショウはこの思想を明かに受繼いでゐます。ただ異るのは前者が個人主義的の立場からであるのに反して、後者はショーペンハウエルの世界意志說をも受け容れて社會主義者の立場から論じてゐます。ショウの作品中、この「生の力」と女性の使命とを書いた代表的なものに、「人と超人」があります。

*　*

アンといふ魅力に富んだ若い女性が結婚期に父親に別れました。この女性を、中世紀の騎士のやうなロマンチックな考へを持つた若い詩人オクタヴィアスが憧憬して熱烈に戀します。併しアンにいはせると、「あんな風の男は、いつか心の中に誰か女を思つてゐないと淋しくてなら

ないからだ。一生心に戀の仇花を咲かせて、好きな夢を見て居れば好い」といふ位ゐで愛を感じない。アンが欲してゐるのはオクタヴイアスの友人で、革命思想家のターナーですが、當人はそれに氣付かないで、オクタヴイアスに向ひ、アンに捕まるなと警告します。彼の説によると、世に女と藝術家ほど危險なものはない。歴史あつて以來藝術家なるものは、自己の天才を完成させるためには利己主義者であり、冷酷な夫であり不孝な子である。妻が飢ゑやうと、子供が跣足で泣かうと、母親が七十の腰を屈めて勞働しやうと、一切知らぬ顏をしてゐる。さうして感興のために、女を愛し、乳をインキに代へ、愛を獨占するために子を生むことを妻に禁ずる。彼等の眼には美しい詩や作品がある許りで、人類も國家もない。女もこれと同樣で彼等は母となるためには何物をも犧牲にする。女に取つて男は子を得るための機械に過ぎない。自然はその目的を遂行させるために女を造つた。そして女は自然の目的を最も經濟的に遂行する爲めに男子を創造した。女は自己を犧牲にしても男を捕へる。さうして虎がその餌食を愛するが如くに男を愛する。兵士が銃の手入れをし、音樂家がヴァイオリンを大切にするやうに男を

大事にする。だから、女に捕つたら最後だぞと、ターナーはオクタヴイアスに忠告します。

ところが、意外にもアンが愛し、狙つて居るのは自分だと分り、ターナーは大慌てにあわてて、自働車に乗り大陸に逃げ出します――「地中海へ、どこの港へでも、回々教の國へ――男が女から防禦されてゐる回々教の國へ船の出る港へ」と急がせます。スペインの國境で山賊の一群に捕へられ、その夜の夢に自分がドン・フアンになつて地獄に居り、こゝで又悪魔とドン・フアンは戀愛や結婚の根本目的について議論を闘はせます。その中にフアンはこんなことも言ひます――人類を成育させて行く世界の偉大な中心意志は今こそ戀だのロマンスだのといふまだるい雲にかくされてゐるが、この意志はやがては明確に太陽の光線の下に現はれて來ると。

この夢幻劇が終つて、山賊共やターナーが目を覺すと一臺の自働車が走つて來て中からアンが飛び出しターナーを捕へて了ひます。こゝで彼は大悟します。――女が男を追ひかけるのは、女個人の利己的の幸福のためではなく、自然の命令によるものである。アンはこれに和して、「生活の力」が二人の子供の時から、二人に向けて網を張つてゐたのだと言ひます。そこ

で、ターナーもアンに對する愛を宣言し兩人は芽出度く結婚することになります。

* *

ショウの結婚の根本目的に對する思想が右の通りでありますから、從つて結婚の形式を重大視する現代の風習を攻撃します、「人と超人」の中の本筋には關係のない人物で、オクタヴィアスの妹ヴァイオレットが正式結婚によらず母となり、父の名を祕してゐるため周圍からは浮氣女と罵しられますが、ショウはターナーをして、『私通であらうが、正式結婚であらうが大自然の意志を遂行するに變りはない。女が母となつた事それ自體が好い事だ。女の「生活の力」は超人を生むために使用されねばならぬ』といふ意味をいはせてゐます。

ショウにいはせると、所謂正式結婚と自由結婚の差は、間に教會の牧師が入るか入らないかといふだけの事ではないかといふのです。

ショウの「人と超人」の妹姉篇とも見ても好いと思はれるものにイギリスの作家ハンキン（現世紀の始めに死亡）の「最後のド・ムラン家」があります。この作の女主人公は新しい母

型の女性を描いたのですが、その舊來と異るところは所謂良妻賢母としての常識の勝れた女でなく、女として母としての根本性に目覺めて、世間の因襲道德に囚はれないで自由奔逸な女である妻を描いてゐます。

＊　＊

ジヤネツトは立派な古い家柄のド・ムラン家の長女と生れたが、或る若い男と自由結婚をして家を出　ロンドンで帽子店の女主人となつて立派に生活し　八年振りで私生兒のジヨニーといふ男の子を連れて家を訪づれます。家では、ジヤネツトのこの事件は世間へは祕密にしてあるので、兩親はじめ伯母も加はつて、一家の面目のために、家に留つて結婚することをすゝめます。しかし、ジヤネツトは、「面目」と「世間體」以外には何物もない故鄕の「道德」に反抗して、次のやうな會話を兩親や伯母と交はして、我子を連れてロンドンへ歸つて行きます。

ジヤネツト（眞に案外さいふ思入で）　恥しいさ思つて？　子を產みたいさ思ふのが恥しい事でせうか！　一體女は子を產むためでなけりや一體

何んのために作られたのでせう？

伯母　婚禮して子を産むのさ。

ジャネット　伯母さん、女は結婚といふ制度が發明された幾千年も前から子は産んでゐますよ。大丈夫、結婚制度が廢れてしまつた幾千年の後までも子供は産みませうよ。

母　ジャネットや！

ジャネット　ねえ、母さん、さうわたしは思つてますの。そして總て健全の女は誰だつてさういふ風に思ふに違ひないと私は思ひますの――人形を玩具にしなくなつた頃から、私は始終子供が欲しいと思ひました。養ひ子や他人の子でない、自分自身の赤ん坊が欲しいと思ひました。勿論結婚したいと思ひました。――けれども時はずん〳〵經つのに、だあれも申込んで呉れない。だん〳〵年はとる、機會は辷り脱けッちまふ。そのうちにわたし、あの人に會つて、さうしてあの人を戀するやうになりましたの。事によると戀を戀してゐたのかも知れない。だが、ほんとう

に晴々しいやうな感じがしましたの。やつと本當に、わたしを思つて呉れる人が、女を女として正當に思つてくれる人が見つかつたので！　利口だからあたしに話かけるとか、丈夫だからテニスをしやうとかいふのではなく、キッスしやうとして、戀をしやうとして、わたしを思つてくれる人が！　さうよ！　わたしに戀をしやうとする人が！

父（嚴然として）　娘、私のいふ事をお聽きなさい。自分で現にさういふのだから、多分それはお前の本心でありませう。だが、お前が年をとり、ジョニーが成長した頃になつたら、父のない子を世の中に出した事をきつと後悔するだらうよ。

ジャネット（熱烈に）　決して！　決して後悔しません！……よしんば、ジョニーが、わたしのした事に對してわたしを憎むやうになつたつても私は母親であつたといふ事をいつまでも喜ぶでせう。兎に角生きてたといふ事になりますから。ぼんやりして、くだらなく一生を送つて了ふ不幸な女達は、母の感じる喜びをも苦しみをも感じた事のない女達は、ご

んなに羨しがるでせう。——若しこれを知つたなら！　この子供は自分の子だ、自分の片割だと思ふこの心持、この子のためには病も苦痛も死ぬ事さへも恐れなかつたこの心持！……柔かい可愛い息が自分の頰に中るのを感じたり、怒つたり泣いたりするのを、すかしたりあやしたりするのが、それが母親の仕事です。さうしてそれは立派な仕事です！

（坪内逍遙博士譯「醒めたる女」より）

＊　＊

以上は近代文學の戯曲中の極限られた一部から、婦人問題に關する部分を引きぬいて見たに過ぎません。この他にも三角關係、親子の鬪爭、性慾の問題等、婦人解放から起るさま〴〵な諸相を描いた作が多數にあります。そして、批評的にこれ等の文學を讀むことは、近代の婦人問題研究の最も興味ある方法であります。

第五章　母性中心主義

第一節　男女同權主義の反動

女性主義思想の中に、母性中心主義或は母權擁護主義とでもいふ可き一主流のあることは、第一章に概略をかいつまんで置きましたが、こゝでも少し委しく述べて見ませう。

母性母權を尊重するといふだけの思想それ自體は決して新しいものでなく、この思想の現はれは人類の歴史と共に古いといはれてゐます。學者の說くところによれば、人間の原始時代には母性を神として崇拜した所謂母神崇拜は西洋でも東洋でも顯著な事實で、歐洲の舊石器時代にもこの風習のあつた跡が殘つてゐます。これは原始太古の時代には、男女の交はりによつて子が生れることを知らず、子は母の胎內から出るから母にのみ因つて生れると考へたからだら

うと説明されてゐます。併し男女兩因により子が生れる事が分つた後になつても、この母性尊重――母神崇拜の風は依然として殘り、超人、偉人の出生には男が關係のない傳說を生むに至りました。例へば、キリストの聖母マリア、釋迦の聖母摩耶にしても皆不染妊娠で、孔子の母も天の神の靈感により妊娠したと傳へられてゐます。この聖母崇拜の風は我國にも傳はり九州には聖母八幡宮と稱するお宮が諸方にあるといふ事であります。出口米吉氏の「原始母神論」といふ著書は、日本だけでも母神崇拜の風習が全國に亘つて無數に殘つてゐることを實證してゐます。

ですから、母性を單に尊重するといふだけの思想は人間の古來の思想の一部であつたので、決して新しいものではありませんが、それが獨立した近代の婦人主義思想となつて現はれるには、そこに近代的な意義と理由とを發見したからであります。この思想の代表的祖述者はスエーデンのエレン・ケイ女史であります。エレン・ケイ女史が婦人運動としての母性主義を唱へ出したのは、たしかに男女同權主義を中心とした婦人運動に對する反抗であると觀られます。

第一節　男女同權主義の反動

英米の婦人運動は男女同權主義の運動でギルマン、シュライナー夫人等は、あらゆる點に於て男女が同等である可き事を主張し、性の區別を無くする事が出來ぬまでも、出來るだけ小さく見るのであります。そしてこれ等の同權論者は、現在のやうな男子中心の世界は間違つてゐるもので、古代に於ける如く、男女が性に關係なく、體力も智力も同じであり、從つてそのお互の生活の上に於て同權であつたやうであらねばならぬといひます。シュライナー夫人の如きは更に一歩を進めて、「將來の社會は女の總てが子を生むことなく、その一部分の婦人達だけが子を產むことにし、而も一生の中に六年位を出產の年限とし、婦人は男子と同樣生產事業に從事するやうになる可きである」といふ意味を述べてゐます。

勿論かうした說は、女性主義者中の極端な學者的の意見で、英米に於ける婦人運動に携はる人々が皆これと同意見を持つてゐるのではありません。併し、「女が男らしくなる」「女は男がする事は何んでも出來るものであり、又すべきものである」といふのが、英米を主とした婦人運動の中心思想であることだけは確であります。英米に於ける婦人參政權運動の起調もこの思

想から出て居るのであつて、男子に参政權がある以上、婦人にもそれがある可きであるといふのであります。併し、エレン・ケイも同樣婦人參政權を一般の世界の婦人のために要求しますが、女史がそれを主張するのは、それとは異つた理由からで、母性、母權を保護する手段としてゞあります。一言にしていへば、婦人運動としての母性中心主義の起つたのは男女同權主義の婦人運動に對する反動として――反動といつても舊いといふ意味でなく、一つの動きに對する反撥として――起つたものであつて、近代の社會に於ける婦人の地位を向上せしめるための根本は婦人の母性の自覺と、社會國家の母權の尊重保護にあることを說いたのであります。

第二節　戀愛と性道德

エレン・ケイの思想の根柢は、人間が生存するのは自分等よりもより好い種屬を生み出す爲めであるといふのであつて、この點ではバーナード・ショウと同じ思想系統に屬するものであるといはれてゐます。現在よりもより好き人間をつくるためには、結婚と結婚生活とが、その

見地から合理的なものでなければならぬ事になります。結婚と結婚生活が合理的に行はれるためには、男女の兩性關係——戀愛の問題がその見地から正しく理解されねばならぬといふ事になります。さうして完成する結婚により生れる子供に人類の希望がかゝつてゐるのであるから婦人の第一の特質は母性であり、人はその尊貴を何よりも先きに認めねばならぬといふのであります。そこで問題となるのは、現代の多くの結婚、結婚後の生活、その基をなす戀愛、兩親と子供の敎育の關係が正しく行はれてゐるかどうかといふ事であります。ケイは一般社會の風習も國家の法律も、彼女のこの見地から觀て、著しく間違つてゐるところが多いといふのであります。そこにケイの婦人運動が起きて來ます。こゝには先づケイの戀愛と性に關する見解を摘記しませう。

ケイに從へば、從來の道德や宗敎——キリスト敎に於ても、戀愛を正しく解して居りません。形式的な結婚、形式的な一夫一婦制には非常に重きを置いてゐるに拘はらず、結婚の根柢である戀愛の眞の意義を認めて居りません。戀愛の動因は「生命の增進」にあります。男女が

戀愛を感ずる——無數の男女の中、二人のみが激しい戀愛の情を互ひに抱くといふ不可思議な現象が起つて來るのは、男女相索く本能から出て來るものであるには相違ないが、その本能の因つて來るところは、人類の種屬保存と進化といふ自然の大きな意志にあるものと見られますまた戀愛には性の慾望が伴つてゐることを否むことは出來ません。併しそれは單に感覺的な或は肉感的なもの許りでなく、それと併行して神秘的な心靈の作用も含まれてゐるのでありますキリスト教では、人間の靈と肉とを分けて考へ、戀愛についても、男女の靈的の關係を貫く正しいものとしてゐますが、靈と肉とが完全に合致し、相互を裏切ることなき戀愛こそ眞の戀愛であります。

世に性的生活を下等視する人々は多い。それは、放蕩の結果とか、不姙のためとか、その他いろ〳〵な理由があり、それ等には寬大な眼で見てやつてもいゝ場合があります。併しながら、それを道德の主義の上から反對するのは全然無價値な事で、これに對してこそ反對せざるを得ません。性的生活と人類との關係を正しく了解し、これを正しく行ふことが新しい性道德

であります。

性的慾望を饑渇の慾の如く、個人的自由の要求から許り起つたものと解し、人間は何れにも同じ權利があるとするのは間違つてゐます。又禁慾主義者が、人間が一生涯性的禁制をしても健全に生きてゐられるといふ理由で、禁酒、禁煙と同樣禁慾を奬勵する事も間違つてゐます。なぜなれば、自然生活の根本であり、文明生活の原動力である戀愛と饑渇を充す慾求とは兩者以外の他の慾情とは比較にならぬからであります。

「若しも個人が食物無しに居る時は、彼は彼自身の生命を失つてしまひ、又若し個人が生殖の權利無しに居る時は、種屬は彼により與へらる可きその生命を失つてしまひます。同樣に、若し個人が過食により死する時は、それにより苦む者は彼自身であり、又若し性的本能が過度に濫用せられたる時は、それにより苦む者は實に種屬自身であります。……個人の生命も、人間といふ種屬の生命も、男女の青年者が十分なる成熟に達するまで節慾の生活をしてはじめて向上增進するのであります。又一面に於て、生きる價値のない子供を遺さぬことも種屬發展の消

極的の方法であります。反對に、優秀な子孫をつくり得る青年男女に、さういふ機會を與へぬことは種屬發展の妨害となるのであります。」

人類の進化の過程を見ますと、人間の生活相は原始の狀態から愈々益々複雜化しつゝありますが、戀愛も亦その通りでありまして、今日の發達した人間社會に於ては偉大なる一つの精神的の力であり、人間が進化向上して行く上に於て必要な創作力としてこれを認めねばなりません。今日、私達が藝術家にその作品をつくる權利、科學者に眞理を探求する權利を認めると同樣、私達は戀愛の創造力をその獨特の方面に使用して、結極人間一般の善のために役立つやうな道を選ぶやうにせねばなりません。――かうケイは説きます。

第三節　結婚と離婚

エレン・ケイは前述の如く兩性に關する新道德觀と戀愛觀を持つ當然の結果として、結婚の第一要件を戀愛に置き、「いかなる結婚も戀愛なしには不道德である」といひ、「眞の貞操はた

だ戀愛と結婚とが同じ意味の言葉となつた場合に於てのみ生じ得る」と說いて居ります。そこで、ケイは賣淫を以て社會の最も惡む可き罪惡とし、法律や敎會や一般社會の習俗により形式的に或は强制的に行はれる結婚を虛僞の結婚と見做します。神聖な結婚であるかどうかといふ事は、新郞新婦のそれまでの生活の純潔であつたかどうかといふ事よりも（それも無論必要な事であるが）結婚の出發點が神聖であるかどうか、卽ち眞の戀愛から出てゐるかどうかに因つて定まり、「戀愛と結婚とは統一されたもの」でなければならぬといふのであります。

また、ケイは結婚に於て一夫一婦制を唱へ、「それが性的道德の唯一の標準であり また人格的戀愛の唯一の正當なる形式である」と見做しますが、從來の宗敎や法律制度、風習による一夫一婦を意味してゐるのではないといひます。ケイの觀るところでは、從來の一夫一婦制は一男女が生涯を通じて互に一人づゝを持つ事を指し、これを超ゆる事を許しませんが、これは間違つてゐる事で、夫婦が互に人格的の愛を失つた後も、なほ夫婦關係を續けるのは性道德に背くのであります。夫婦が共棲して行くのは、お互の生活を豐富にし、二人の生命のよりよき延長

を得るが爲めであるのに、愛なき結婚生活は相互の爲めにも、その間に生れる子供のためにも害を殘す許りであると言ひます。

ケイは右の如く結婚と戀愛との統一を主張すると同じ意味で、離婚の絕對の自由を認めるのであります。相方の合意の上の離婚を認めるは勿論のこと、一方が欲した場合でも離婚すべきものとします。バーナード・ショウとケイとは婦人問題に關して殆ど同じ根本思想を持つてゐるやうでありますが、結婚と離婚に就いてショウの書いた喜劇「結婚すること」は、最も面白くこの點を明かにしてゐます。その梗概は、――

僧正の娘の結婚式をいよ〳〵型の如く嚴肅に擧げるといふ瞬間になつて、花嫁花婿二人とも儀式を少し待つて貰ひたいと言ひ出します。花嫁の懸念は、「いつ何時人殺をするかも知れない男と生涯別れない」などゝいふ宣誓は困るといふのであります。花婿の方は、「いつ何時姦通沙汰やその他調子外れのことをし出かして、おまけにその損害賠償もしなければならぬ事になる女と一生を約束するのは不安だ」といふのであります。

第三節　結婚と離婚

そこで僧正が智慧を絞つて、ローマ人は結婚の儀式をやめて民法の契約にしたこともあるから、それに倣ひ契約をしたらよからうといふ事になり、早速その草案にとりかゝります。儀式に招かれて居合せたお客達は、自分等の實驗から、いろ〳〵思ひつきを述べるが、甲論乙駁で少しも纏りがつかなく。第一に結婚の有效契約期間、第二に出生すべき子供の養育の責任分擔の程度等皆難問題であります。こゝで僧正が最後の智慧を出し、「契約は結婚よりも惡い、問題の解決は離婚の自由にある」といつてケリをつけます。

この戯曲中の力強い句に「子を持つ權利は恐らく女の一切の權利の中でも最も神聖なものであらうが、苟くもそれが人類の幸福のためでないならば、女は男の從僕であるやうな義務を持たされる重荷を負ふ狀態に置かる可きでない」――「女は或る日に結婚し、熟考し、翌日離婚しても好い」――「結婚の狀態を希望しなくなつた人にその繼續を强ひるのは、恰度最初に意志に反して結婚を强ひるものと同じだ」等がありますが、これ等はケイと同じ結婚觀、離婚觀

と言つて差支へないのであります。

要するに、ケイは、理想的な結婚の狀態といふのは、戀愛により結びつけられた男女の双方が互に人格的には獨立して而も並行線を描いた形であり、「互に相據り相助け合つて、人類のために一つの新しい宗教、言葉を換へていふなら、幸福の宗教といふ可きものを創造するのである。」といひます。そして、双方の間に愛や人格的の尊敬がなくなつた場合は、離婚することが善い事であるといふのであります。

第四節　母性の尊貴と女性の使命

ケイの戀愛、性、結婚に關する以上の考へ方は、母性について更に力強く一貫して主張されます。女史は他の婦人同權論者と全く反對に、男女兩性の相違點を十二分に認め、其の相違點の中、婦人の母性こそは尊貴に價すべきものだと主張します。そして、多くの婦人運動者が男女の性別を無視せんとするのを極力排斥します。そして婦人が家庭にあつて子女を養育するの

を婦人の第一の天職と觀ます。それは多くの女性主義者が考へるやうに夫の奴隷として或は高等下婢としてゞなく、結婚の意義と婦人の天性から考へてさうあるべきだと叫びます。――『婦人が子を生み育てるといふやうな生理的職能は、男女間の最初の分業の起りであります。この分業は、人間の自己保存の本能に次いで、男女兩性のために子供の保護を目的とし、また男女の特質を强め且つ增させました。總ての人間の特質は各兩性の間に隱れて存在して居るものであります。併し、男女間の分業により、さま〴〵の特質が兩性の間に別々に發達して現はれました。女に於ては――注意深く、よく生命を大切にし、常に內省的である愛の感情となつて現はれて居ります、男に於ては――勇氣、活動力、意志と思想の力、自然と人生を征服する活動等の顯著な特性となつて現はれました。さうして父性は母性と生活的に異る如く心理的にもどこかしら異るやうになりました。文化の發達は男と女との間に引かれてある明確な區別線を消しつゝあり、その結果として、婦人問題の解決は各個人としての婦人にとり、ます〳〵必要になつて來て居ります。しかし、種屬といふ見地から見て、人類が更に完全な域に妨げられ

ずに進んで行くためには、男女間の分業は、これまで存續してゐたのと全體に於て同じ狀態であるべきであります。人間がより高き文化に達するためには、婦人は從來よりも更に完たき方法で、今日まで婦人にとり最も尊貴なものとされて來た職分――われ〳〵の次の時代を作る子供を生み、これを養育して行く職分を果すことが必要であります。』

かうして、ケイは婦人の人類に對する務が母たることにあることを高調し、母性愛は道德の深い根源であると唱へます。――

『母たる本能が母性にまで發達した事は、文化の進步上に於ける偉大なる事蹟の一つで、その發達により母親たる權能がます〳〵複雜となり多面的となつて來たものであります。高等動物の場合に於ては、母性は單に子を生むといふ事以上のものを含んでゐます。動物は自分の子のために、自らの死に面する許りでなく、訓練を與へます。例へば、猫はその仔が水の中に入る事を止めさせやうとしても肯かない場合には、その仔猫を水中に投げ入れてそれから後にくはへて出してやり、豫期した敎育的の效果を得ます。この猫は近代の母親達のやうにスペンサ

1の著述を讀んだわけではないが、さうした母親達を赤面させて居ます。子供の哺育とか身體的の世話といふやうな母の物質的な仕事も、それが母として精神的の教養となるのであります。といふのは、子をさうして教育して行くことにより、自分の心がます〳〵優しくなる許りでなく、同時に觀察、識別、判斷、自制等の力がその間に養はれます。婦人の品性は往々にして高級な職業に何年か携はるよりも、子供の世話に沒頭する一ケ月で、より多く發達します。母性愛とそれに對應して起る子の親に對する愛情は、個人の感情生活に最初の深い影響を與へます。それ許りでなく、この愛は相互扶助の法則の最初の形であります――それは他愛主義の根であり、また今日廣く根を張つてゐる社會本能といふ樹木の枝葉であります。」

ケイは更に進んで、人間の世界に於て母性愛は「眞理」や「正義」と同じ高さに置かる可きもので、その故は母が子供に眞理を愛し正義を敬ふことを教へることにより、「眞理」と「正義」が進むからだといひます。又母性愛が假令「原始的の本能」に過ぎないにしても、この本能こそは全人類にとり、これを失つた全婦人の智的發達よりも價値のあるものとします。――

『婦人のいかなる社會的或は個人的の活動も、この本能を無くしたことを償ふことは出來ません。この本能こそは最近メシナに於て數百人の母達をして、その身を以つて子等の命を救はせました。しかし、この本能を失つた女達がメシナで二度目の慘劇に出會つたら、子供を救ふ代りに、原稿や寫眞を抱いて平氣で居るかも知れません……書物を著し藝術品を創作する婦人が持て囃されるならば、多くの子供等を好く教養して行くために、明確な思想、豐富な理解力、温かい感情、強い意志を以て働く母親はもつと尊重されなければなりません！』

それからケイは、母性愛といふものは、突如として生ずる自然の本能でなく、數千年の時代に亘り女が子を產み育てゝ來た結果生じたもので、各時代の婦人は順次にこれを深めて行かねばならぬと說きます。

第五節　新母權制度の復活

エレン・ケイの母性尊重主義は、婦人が家庭を外にして職業を持ち、男子と共に働くことを

新しく善いことのやうに思ふ現代の婦人思潮を排斥します。それは愛の勞働に代るに金錢の勞働に就き、男子をして結婚する機會と能力を益々少くさせるものであり、「男子に幸福を與へ男子より幸福を受くる婦人の特性」を失はしめるものであるといひます。

以上述べたゞけで觀ると、少くともケイの母性尊重主義は日本の從來の良妻賢母主義と大して相違がないやうでありますが、母として又一個の婦人として精神的にも經濟的にも獨立自由を認めやうとする點に至つて、それとは甚だ異つたものとなつて來ます。左に女史の所說を要約して見ませう。――

妻は夫に對して自由であり、從つて獨立したものでなければなりません一家の生活のために外で働く必要のある婦人の仕事は、母たる任務を果たすのに障害となる事があつてはならない。この二つの要求は矛盾してゐますが、現在の資本主義制度を國家社會主義制度にでも代へるのでなければ解決法はありません。其制度の下では、子供を持たぬ婦人は適當な生産業に就き、子供を持つ婦人は國家よりその爲めの給與を受くべきであります

母たる責務は男子の兵役の義務の如く國家より尊敬され又酬ゐらる可きであります。かういふ組織にすれば、文明の原始時代に一度あつた母權制度をその時代よりは更に高い意味により實現する事が出來ます。

卽ち、家族の基本は、密接した關係の下にある母と子に置き、父は自身又は母の自由意志によりその家族の一員となるのであります。さうすれば「結婚は男女が愛と共同の子供の上に築かれる事を意味します。」その結果母權が父權に代はります。併し實際に於ては、現在母權の有無に拘はらず母の感化が一家に及んでゐるやうに、父は依然としてその感化と勢力を保つことが出來ます。母が子を生んだ後、その子の父と同棲すべきか否か、又その子は父を持つべきかどうかも大して重要なことではありません。

何故右の如く一見極端な制度が必要であるかといふと、それは次の如き三つの大なる利益があります。

一　母はいかなる事情によつても、現在のやうにその子供を奪はれる事が絕對に無くなります。

二　自分と子供を養つて行くために、冷酷な又は同棲に堪えない夫の傍に居る必要がなくなります。

三　世に私生兒といふ悲慘なものが無くなります。

それから、この制度の下では、婦人は參政權はじめ政治上の權利を持つべきであるが、これは絕對に必要なものではありません。要するに、母性を保護し、母權を確立するが爲めには、母と子を中心にした家族と國家社會制度を作られねばなりません。

右の如くケイの母性尊重主義の根本思想は哲學的に深いものでありますが、それが理想論である結果、實際論として實行の段になると、理論の或る部分には可成りな矛盾が生じて來ます。ケイはこの他にも、母性や子供の敎育その他につき一貫した理想の下に熱心に自由に說いて居り、その理論は傾聽すべきものが甚だ多いのでありますが、こゝには女史の母性尊重主義が一般の他の女性主義や婦人運動と全く異つた立場にあることを、明瞭にして置くに留めます

第六章　社會主義と婦人問題

第一節　社會主義と女性主義

社會主義又は社會主義思想が、現代世界思想界の一主潮であると認められてゐることは否み得ないでせう。約百年前につくられた「社會主義」といふ言葉は、時代により人によりその意味が一定してゐません。最近でも、「社會主義は應用キリスト教主義と思つて大差ない」といふ論者まで出るかと思ふと、ベーベルやマルクスは、社會主義とキリスト教はお互に敵であると早くからいつてゐます。其他の社會主義者の中でも「社會主義」に關する意見は可成り多岐に分れてゐますが、總括的な共通點を擧げて見れば、(一)社會といふ集團そのものを個人よりも上に置くこと。(二)自由競爭の廢止、(三)私有財産制度と資本家の廢止、(四)地主の廢止――といふ

ことが出來ます。この中、社會主義の基本思想ともいふ可き社會を形成してゐる人間の集團そのものを個人よりも上に置くといふ思想は、他の宗教や哲人も唱道して來た精神的の主張でありますが、これ以外の項目は總て經濟問題であります。ですから、社會主義とは一口にいへば、貧富の隔てをなくするための手段だともいはれてゐます。

社會主義者が現在の國家社會組織の缺陷、諸惡の救濟方法を經濟問題に歸するのは、人類社會の今日までの發展が、一に生活資料の獲得方法、即ち生產方法の進化に伴つて來たものであると觀るからであります。國家社會の制度、法律、習慣等をはじめ、凡そ人間の歷史を形成してゐる一切の事象は、人間生活の經濟的條件がその原因である――といふのが社會主義の唯物史觀の觀方で、この觀方から出發して、社會主義者は現在の社會制度の變革を主張するのであります。

社會主義者は、所謂社會主義國以外の國に於ける人間を「富有階級」と「貧困階級」といふ大雜把な二つの階級に分けます。そして、理想的の人間社會を建設する實行手段として貧困階

級が結束して富有階級と戰はねばならぬといふのが、この主義者中の一派の唱へるところであります。

國家社會に關してかういふ觀方をする社會主義者が、婦人問題とその解決方法に就き社會主義以外の人々と全然見解を異にするのは當然であります。

他の婦人運動者、或は婦人解放論者が男女同權を主張するやうに、社會主義者も同樣これを主張します。社會主義者のいふところは、社會主義の實現された人間の社會では、人間の間に階級や特權は無く、男女は平等同權になる、だから社會主義運動の中に婦人運動が含まれてゐるといふのであります。つまり、婦人運動は社會主義運動の一面に過ぎないといふのであります。（但し、これにも多少の例外はあり、著名な社會主義者アーネスト・バックスなどはその一人で、一般の婦人運動や婦人參政權運動に反對してゐます。）

社會主義と特に女性主義と呼ばれる一派は外形的に似通つた共通點を有つてゐます。女性主義とは「人間の諸關係に於て、性の平等を土臺として世界の改造をする運動である」とか「性

に附隨するあらゆる特權と重荷を取り除け、男女の平等を人間社會の法律と習慣の基調とする運動」とか、學者によりさまぐ〵に定義されてゐますが、この平等思想は多くの社會主義者の第一の旗印で、實際に初期の社會主義――例へばキリスト敎社會主義――はこの思想のみを基調として居たともいへます。又、女性主義者中の或る論者は、恰度社會主義者中の多くの者が人間の歷史を貧者が富者に虐げられた歷史と觀るやうに、女が男に苦しめられて來た歷史と觀るのであります。その結果、貧困階級は結束して富有階級に當れと叫ぶ社會主義の一團があるやうに、世界の女性は結束して男性に當れなどといひ出す者さへ出て來て居ます。女性を一つの階級と見た點が社會主義の階級意識と似て居ります。（女性を一つの階級と觀る事の是非は前に述べてあります。）

第二節　ベーベルの觀た婦人の過去

アウグスト・ベーベル（一八四〇―一九一三年）はドイツの著名な社會主義運動者で、徒弟

から身を起して社會民衆黨の首領となり、代議士として、又社會主義の著述家として活躍しましたが、徹底した婦人解放論者であります。それは前にも述べた社會主義の立場からの解放論で、彼の「婦人の過去、現在及び將來」はこの方面の理論の代表的著述といはれてゐます。以下彼の右の著書に現はれた婦人觀を概觀して見ませう。――

人間の原始社會には母權制度と稱すべきものがあり、「婦人は血族團體の指導者であり、支配者であり、彼女の意見は家庭内に於ると同樣、種族の問題に關しても大いに尊重せられて居ました。」ところが、人口の增加と原始產業の發達に伴ひ、男子が土地や財產の所有者となり母權制度は父權制度と變り、男子はその財產を讓るべき嫡出兒を欲するやうになり、自分の擇んだ女子に對して他の男子と性交することを禁ずるやうになりました。(これがベーベルの說く結婚の起源で、つまり結婚と妻の貞操とは男子の私有財產制度擁護のためであるといふ有名な說であります。)

自分の妻には貞操を强ひ乍ら、男子は依然として幾人かの今でいふ妻妾を置きました。この

頃には女は全く男の奴隷となつて了つたのであります。人文が進み、婦人の力でキリスト教が盛になつたが、それは婦人の地位を向上させるためには役たちませんでした。なぜなら、この宗教は肉に對する憎惡から婦人を輕蔑し、不淨視し、夫に對してはただ從順をのみ教へてゐるからであります。

中世紀になり、封建制度となつて、婦人の地位は依然として奴隷と擇ぶところなく、諸侯の如きはその領地内の處女に對して「第一夜權」を持つてゐたといふ事でも、他は推して知られます。修道院や僧侶の墮落は甚だしく、教區内に於て蓄妾稅が課せられる年さへあつた位です。そして遂には、娼家が公然と現はれ、それは「有夫の婦人を保護し處女の名譽を保護するために望ましいものだと言はれたものです。」例の騎士の婦人崇拜といふのも「正妻を犧牲として、情婦を神聖化した」馬鹿々々しいロマンチックなものに過ぎません。

それからルーテルの宗教改革となり、嚴格な一夫一婦の掟が定められましたが、この宗教改革なるものは「教會、國家及び社會に於ける封建的束縛に對する新興ブルジョア階級の抗議」

に過ぎません。ルーテルはこれを宗教方面に代表したもので、彼のいふ結婚の自由とは、今日民法中の婚姻法に依つてはじめられたブルジョアの結婚のことであり、移民の自由と職業の自由のことでありました。そして「中世の快活な、生を愛する都市の人民は、總て取澄した堅くるしい俗物となり……結極彼等ブルジョアの子孫をして一層豪奢な生活を極はめさせるに過ぎぬ結果となりました。」

一方宮廷はじめ諸侯の間に於ける男女關係は極度に亂れ――女子は男子の淫蕩の對象物として取扱はれ――、國王は人民を家畜と同一視し、戰爭により減る男子の數を増すための手段として結婚を視、而も結婚を許可するのに一定の生活標準の條件が附せられたりし出したので、貧乏人は結婚さへ出來ぬことになりました。

こゝへフランス大革命が起り、産業革命となり、ブルジョア階級が世界を支配するに至りましたが、舊時代のあらゆる壓迫から解放された社會では、婚姻は以前よりも容易に行はれるやうになり、其の結果は人口が急激に増加し、これに伴つて在來見なかつた數多くの社會問題が

起るやうになりました。婦人問題もその中の一つであります。

第三節　ベーベルの觀た婦人の現在

更にベーベルが現在の婦人の地位に對する唯物史觀的觀方は大要次の如くであります。――
今日のブルジョア社會では、原始時代の母權時代とは全く正反對で、婦人は男子の後に隨つてゐるだけのもので、全く第二次的の地位に置かれてゐます。

資本主義制度が確立された社會では、時日の經過と共に生存競爭が激しくなり、男子にとり結婚が困難となり、勢ひ獨身の婦人が增し、それ等の未婚の婦人は人性の自然に反する生活に原因して疾病死亡者が增し、自殺者さへ增して來ました。資本主義社會では結婚は財產制度に據つてゐるので、それは實際には婦人の一種の職業となつた觀があります。

「子供を持つ悅びと、子供に對する責任とは、二人の間に存在する戀愛關係を永續的なものにする爲め」のものである筈であり、これが結婚の眞意義であるのに、現在の結婚制度は財產、

身分等さまぐ〜な條件を主とします。そして、近代の結婚關係は、過去に於て見られた事のない偽善的な状態に置かれてゐます。金錢結婚、結婚市場などいふものが、實際に於て存在してゐる有樣であります。

資本主義國の、結婚成立の形式を見ると、國家はその登錄に當り、單に双方の氏名年齡等の戶籍調べをするだけで、何等結婚の眞の意義から照して必要な注意も監督もしません。ところが離婚となると、敎會と一緒になつて出來るだけの妨害をします。カソリック敎では、離婚を絕體に許さぬのであります。

かういふ結婚制度の下にある婦人中、貧民階級殊に勞働階級の妻女の生活は極端に悲慘で、墮胎と嬰兒殺しは頻繁に行はれます。ところがブルジョア階級の妻はといふと、それは單に「嫡出兒を生み主婦の任を務め、又は放蕩のために廢物となつた夫の看護婦として仕へるといふだけの屈辱的な任務を與へられることが屢々あります。」男子はその慰みや、戀愛に對する慾望を充すために、妾や情婦を置いて贅澤をするといふ有樣であります。

一方に於て、社會の各階級を通じて、結婚と人口の關係を見ると、諸種の統計から左の如き結論に達します。

一　人口は增加しながら出生率は低下してゐる。これは一家の經濟狀態の惡化を語るものであります。

二　離婚の增加は人口の增加よりも急速である。而も離婚の結果、經濟的にも社會的にも最も苦しむものは婦人であるのに、多くの場合離婚を求めるのは婦人であります。是は結婚により不利な要素が增加せること、卽ち結婚が崩壞の狀態にあることを示してゐます。

三　人口は增加してゐるに反し結婚は減退してゐる。是は多くの人により、結婚はもはや社會的道德的目的を達せず、無價値な又は大して價値のないものと思はれるやうになつた證據であります。

四　殆んど總ての文明國では男女數の不平均、女子過剩の事實が現はれてゐる。これは自然的原因の爲めでなく（女子よりも男兒が多數生れてゐるのですから）、國家及社會の狀態に基く、不都合な社會的政治的要素のた

めであります。

右の結論は婦人がいかに不自然不利な地位に置かれてあるかを語るもので、而もこの狀態は現在の資本主義制度の續く限り免れ難いのであります。更に現在の資本主義制度下の社會に於ける大なる惡は賣淫制度で、これは結婚し能はぬ男子が增加した自然の結果であります。男子は賣淫を使用することを「正當」な特權としてゐますが、普通の婦人が「墮落した」となるとその婦人を殘酷に責めます。而もどこの資本主義國家も賣淫制度を公許或は默許し、おまけに警察が賣淫を取締るのに、ただ賣笑婦だけを取締ります。これは國家が女子に對して男子を保護するもので、法律と正義が男女平等に適用されてゐないことを示すものであります。そしてこれ等の各國では、この憐れむべき賣笑婦が年々增加する一方であります。

其他教育に於ては、女子は文學美術等の感情教育にのみ主きを置く教育を授けられ（男子の從屬者に適するやうに）、その結果理性の發達が阻害され、政治上、一般慣習上に於て無數の制限とハンデキヤツプを附されてゐるのであります。

第四節　ベーベルの觀た婦人の將來

過去現在に於ける婦人の屈辱的な地位を總て資本主義制度の結果だと斷定したベーベルは、その救濟法としては社會主義による社會を實現する他ないと主張するのであります。そこで、さうした社會の實現のために運動してゐる男子の勞働階級は、婦人運動に携はる婦人の自然の同盟者である、女性問題と勞働問題とは同時に解決されるものであると主張します。

彼のかういふ說に對しては、後章で批評することにして、こゝには彼の所論に從つて婦人を解放したといふ場合の新社會の想定書とでもいふ可きものを紹介しませう。――

一　新社會では婦人は社會的にも經濟的にも獨立し、敎育は性的職能の相違により餘儀なくされる差異の他は、全然男女同一であります。

二　婦人は男子と同一條件の下に勞働する一個の實際的な勞働婦人として、第一、第二の時間には敎育者及娛姆となり、第三の時間には科學及び藝術を研究し、第四の時間には或る行政的職分に盡すこともありませう。

そして彼女は機會のある時に、勉强し、勞働し、又樂んだりします。

三　愛人の選擇に就ても、婦人は男子と同樣、自由にして無拘束です。彼女は自ら求婚もすれば、されもし、自分自身の感情以外に何等の考慮にも煩はされずに男子と結婚します。子供が出來れば、それは彼女の生活の苦しみでなく、生の樂みを增すことになります。

四　人は、その衝動の滿足が他人に損害を與へぬ限り、自分の身體は自分の自由に處置すべきであります。性的衝動の滿足も他の自然的衝動の滿足と同じく、各個人の私事で、第三者が容喙する權利はありません。併し新社會に於ける男女は現在の男女よりも遙かに多くの自制と自己の本性に對する理解とを持つでせう。性の問題に關する馬鹿げた上品ぶりや秘密主義がなくなるだけでも、兩性關係を遙かに自然な、健全なものにするでせう。

五　新社會では私有財產制がないから、家具や身邊の所持品といつたやうな遺品以外には、遺產といふものがありません。財產相續の希望は、子

供や親戚をどれほど墮落させるものかは現社會の實情が證してゐます。

六　新社會は古代の共產制時代に復歸するのですが、この二つの違ふ點は、古代社會は民族の間に行はれた粗雜な形式のものであつたのに反して新社會は全人類のためのものであり、高級な文明に因る形式に據つたものであります。

七　現在の社會に於けるやうに、家每に臺所を持つことは、婦人に無限の骨折と時間潰しをさせ、その健康と快活さとを奪ひ、殊に大多數の家庭のやうに收入の乏しい場合には、每日の氣苦勞の種であります。そこで新社會では、共同炊事場を持ち、食糧の品質を擇び、あらゆる科學的の設備をなします。これは日常生活の上で婦人を解放することであります。

八　臺所と同樣、家庭生活その他の設備も革新せられます。共同給熱場共同洗濯場等々をつくり家庭の雜役で從來無用に婦人を煩はした仕事を無くします。

第五節　カーペンターの兩性觀

エドワード・カーペンターは社會主義者といふよりは社會改良家と呼ばれてゐる現在イギリスの學者で、「民主々義へ」「文明―その原因と救濟法」等の大著があります。此の婦人問題に關する論説集「戀愛成年期に達す」は比較的小册子ではありますがこの方面の名著として知られ、一般の社會主義者よりは穩健な口調で、而も急所々々で斷乎たる改革意見を述べてゐます。

この人の婦人の過去から現在にかけての地位に關する觀方はベーベルと大同小異で、文中ベーベルの所論を度々引用してゐます。ただベーベルほど徹底的な唯物史觀の觀方はしてゐないやうです。この書中、結婚の將來を論じてゐる中の一文は、婦人問題に關する彼の意見を最もよく纒めたものであります。

カーペンターは、ベーベル其の他の社會主義者或はエレン・ケイなどと同樣、婦人の解放又

は理想の社會の基本となるものは、戀愛と結婚の自由であることを主張します。彼は戀愛と結婚のみならず、現在の社會制度が餘りに不自然な人工的な束縛を受けてゐるから、これ等のものから自由にされねばならぬと說きます。女としては男の附屬物の狀態から獨立して自由な人にならねばならず、そのために必要な第一條件は性的に自由になる——男の情慾の對象として存在することのないやうになる事が肝要であるといふのです。そしてこれを左の通り四項目に分けて論じてゐます。

一　婦人の自由と自立（セルフ・デペンダンス）を增進する事。——これは、婦人解放の根本要件ともいふ可きものであります。愛がなくて眞の自由なく、眞の愛は自由がなくしては存在しません。なぜなら、貴君が自分自身を他の一人に與へる前に、貴君は自分自身の主人でなければなりません。この婦人の自立と自分で自分の主人たる事の原理が道德、社會、經濟の各方面で行はれるやうになる必要がある許りでなく、法律（婦人を差別待遇してゐる公法も私法も）も亦變更されねばなりません。

二　男女とも青少年期に理智と情操の上から性敎育を授けること。――思慮ある者で今頃性敎育の必要を疑ふ者はないでせう。それから男女は幼少の頃から接近させお互に兩性を物珍らしいものでないものにするのは必要なことで、この意味で學校の男女共學は非常に好い事であります。青年男女を離し過ぎるから、不自然に强力な性的引力も出來、それがため、最初の性的引力で、二人の若い人達が一生の運命を極める結婚をして了ふなどいふ恐ろしい事をし出かすのです。

三　結婚そのものを、もつと自由な、もつと友誼的な關係にする事。――ただ二人だけが固く排他的に結びついてゐるといふ關係ではいけません。愛は得るよりも與へることによつて生長します。夫婦間の眞の愛も、自分達二人以外の人にも及ぶことにより培はれるもので、さうする事を互に信用出來ぬやうでは、二人の間には眞の愛がない證據であります。

四　最も不自然に或は互に不適當であるのに誤つて成立して了つた夫婦を一生涯金縛りにして置く現代の法律や風習を改廢する事、――男女が眞の結婚とは神聖で自然なものである事を

自覺すればする程、青年時代に於ける若さの至りから成立した結婚のために一生を互に縛られることを嫌ふやうになるでせう。從來の結婚制度は婦人が男子に從屬する事から起きて來たものでありますが、今や婦人の獨立の傾向と共に、この制度は自然と消滅すべきものと觀られます。

カーペンターは更に理想的の結婚としては、双方の完全な自由を條件とすべきで、將來について色々約束をせぬが至當であるといひます。「約束は常にいけないもので、愛情に充ちた時無言が最もその場に適してゐる」といひます。「併し、實際にはこの種の戀愛の實現は甚だ少く、又社會の結婚に關する風習の改善は遲く、更に婦人の男子への從屬或は隷屬はなほ當分續くものと見ねばなりませんから、結婚に際して、當事者が或る種の奬勵をする事も必要でせう。それにより、從來の結婚の固陋なところを緩和し、又自分等の必要に適合させる事も出來ます。」

＊　＊

其の他大抵の有名な社會主義者は皆「婦人解放」を叫んでゐますが、大がいは同じ歌を異つた節で唄つてゐると見て間違ひありません。殊に、社會主義の實行運動に携はつてゐる人達は――その最大の代表者レーニンなども、大膽な目論見書を發表してゐます。ただ一人、現代に於けるイギリスの社會主義者として、大小說家として有名なエッチ・ジー・ウエルズだけは、全く異つた意見を持つてゐます。彼は、婦人運動や女性主義の反對者であり、攻擊家ですらあるやうです。彼の小說「アン・ヴエロニカ」「新マキアヴエリ」「結婚」「熱情の親友等」等は何れも女性を特に扱つたものでありますが、この中に盛られて居るウエルズの戀愛觀、結婚觀には何等の解決なく、婦人の經濟的獨立の失敗、男を色々の方面から破滅に導く戀をする變つた女の姿などを描いてゐるだけであります。

第七章　日本の婦人思想

第一節　太古より戰國時代までの婦人

われ〳〵日本人の常識の一部として心得て置く可き婦人問題の中心は日本の婦人問題でなければなりません。前章までに、比較的多くの頁を歐米に於ける婦人問題の諸相の記述に費したのは、實は著者がそれ自體を重要と思つたからでなく、わが婦人問題を了解するために、その背景を知りたかつたからであり、又それにより將來のわが婦人問題の展開して行く可き方向が自づと見當がつくと思つたからであります。

ところで、我々日本人の婦人問題とは何んでせうか。最も一般的な或は概念的な問題として第一に考へられるのは、所謂日本の古來の婦道による型の婦人と、所謂新しい女との對照であ

ります。つまり新舊婦道の相違とその是非、その間から起つて來るさま〴〵な問題であります。

こゝには先づ過去の傳統による日本の婦人或は婦道なるものを觀て置きませう。

現在一般に日本の古來の婦道といはれ、所謂良妻賢母道の根元のやうにいはれてゐるところのものは、實は決して古來のものでなく德川幕府となつてから明確に樹立されたものゝやうであります。

太古の傳說、古事記等に現はれた日本の婦人は雄々しく自由奔放であります。天の浮橋に立つて、大海の滄溟の中から「おのころ島」を探り當て、そこに八尋の殿を營み日本人としてはじめて夫婦の契を結んだといふ伊邪奈岐、伊邪奈美の男女の二神。その時女神は先づ男神の顏をつく〴〵見て「あな、美哉男を」と呼び、男神も「あな、美哉女を」と應へたといひますから、我が原始時代では女が積極的であつたことが分ります。又この兩神の間に生れた豪雄なる素盞嗚尊が、姉なる天照大神の治定せる高天ヶ原に侵入せんとした時、天照大神は自ら雄々しく武裝して大兵を率ゐて現はれたとあり、その他いろ〳〵の傳說によつて見ても高天

ケ原では天照大神が母權中心の國を樹てゝ居られた事が想像されます。又海神國から來た豐玉姫は、夫彥火火出見尊が約を違へて姫が産屋でお産をするさまを隱見したとて、奮然として海神國へ去つたこと、又その兒の鸕鷀草葺不合尊といふ名も豐玉姫が命名したといふことも婦人の權力が强かつた事を語るものと解されてゐます。

又神代から古代にかけても我々の元始祖先の婦人は雄々しかつたもので、戰鬪にさへも參加しました。伊邪奈岐神が黃泉國の女軍と戰つたことも古事記に出てゐますが、神武天皇以後にも女將女軍は澤山あります。神武天皇は八十梟師討伐の時、國見丘で、男坂に男軍を備へ、女坂に女軍を備へ、仲哀天皇は笥飯の皇后に北國の兵を率ゐて來よと命じたとあります。崇神天皇の朝に、武埴安彥が謀反を起した時、彼はその妻吾田姫と兵を分ち、自分は山背から、妻は大坂(大和)から進んだとあります。これ等は皆神功皇后の三韓征伐前の事であります。

かうして日本の婦人は神代から上古にかけては、勇悍で性的差異のなかつたことは、近代の女性主義者が理想としてゐる狀態であつたのであります。奈良朝から平安朝の時代に至るまで

婦人の氣風は依然として濶達自由で、推古天皇、光明皇后等の英邁な女帝、皇后が出現しましたが、一方婦人の間に優美典雅な風を漸く養ひ來つたことも明かであります。ところが、佛敎の傳來と共に佛敎そのものゝ女人蔑視の敎義も輸入され、元來の大和民族の風習であつた婦人の自由濶達性を奪ひ、蟄居の風を養ふに至りました。この風は平安朝時代から顯著となり、貴女が御簾や几帳に隱れて直接男子を見ぬ慣はしなどは、主としてさういふ影響による感化であるといはれてゐます。采女、うかれ女などの官妓、賣笑婦も既にこの時代から現はれて來ました。これから藤原時代、源平時代にかけての歴史上の有名な婦人達――たとへば橘逸勢の女、業平の妻、小野小町、淸少納言、紫式部、赤染衞門、和泉式部、常盤御前、袈裟御前、小督局、靜御前等々につき一通り考へて見れば、これ等の人達に就いて語り傳へられて來た事が半以上は架空であるにしても、それ〴〵の時代に於ける一般婦人の社會的地位は可成りはつきり想像されます。

それは一言にしていへば、佛敎により鼓吹された女人卑下の道德律に一般の婦人が既に囚は

てゐた事であります。その或る者は花の如く美しく、或る者は才華喚發であり、或る者は文藻に卓越し、或る者は貞淑であり、或る者は孝心深くあつたので知られてゐますが、全體として見れば、社會上の地位は皆男の二の次ぎになつてゐたのであります。これを上古の女が馬に乘り、武器を持つて鬪つた事と思ひ比べれば驚くべき隱退狀態であります。

ところが、政權が文治派の藤原氏から武門派の平家、源氏、北條氏へとうつり行き、中央政府が優雅な京の都から、關東の野趣横溢せる新開地の鎌倉に遷るに及んで、一種特別な武人の婦人氣風が興るやうになりました。鎌倉の政治は武人の政治であり、彼等が賴む軍勢は、關東の荒くれ夷でありました。そして時世は明日をもはかり得ぬ今日の安泰を弓矢にのみかけて守る戰國の世でありました。從つて上は將軍、執權の御臺所から下は一走卒の妻女に至るまで、剛健尚武の氣象が實に旺んでありました。一般の武士は皆氏族を中心として集まつた結果、家族制度が確立され、所謂家の子郎黨は彼等の家長といかなる場合にも運命を共にしました。この一門の結束を固め、男子をして後顧の憂なく戰場に向はしめるために、關東武士の妻女等は

堅實な意志と縱橫の才能と、それと同時に豐かな人情味を必要としました。賴朝の妻政子はその代表的な婦人でありました。北條時賴の母松下禪尼もこの型の女でした。更にこの後の時代に入つて楠正行の母、豐臣秀吉の妻北政所、細川忠興の妻等の型の烈婦、賢女が輩出してゐます。戰國時代に入つて、武將の家に生れた女の人格は極度に物件扱ひをされ、娘が敵方の妻にやられたり、妻や母が人質となることは武門の慣はしでありました。そして夫のため、家のため、主君のためには、あらゆるものを犧牲にするといふ型の烈女、勇婦が出て來たのもこの時代でありました。時代がさういふ婦人道德を必要とし、讃美したのでありました。

第二節　德川期に完成された日本の婦道

女として妻としての特別な忍從道德が社會の各階級を通じて確立されたのは、德川幕府が全國を統一し、戰の世が泰平の世と代つて續くやうになつてからの事であります。

德川幕府が文敎の作振に儒學者を盛に登用し、支那聖賢の學敎が日本の學問となり、又政治

と道德の標準となつた結果、婦人の社會的の地位が全くその感化の下に置かれるやうになつたのも無理はありません。

貝原益軒の「女大學」はこの時代の女子の特殊道德を最も明白に書いたものとして有名であり、その中に支那の古事、「女の七去の罪」などいふものを婦人の美德として書いてゐますがこれは中江藤樹も全く同じ引例を「鑑草」の中でしてゐます。

「女に七去とて惡しき事七つあり。一には舅姑に順はざる女は去る可し。二には、子なき女は去る可し。三には、淫亂なれば去る可し。四には、悋氣深ければ去る可し。五には、癩病などの惡しき疾あれば去る可し。六には、多言にして愼しみなく物言ひ惡しきは、親類とも仲惡しくなりて家亂るものなれば去る可し。七には、物竊む心あるものは去る可し。」

中江藤樹の「女訓」もこれと似たり寄つたりの敎であります。

男女の道は天地の道なり。天は地の外を包み、地は天の中にあり。故に男の外を治むるは天に法る也。女の内に助くるは地に法る也。天の性は健

にして萬物を始め、地の性は順にして天の始むる所に承けて萬物を生育す。故に男女の和、男は義を以て妻を帥ゐ、女は正しき事を以て夫に事へ、夫萬物を始むれば妻はこれに從ひて子孫を生育すとぞ聞えし。一たびその夫に事へてよりは、我身は夫なり、わが物にあらず。されば夫の父母は我父母と同じ。いとほしく思へばつゝしみもありて、よく舅姑につかふるぞ、よくその夫に事ふるにはあなる。おほよそ柔和なるが婦女の道なり。ましてその舅姑、その夫に從順なるをや。さらば又二つなしといふ事を知る可し。これ肝要なる處也。さはいへど他の事にもあらず、たゞ前に言ひたる一つみち一つ心にてかはらざる也。さるから古き文(ふみ)に、男女の物とりやる時は、下に置きてわたし、あるは物にのせて渡すといひ、門を出る時は面をかくし、夜ありく時は火をともす。火なければ用ありてもありかずともいふ。むかし人は、夫餘所(よそ)へ行き久しく留守する時などは、かほかたちつくろ事なしとも見えたり。これらの事は、皆かの二つなき本性を養ひ、かつは人のうたがひをも免がるゝ道也。地は唯天に承けぬるが如くにて、妻

の夫に從ひて二つなきは、その性素かくの如し。もしかくの如くならざれば、人にあらずさかや。人にあらずば如何なる者にてかあらん。人のかたちを受けながら、鳥さなり獸ともなりなばいかに。いましめよや、いましめよや。（全文）

この「女訓」は恐らく、當時の婦人道德を要領よく書きつゞめたもので、當時の文學に現はれた理想の婦人は皆この型に則つてゐます。偉大な劇詩人近松門左衛門の描いたさまぐ〵な當時の人生の中に出て來る貞女、淑婦は皆この標準の他に出て居りません。そして我々の祖母や母までの時代の日本婦人は多く或は全くこの精神により敎養されて來たもので、現在の「良妻賢母」主義がこの通りでなくても、古臭いもの丶代表物ででもあるかの如くけなされるのは、かうした型の「女訓」と同一視されるからであるに相違ありません。更に益軒は、「女は別に主君なし。夫を主人と思ひ敬ひ愼みて仕ふ可し。惣じて女の道は人に從ふにあり。……返す返すも夫に逆ふて天の罰を受くべからず」又、藤樹は、「翁問答」の中で、「妻は夫を天とたのみ、夫の家を妻の家となし、」と言ひ、また「さて女三德を守る、女事をよくつとめ、作法正し

く夫の下知にしたがひ、家を齊へ子孫をそだて、宗族を和睦し、家人に恩を施すは婦德の大概なり」と敎へて居ます。その他德川時代の女訓は皆大同小異で、女の妻として母としての務は、家を第一として守る事にあり、それがためには家長である夫に絕對に服從し、忍苦柔順にある事を等しく說いてゐます。

この昔の「良妻賢母」道德は、明治の中葉期までは、全體からいへば依然として日本の婦人道德であつたといへませう。併し、今日では新敎育を受けた婦人、殊に婦人問題を口にする婦人の女性主義者は、これを封建時代の婦人の奴隷道德として、汚い惡德でもあるかの如き口吻を以て蔑視し去る者が多くあります。ところが、現在でもさうした新しい思想には全く無關心な婦人も一方には大勢居るのであります。恐らく女學校敎育も受けない婦人の殆ど總ては、かうした舊來の日本の婦道に意識的に則らないまでも、さういふ道德の雰圍氣の中に居るのであります。ですから、日本の婦人問題の思想的方面の問題の一つとしては、かういふ舊來の日本の婦道と西洋の個人主義に立脚した男女對等の主張とをいかに觀る可きか、或はどういふ解

決調和の途があるかといふ事であります。

第三節　明治初年期の婦人論（その一）

――福澤諭吉の「日本婦人論」――

火山でも最初の爆發期には天に沖する火焰や家屋のやうな大石塊が飛び出しますが、だんだん時期を經るにつれその勢ひが弱まつて、微弱な火焰とも水蒸氣ともつかぬものとなり小石交りの土砂が噴出されるやうになります。明治維新の當初を見ると、その輩出した人傑、政治のやり方、改革に炎えた思想等、その後期に比べて見ると、恰度火山の爆發當時とその後との對照であります。現在、主として我が進歩的の婦人、或は西洋思想鵜呑みの新しい女達ちにより叫ばれてゐる婦人問題の根本的の問題は、明治の初期にわれ〳〵の先輩男子の有識者により、既に最も熱心に眞面目に論議され、唱道されてゐます。ですから、婦人問題に關しては、現在の日本の男子は半世紀前の祖父達よりも後れてゐるともいへます。又現在の婦人は半世紀を經

過してやつと當時の有識男子の見識を持つに至つたともいへます。

明治の初期に於ける代表的の婦人論者は福澤諭吉先生といへるでせう。その「日本婦人論」は今日に於ても名著たるを失はず、恐らく我が國に於けるこの種の著作としては、英國に於けるミルの「婦人の服從」或はスミスの「婦人論」に比すべきものであり、益軒の「女大學」に最後の止めを刺したものでありませう。以下その梗概であります。――

* *

先づ先生は日本の婦人が家庭内でも社會的にも全く男の從屬物の地位に置かれてゐる事を指摘し「生れて父母に養はれてその家は父の家なり、成長して他人の家に嫁してその家は夫の家なり、老して子に養はるればその家は子の家なり、家の富は主人の富にして、女子は唯其の富を以て幸に主人と樂を共にするを得るのみ。」と說き進め、母としての地位も「日本の婦人は己が子を育するに非ずして良人の子を預るものなり」と觀ます。更に婦人が財産上全く無資格で男子專制の下に置かれてゐる結果、「之を要するに女子は男子の惠に依て存在し、其安危運

命は男子手中のものなりと云ふも可なり」と說いて居ます。

先生は日本の婦人が身分上にも財產上にも右の如き狀態に置かれてゐる結果、「責任なくして地位甚だ低く」なつたものであるとて、西洋婦人が財產權を持ち家庭內、社會上にも責任の地位にある事と比較して論じます。

更に先生は論旨を進めて、日本婦人の精神上、肉體上の觀察をなし、日本の婦女の敎育が形態と智識とをうとんじて、情感にのみ重きを置いた弊害を指摘し、女子が男の從屬狀態に置かれるに至つた徑路を「上世未開の時代」より說き出し、王朝時代の男女の關係についても「公卿武家の論なく其婦女子が字を學び和歌を嗜み月に遊び花に戲れ自由自在に世と交際するは殆ど男子に異らず。交際自由なれば男女の通情も亦自由なる可きこと自然の勢ひにして往々淫奔の誹を免れず。後世の學者輩が其戀歌など讀んで扨は大變の世の中なりと驚く者無きに非ざれども畢竟時相の弊害のみに就きて半面の心配たるに過ぎず。細に內情を視察する時は、其の淫奔中自ら活潑の氣象を存して後世の纖弱婦人が深窓に幽閉せらるゝものに比すれば心身共に屈

強なりしこと疑ひもなき道理にして、當時の一大美事と云はざるを得ず。況してその淫奔も男子と共に犯したるものなれば獨り女性のみを咎む可きに非ず。後世の男子が女子のみを蔑して自ら淫を專らにするものと同一視す可からざるなり」と論じてゐます。

この右の論述の中には、先生が性の平等、性の解放論者であり、觀方によつては自由戀愛論者であつたやうであり、現代の最も進んだ女性主義者が事新しさうにさうして大層六ケしさうに說く事を直裁に平易に言ひのけて居ます。

それから、王朝時代より武家の世となつても婦人は、多くの自由を持つてゐたものが、德川期に入つて儒敎の感化で、卑屈な地位に墮された事を述べ、儒敎の本場である朝鮮支那の男女道德が外面許り立派で內面はなつてゐない事を例證して儒敎を罵つてゐます。

それから結論に近づいて「快樂を遂ぐるの方法に於ては我々固より古を慕ふに非ず。今の婦人女子をして正しく幾百年の粗野風を學ばしめんと云ふに非ず……識者若し今日の社會を視て人文古に優りたりとするならば、其優りたる程度に從つて女性の自由を許す工夫なかる可

らず。古代にありては男女共に自由なりしものが、人文の開化するに從つて男子のみ自由を專らにして女子を窘むるの理あらんや」と堂々と説いてゐます。

そして結論として、決して西洋婦人をそのまゝ模倣せよといふのでなく、「西洋諸國女德修まらずして往々男子を輕蔑し、心身唯穎敏にして然も内行汚がれ、家事を事とせずして浮世に漂々たるたるが如きは斷じて日本女性の模範に非ず……男子の跋扈を厭ふて女子を跋扈せしむるは暴を以て暴と相對するものにして、倘進んで女子の勝利に歸するとあらば、則ち暴を以て暴に易るに異らず……畢竟するに我等の志望は、男性に向つて多を求むるに非ず、女性のため特に利せんとするにも非ず。唯双方平等たらんことを期するのみ……人生共有の快樂を一方に專らにすることなくして、共に享有して互に分たんことを冀ふのみ」と結論してゐます。

第四節　明治初年期の婦人論（その二）

福澤先生は「日本婦人論」以外にもいろ〳〵婦人の自由開發の論説をしてゐます。その中目

立つてゐるのは、一夫一婦論で「抑も世に生れた者は、男も人なり女も人なり。此世に缺く可らざる用を爲す所を以て云へば、天下一日も男なかる可らず、又女なかる可らず」といふ人生に男女の功用の同等であるといふ點から説き起し、「女大學の文に據れば、亭主は酒を飲み、女郎に耽り妻を罵り子を叱つて放蕩淫亂を盡すも、婦人はこれに從ひこの淫夫を天の如く敬ひ尊み、顏色を和はらげ悦ばしき言葉にてこれを異見すべしとのみありて、其先きの始末を記さず……男子のためには便利なり」といひ、西洋人の統計によれば人間の出生率は男女略等しいから一夫多妻は天理にも背くと説き、蓄妾の結果「兄弟父を共にし、母を異にし、一父獨立して衆母は群をなせり、これを人類の家と云ふ可きか」と熱論し、後嗣を得るために妾を置いても好いといふのが支那聖賢の敎なら、孔子でも孟子でも人倫の罪人と責めて好いと罵倒してゐます。

一夫一婦論の他に當時の新思想の代表者の一人、キリスト敎徒土井光華氏の「近世女大學」がキリスト敎主義の一夫一婦論を説いて居ます。森有禮氏も非常な熱心な論者で、日本の家族

制度が養子や妾の子を以て後嗣とする風を排斥し、妻を虐使する夫を奴隷の主人に比し、かういふ夫は「故殺の重罪に處すとも未だ必ずしも重きに失すといふ可らず」とまで極論してゐます。更に彼は日本で一夫一婦制度が行はれないのは、婚姻の契約がないからだと論じ、それがため「婚姻律案」までつくつて發表してゐます。それによると、婚姻當事者双方の同意承諾を必要とし、互に夫妻たるの權利義務を豫め辨ずべき事、結婚後双方の內何れでも「相手の不良の身行あるを知らずして爲したる處の婚姻約は、必ず守るべき者と强るを得可ら」ざる事等嚴肅な夫婦律を說いて居ます。そして森氏はこの自案の婚姻律案により、福澤先生を證人とし、大久保東京府知事の面前に於て誓約書を讀み上げて廣瀨お常なる婦人と實際に結婚したのだといひますから、その眞卒なる改政に燃ゆる熱意と實行力には、頭の下がるのを禁じ得ないではありませんか。

又、當時津田眞道先生は廢娼論を提唱し、日本全國娼妓營業の盛んなるを痛嘆してゐます。そしてかういふ地の鹽ともいふ可き人々の論議が動因となつて、娼妓解放令が出で、人身賣買

が法により禁じられたのであります。

更に注目すべきは、現在昭和の時代に於て多くの人はなほ耳新しく聽く婦人參政權問題もこの頃、右の津田先生はじめ多くの男子の新人により議せられた事で、その中には大岡育造氏なども入つて居り、「女子に政權を與ふるの可否」につき公開の討論會も開かれ、其記錄が當時の雜誌に殘つてゐます。憲法發布の前後になり、この女子參政權問題は一部有識者の間にますます眞劍に論じられ、園下前といふ人の著「女子眞論」中には「一般人民に參政權即ち選擧被選擧權を與ふる上からは、女子にも同じく之を與へざる可らず、男子のみ一般人民にして女子獨り一般人民に非ざるか、男子のみの日本にして女子の日本にあらざるかといふが如き、所謂參政權は天賦の權なり杯いふ說を根據として、マサカ女子が參政權を得んことを希望する如きものはなかる可し……」といひ、贊否兩方の意見を紹介し、結論として、女子に參政權は不必要であるが、それがために男女の同權を傷くるものではなく、女子の活動の領域は男子と異つてゐるものだと結んでゐます。（以上二節主として吉野博士蒐集の文獻に據る）

第五節　明治中期より今日まで

前述のやうに、明治中葉期までに於ける婦人解放論者の說くところは、中には可成り卑俗幼稚なものもありますが、全體に於てはその論旨は合理的なもので、今日と雖もそのまゝ傾聽すべきものが多いのであります。さうです、福澤先生の婦人論の大半が今日そのまゝ現在の日本人に對する敎訓として受け容れられなければなりません。これは何を語るかといへば、それ以後婦人解放論も解放運動も停滯狀態にあつた事を示して居ります。これは、政治其の他社會問題に關する自由思想の場合がさうであつたやうに、反動時代に入つたためと見られます。後でも說くやうに、漸く勃興して來た婦人參政權運動も明治三十三年治安警察法が制定され、女子が政談の集會に參加したり、政治結社に加入することを禁止されたのでこの方面の運動は全く中絕の有樣となりました。明治十七八年乃至二十年頃の所謂鹿鳴館時代に於ける極端な歐化主義に依る男女同權思想は、婦人の男女敎育均等の要求となつて現はれ、下田歌子、杉本萩江、

戸田極子、鷲山彌生（今の吉岡女史）、木村季子の諸氏はこの方面の熱心な運動者で、森文部大臣を說いて女子の帝國大學入學許可を運動し、それは成功しませんでしたが、聽講生となる事だけは得たと言ひます。併し、かうした、進步した敎育上の男女同權思想もその後は近年まで全く振はず、たゞ小學校敎育の國民强制敎育となり、女兒の就學が男兒と同一となり、中等程度の女學校の漸次增設となり、更に女子の專門學校、私立大學等の增設となり、女子の學校敎育それ自體は今日の如く以前に比し盛になつて來ました。しかし、女子の學校敎育が盛になつたどいふ事は、直接には婦人解放思想やその運動とは總體的にいへば沒交涉といつてよいほどだといふ者もあります。といふのは、女子學校敎育の大部分を占める高等女學校等では、その敎育方針が意識的にも無意識的にも德川期の婦道の感化を多分に受けた良妻賢母主義であるからださうです。この敎育方針が總て間違つてゐるかどうかは、議論の餘地があると思はれますが、明治から大正にかけての女學校出身の我が婦人大多數の中心思想が「良妻賢母」にあることは誰でも認めるところであります。

第五節　明治中期より今日まで

一方女子學校教育は間接には婦人の間から熱心な婦人解放論者を生む結果となりました。明治の末期、四十四年に平塚明子女史を中心とする婦人等の「青踏社」が出來、その頃世間に「新しい女」として頻りに喧傳されましたが、今からこれを見れば、自由主義による婦人等の婦人解放運動であつたのであります。「青踏社」は政治運動のための結社でなく、女流文學雜誌「青踏」を機關誌とした婦人解放の文藝運動で、平塚氏がその創刊號に書いた「原始女性は太陽であつた」といふ論文がその主張を代表してゐるといへませう。

又、この團體の規約の第一條に「本社は女流文學の發達を圖り、各自天賦の特性を發揮せしめて、他日女流の天才を生まむことを目的とす」とあつたのを見ると、個人主義的自由思想の運動であつたともいへませう。この一派の婦人達は社會運動や政治運動により男女の同權を主張するのでなく、先づ日本の婦人の精神的の自由と獨立を叫んだのでありました。しかし、青踏社の運動は新聞や雜誌に話題を多く提供した割合には、思つたほど發展せずに極めて短期間に中絕の姿になりましたが、日本の一般婦人或は社會に、大なる刺戟を與へたことは見逃すこ

とが出來ません。この時代の日本の婦人や一般社會は、明治の初期に於けるよりも、婦人解放問題には全く無自覺、無知であつたのが、一見甚だしく突飛に見えた青踏社一派の出現によりそれを多くは嘲笑を以て迎へながらも、婦人の獨立とか解放とかいふ事は何を意味するかを知るに至つたのであります。

青踏社の運動中絶後、日本の婦人運動は後章で述べるやうに漸次また起つて來ましたが、さういふ純粹の婦人運動を離れて一般の婦人思想或は婦人思潮ともいふ可きものは、日を逐つて自由潤達になつて來た傾向を見逃すことは出來ません。近年の女學生の形の上からだけ見ても、陸上競技が日毎に盛んになり、その體軀は伸々として來、物の觀方や考へ方が十年二十年前の女學生と比して著しく自由になつて來たといふのは、一般女子敎育者の認めるところであります。

また、近來所謂「モダーン・ガール」なる新名稱により呼ばれる若い女が大都會に多くなつたことも多少の注目に値します。尤もこれは、輕薄な新聞雜誌の一派や小說家等が非常に誇張

して書きたてゝ居るので、若い女の洋裝姿が斷髪で膝までの短袴であることに先づ驚いた叫びであるらしいのですが、かういふ服裝は今ではアメリカあたりでは八百屋の女房もしてゐる普通のことで、日本の女が洋裝を眞似るのにその通り最近の風をするのは別にモダーン（近代的）でもなんでもありません。また、かういふ服裝をした若い女が職業婦人となり、或る程度の經濟的の獨立をしたので、自儘に街頭や享樂場を歩き廻つたところで、別にそこにモダーンと稱するだけのものはありません。これは口八ケ間しくいふ者のない若い未亡人や藝者などが昔から芝居や寄席などへ出入したり、放埒な生活をして來たのと實質的には何んにも異つて居りません。しかし、かういふ外形上の扮裝や出歩き場所によつてさう呼ばれるのでなく、個性と自我の强い、そして從來の我が家族制度の統制に反抗し、或は反抗しやうとする新しい型の婦人――これがほんとのモダーン・ガールかも知れません――の數が近年都會に於て激增して來たことは否み難い事實であります。

第八章　日本の婦人運動

第一節　參政權運動の沿革

日本の婦人運動の中心も參政權獲得運動にあります。

それは、法律上に於ける男女の差別待遇、或は敎育、道德、習慣等の上に於ける社會的の不平等を是正するために、その直接間接の手段として參政權を持つことを必要とするのは、どこの國の婦人運動でも同じであります。法律上の男女の差別待遇を廢止するためには、直接立法府に參加するのが當然であり、社會的の不平等を無くするためにも、婦人が參政權を持ち國政上に男女對等の實を示すことは間接的效果としても非常に大なるものに相違ありません。そこで、我が婦人の參政權運動がいかやうに今日まで行はれ來てゐるかを先づ見ませう。

前に記したやうに、明治初年期に於ける婦人參政權運動は熱誠な少數先覺者により唱道されました。これは當時西洋から輸入さた自由民權思想の現はれの一つで、熱心な新しい種の蒔き手はあつても、地味がそれを受け入れるまでに準備されてゐなかつた結果に終りました。明治初年期の婦人の參政權論者の中には十七歲より活躍を始めて、男子の政治疑獄の渦中にまで捲き込まれた影山英子をはじめとして、男裝斷髮の若い女すらありました——今の「モダーン・ガール」など顏色なしでせう。鹿鳴館時代にも男女同權或は機會均等の思想は相當に盛で、參政權運動もそれに伴つてゐましたが、有名な保安條例により一般の自由民權運動がはゞまれると同時に、この運動も俄に下火となりました。

明治二十三年第一議會が開かれるに當つても、極めて少數婦人の熱心な運動はありましたが、女子參政權は全く問題とされず、日淸役後、從來選擧權の資格を直接納稅十五圓を十圓に下げて、有權者の擴張が實現された時にも、婦人の政治的興味は多少刺戟されたといふに止まりました。

それから間もなく治安警察法（結社、集會、演說、多衆運動、屋外運動、同盟罷業等を警察權により苛酷に取締る法令）が制定された結果、婦人の運動は全く終熄して了ひました。實際治安警察法は日本の自由主義による政治運動や一般の健全な勞働運動すらも甚しく阻害した法令であります。そこで長い間政治運動を忘れてゐたかに見えた婦人等は、日露戰爭後、その第一步として婦人の政治的言論集會の自由を禁じてゐる治安警察法の改正運動をはじめ、議會の內外に於ける男子等の協力と相俟つて、この運動は引續き繼續されました。

その不斷の努力の結果として、大正十一年の第四十五議會に於て、治安法第五條を修正し、女子が政談集會に參同し發企人となり得る法案が議會を通過しました。この案は女子が政談演說會を開催したり、傍聽に行く事を禁止しないといふだけのものでありますが、これにより日本の婦人の政治運動が自由になつたといふ點で日本婦人運動史中の重要な出來事であります。

そこで婦人參政權運動者に殘された當面の問題は、婦人の結社の自由と參政權の獲得で、これに向ひ婦人の有志等は諸種の團體を組織して運動を續け、第四十六議會には婦人參政權が建

議案として提出されました。更に男子の普選案が上程された大正十三年から十四年にかけての第五十議會には婦人公民權案が參政權案、結社權案と共に建議案として上程され可決されました。併し、單に建議案でありますから、衆議院がこれを可と認めて政府に建議するといふだけに止まつてゐる事はいふまでもありません。

其の後も議會へ向つての婦人參政運動は益々多數の婦人有志の奔走により續けられ、遂に第五十六議會では、婦人公民權案が無產黨を除く三派（政友、民政、新黨及び明政）から建議案でなく法律案として二百七十餘名の代議士の贊成を得て上程されるに至りました。この案は最初可成り有望に見へ、且つ婦選案としては今迄の議會にない熱心さを以て討議されましたが、政府側の反對と委員會に於ける與黨委員の軟化により遂に不通過に終りました。從來は單に建議案だけに終つたものが、公民權獲得にもせよ法案として各政黨所屬代議士の半數に近い多數の支持により上程さるゝに至つたといふだけでも、我が國の婦人參政權運動として非常な進出といはなければなりません。

これまでに此の運動を促進せしめるために新婦人協會、日本婦人參政權協會、婦人參政同盟婦人參政權獲得期成同盟會、女子參政權協會、全關西婦人聯合會、婦人矯風會等多くの有識婦人等が、組織的に活動し、又現にしつゝある事實を見逃すことは出來ません。前にも述べたやうに、婦人運動が文明國でなければ實現し得ないのは、この運動を實行して行くためには他のあらゆる公共の運動とひとしく、組織が必要だからで、それには智識あり實務的の能力ある婦人が集まらねば出來ません。右の婦人團體が皆理想的な組織力を持つてはゐなかつたとしても、これだけの種々の團體がつくられ、それが皆それ〴〵有效に活動したといふ事は、その事自體既に日本の婦人運動が實際的に進みつゝあるものと見られます。

第二節　婦人公民權問題

現在日本の婦人參政權運動當面の標的は政治結社の自由と公民權獲得で、殊に後者の方に多く力を注いでゐます。第五十六議會で問題となり、引續き次の議會でも提案されるに相違ない

第二節　婦人公民權問題

婦人公民權問題とは、簡略にいへば我が地方自治體に於て女子にも男子と同樣の選擧權、被選擧權を與へ、總て男子と同樣公職公務に就く權利義務を與へよといふことであります。

地方自治體と言つても、右の公民權の場合には府縣道會は除外されて、市町村に限られて居ります。現在我が國では二十五歲以上の男子は原則として皆公民權を所有し、市制、町村制、北海道會法は男子の公民權者に左の權利を與へてゐます。

一　市町村議員、區會議員の選擧權、被選擧權並に選擧の立會人となる權利。

二　市町村の名譽職、郡長、村長、助役、參事會員、市參與となる權利。

三　市町村の種々の調査委員會の委員、學務委員となる權利。

市町村等の如き地方自治體の仕事には學校、衛生をはじめ家庭の消費經濟に直接關聯せる問題の多いこと、そして外國に於て婦人に公民權を與へた結果が、皆相當良好である事は第三章に說いた通りであります。我が婦人參政權運動者が、公民權案を先づ目標としてこれに力を入れ出したのは、婦選運動としては漸進的であり、從つて最も着實な行き方であります。第五十

六議會で、望月内務大臣の如き保守派の人々が「時期尚早であるから政府としては今は反對であるが、早晩許さねばならぬ事と思ふ」と言つのたから見ても、日本の婦人が公民權を得、やがては日本にも市町村長、市町村議員、學務委員等が現はれるのも、も早時日の問題になつて來たのであります。

これに就き考慮すべき事は、假りに一兩年の中に、全國の二十五歳以上の婦人が公民權を一時に附與された場合に、果してそれを有效に使用する準備がそれ等の婦人等に出來てゐるかどうかといふ點で、反對論者の時期尚早といふ理由の一つも恐らくこの點にあるだらうと思はれます。これに對し、それは男子の普選の場合も同樣であつたではないかといふ說もありますが準備の足りてゐるゐないといふ點だけから見れば、婦人の公民權の場合の方が足りてないとも觀られるのであります。

それは、日本の人口の男女の數は男約二千八百萬人に對し、女約二千七百九十萬人で殆ど相等しいのに、學校敎育の卒業生數から見れば、中等學校以上各種の專門學校、高等學校、大學

に於て男子の學生が女子よりも壓倒的に多數で、即ち現在の日本で、學校教育を受けた者の數といふ點だけから見ても、男子の方が總體的に遙かに多いのですから、近く婦人が公民權を持つ場合の準備は、先年男子が普選權を與へられた時よりも不足であるといへるのであります。併し、勿論これは婦人に公民權を直ぐにも與へる事の反對理由としていふのでなく、公民權を持つ條件としての學校教育は國民教育で略々足りると見て好いので、たゞ男子に比して劣つてゐるといふに過ぎません。ですが、用意と準備はし過ぎるといふ事はない筈でありますから、日本の婦人としては單なる學校に於ける教育よりも公民權を持つに必要な常識の教育が目下の急務であるといへるでせう。

婦人參政權運動の先頭に立つて居る婦人諸氏の中には既にこの事に注目し、その意見を發表してゐますが、是は單にさういふ特志の婦人のみの仕事としては餘りに大規模のものでありま す。各政黨の代議士諸氏が、政略上の人氣取りからでなく、眞に婦人のために公民權を主張する熱心があり、政府當局がこれを拒む理由が時機尚早といふのであるならば、代議士諸氏も政

府もこの婦人の公民教育について直ぐにも考慮する義務がある筈であります。

第三節　勞働婦人と職業婦人の運動

我が國に於ける婦人勞働者の總數は、昭和二年十二月末現在の内務省社會局の調査によれば、工場勞働者（官營、公營、民營）鑛山勞働者、其の他同種の勞働婦人の總計は百五十四萬五千人であります。更にこれに農婦及び同種の勞働婦人を加へれば總概數は三百六十萬で、少くとも日本の純勞働婦人數は日本の女子人口二千八萬人の約一割四分に近い數であります。

これ等の勞働婦人の中、無產階級勞働婦人として運動を起してゐるのは、大工場や鑛山等に屬する婦人が主でありますが、それは男子勞働者の運動に比して遙かに無組織で、男子勞働者も比較的冷淡でありました。日本の婦人勞働運動がやや目立つて來たのは大正に入つてからで、同六年友愛會婦人部が勞働婦人の組織を開始し、大正八年度大會で婦人代議員の參加があり、漸次陣容を整へ、同十年國際勞働會議の開催に際し、日本よりも勞働代表が出席するにつ

き我が婦人勞働者の要求や態度を明かにするため婦人勞働大會が開かれ、紡績工場の男女勞働者一千名の聽衆を前にして、九名の女工が、勞働條件の改善につき演説しました。これは我が國の勞働婦人が自ら大衆の前に立つて自己の主張を述べた最初の記錄で、從來女工といへば無智無自覺な封建時代の奉公人と同樣に考へて居た資本家や一般世間の人々に對しては、大なる衝動でありました。

大正九年日本勞働總同盟（友愛會の改稱）の婦人部の中堅であつた東京府下押上の富士紡工場に組合權確認の要求に基く一大罷業が起り、婦人組合員千八百人も會社側に對し抗爭しましたが、全く失敗に終りました。その後勞働組合による婦人勞働運動は十二年まで中絶し、それから再びぽつ〳〵と發展し、大正十五年三月には總同盟の婦人會員五千名をはじめとして、全國では約九千餘名の加入者を見るに至りました。これを婦人勞働者總數百五十四萬人に比べれば、非常に少い率でありますが、日本の勞働婦人の勞働の進行の程度を語るものであります。

こゝに日本の勞働婦人を語る場合に見逃してはならぬことは、農業勞働に從事する婦人で、

比較的新しい内務省の調査では百三十一萬五千人と數へられてゐますが、昭和元年末の日本全國の農家戸數は五百五十五萬餘戸でありますから、父兄や夫と共に農業勞働に從事してゐる者も加へれば、總計六百五十萬人と推算されてゐます。大正十一年に成立し、當時五萬餘の會員を有した最大の農民團體「日本農民組合」が十三年大阪で大會を開いた折、熊本選出の一婦人代議員は、農民勞働運動を更に有力ならしめるため農民の妻や娘の團結を必要とすると叫びましたが、その結果かどうか、婦人組合員が各地に增し、岡山、香川、熊本、京都府等に於ける小作爭議には農婦會員の活動が可成り世間の注目を惹くに至りました。どこの國でも大體はさうでありますが、最も保守的である農民中の而も婦人の勞働運動者が少數ながらも日本に現はれて來たことは、最も注目すべき事實であります。

近來、いろ〳〵の意味から新聞雜誌の上で問題とされてゐる所謂職業婦人の運動も見逃すことが出來ません。職業婦人といふ勞働婦人とは別種な勤勞婦人の現はれたことは、世界文明國に於ける近代產業組織の發展に伴ふ新現象の一つで、それ自身大なる婦人問題であります。

日本にもこの職業婦人が大都會ではます〳〵増加してゐる有樣で、既に微弱ながらも階級意識の下に運動が起りつゝあります。

最も古い職業婦人團體の設立は、大正九年に出來た婦人事務員協會で、女子職業の紹介、簡易な共同宿泊所等の實際的な共同利便の問題から手をつけ出しましたが、成績の見る可きものなく解散しました。

次で、事務員タイピスト等のサラリーメン・ユニオン（俸給生活者同盟）の婦人部、タイピスト協會等が生れ、大正十一年には職業婦人社、職業婦人聯盟、更に婦人經濟聯盟等が設立されましたが、何れも資金や統率者不足等のため永續せずに直きに消えたり、或は有名無實に終つてゐます。これ等の職業婦人とは稍〻趣を異にしてゐますが、大正十五年に帝國教育會から獨立した全國小學校聯合女敎員會は最も有力な又可成りよく組織された大規模の職業婦人團體の一つであります。年々東京に大會を催し、女敎員の産前産後の休養、婦人の小學校長の任命等をはじめ女敎員の共同利害に關し討議決議し、それ〴〵當局者に對し直接間接の運動を行つ

てゐます。

一般に我が職業婦人の團體運動の振はないのは男子の俸給生活者の團體運動が殆ど成立しない事を見ればやむを得ない事で、これを一般に職業婦人の無力といふ原因には歸し得ないのであります。

第四節　女子教育振興運動

婦人運動の振ふ振はぬといふ事が教育のそれと最も重大な關係のある事はいふまでもない自明の理であります。度々述べたやうに婦人運動が文明國に於て旺んであるのもそのためで、教育は實に婦人運動の原動力であります。米國は女の國、女の尊重される國、女の幸福な國と折紙がついてゐますが、ニヤリング教授はその原因として女子が左の四つの點に惠まれてゐる事を掲げてゐます。

一　教育を受ける機會を持つ事。

二　職業を擇ぶに自由である事。

三　法律的に平等である事。
四　閑な時間が澤山ある事。

右の中、第二、第三の原因も先づ教育を充分受け得た事が素因となつてゐるとも觀られるのであります。實際米國の婦人の多くが智識才能氣魄に於て、多くの場合男子と肩を並べてゐるのは、完備された學校教育の賜であります。しかし米國の女子教育が盛になつたのもさう古い事ではなく、この三四十年以來のことで、高等學校以上の學校で男女共學がはやり出したのは一八五〇年以後であります。

一八九〇年に於ける男女の大學生の數は、男四四、九二六人に對し、女二〇、八七四人、卽ち女一人に對し男二人二三分。然るに女子大學生の數は年を逐つて多くなり、一九二四年では男四五七、七〇一人に對し女二六八、四二三人で、女一人に對し男一人半强であります。これは大學教育に於ける女子學生の年々激增せるを示して居り、ハイスクール（中學校）では女子の方が男子よりも就學が多いのです。學校を出てから、讀書や講演を聽き、或は演劇、展覽會

活動寫眞等による一種の自習教育をも勘定に入れゝば、アメリカでは男子よりも女子の方が總體的には遙かに多く教育を受けてゐるといへるのであります。

ところで、日本の男子と女子との教育を見ると、男子が壓倒的に勝つてゐる事は前にもいひましたが、試みに昭和三年の文部省調査により統計をつくつて見ると左の如くであります。(臺灣、朝鮮、其の他殖民地も含む)

男子の部

中等程度	中學校數(官公私立)	五七五	生徒數	三四二、四六七
	師範學校數	一二一	〃	三一、七二五
	實業學校數(官公私立)	八一二	〃	二四八、三三三
	鐵道局練習所遞信官吏練習所	七	〃	二、四九六
	學校總數計	一五一五	生徒總計	五九七、五二〇
高等學	大學數(官公私立)	四六	生徒數	六〇、一七〇
	高等學校數(官公私立)	三二	〃	一八、六三五

（專門學）校以上
專門學校、高等師範數　一四　〃　八、六二七
學校數總計　三三　生徒總計　一六二、四三〇

女子の部

中等程度
女學校數（官公私立）　六九九　生徒數　三七五、一四九
實科女學校數（官公私立）　二三五　〃　三〇、二七八
學校數總計　九三四　生徒總計　四〇五、四二七

專門學校程度
私立女大學數　一八　生徒數　一、一四
醫、藥、齒　六　〃　三、〇三七
體育　一　〃　一五
學校數總計　三七　生徒總計　一四、一二七

男女比較

男子中等學校以上總校數　一、七三七　比率　一〇〇　生徒數　七五八、九四〇　比率　一〇〇
女子中等學校以上總校數　九七一　〃　五六　四一九、五五四　〃　五五

右の概表を見ても分るやうに日本の女子教育が盛になつたと言つても、男子の教育とは比較

にならぬ劣勢なものであります。そこでこの狀勢打破のため、大正十二年女子敎育に關係深い男女有志によつて、「女子敎育振興會」なるものが組織され、男女の共學、女子大學及高等學校の設立、高等女學校の學課程度引上げ、並に女子の女學校長、小學校長、督學官の任命許可等の問題に關し、請願運動が行はれる事になりました。なほ同十三年の秋、東京の各大學の女子聽講生中四百名より成る「女子學生聯盟」が同じく女子敎育の向上促進運動に奔走する事になりました。

なほ女子の直接の學校敎育の振興運動の他に、一般日本婦人の向上發展のため、明治十九年以來社會的な活動を續けて來てゐる日本基督敎婦人矯風會をはじめ多くの團體が廢娼運動、禁酒運動等にも力を注いで來てゐるのは、間接の女子敎育振興運動と見るも然るべきものであります。

第九章　法律上に於ける婦人の地位

——主として日本の婦人の——

第一節　歐米の法律と婦人

社會生活に於ける人々の行爲を制限した規定で、國家の權力により維持され若しくは承認されたものが法律でありますから、一國の法律にはその國民の日常生活を律する正義觀、道德觀慣習等が必然的に反映して居ります。ですから、國により婦人の社會上の地位、婦人に對する一般の思想に相違があるやうに、婦人に關する法律上の規定もそれぐ\相違して居ります。換言すれば、各國の法律を見れば、各國の婦人の地位が最も正直に現はれてゐるのであります。

法律は公法と私法に別れ、婦人の公法上の地位は國家若しくは公共團體に對する權利義務の

關係であり、私法上の地位は私生活を中心とした對人相互關係であります。婦人の公法上の地位については、參政權問題の項で說いただけに止めこゝには私法上の地位につき概觀しませう。歐米の文明國の婦人の法律上の地位も、公法私法を問はず、男子よりも多くの點で不平等であつたもので、又現にさうである國もあるのであります。

たとへばフランス、イタリーをはじめラテン系の國には公法上の權利の最も重要なるものゝ一つである參政權が婦人には男子と同じに與へられてゐないことは前にも述べた通りであります。又私法上の權利もこれ等の國は男女同等の域に達して居らず、フランスの如きは民法はナポレオン制定の所謂ナポレオン・コードを殆どその儘用ゐて來てゐます。(尤も部分的には近年に至り重要な改正が行はれ、例へば、妻は財產所有權と子供に對する權利は夫と平等になつてゐます。)

併し、歐米に於ける其の他の主要國――北アメリカ合衆國、イギリス、オランダ、スカンヂナヴィア等の舊諸國は公法に先立つて私法上の婦人の人格獨立を認めてゐます。大戰後新しく憲法を制定したドイツ、ロシア、チエツコスロヴアキア、オーストリー、ハンガリー、ポーラ

ンド等の諸國では公法上男女を全く平等にしてゐるやうに、私法上に於ても、皆一様に男女平等の權利義務を認めてゐます。

社會主義國である勞農ロシアは殊に徹底した男女の自由平等主義を法定してゐます。例へば結婚は男十八歳、女子十六歳となれば兩親の許可を必要とせず、登記により公定し、双方同居の義務を有しません。財產權は夫婦分離制であり、離婚は一方の希望で行はれ、他の一方が不承知の場合は裁判が行はれます。親子法では、正式に妻となつてゐない婦人の子はその婦人の申立により裁判所が父を認定し、幾人かの男子に關係した爲め眞の父親が制定しない場合はその幾人かの男子が子供の扶養の義務を分擔する……といつたやうな自由平等さであります。

第二節　婦人に不利な我が親族法

日本の法律上に於ける婦人の地位が男子に比し甚だしく不利である事は、日本の當局者もこれを認めて、その改正案が作られつゝある程であります。我が法律中、殊に婦人に不利なのは

親族法で、それはこの法規が戸主制家族制度を偏重して出來てゐるからであります。我が家族制度そのものは、多くの女性主義者等が一口に「封建時代の遺物」と腐つた履物でも扱ふほどそんなにつまらぬものでは決してなく、その精神には嚴乎として日本民族特有の美風が存在してゐるものと思はれます。

たゞ現在の親族法は明治初年に當時の日本人を對照として制定された儘のもので、時世の變化に適應するやうに進化されてゐないがために、その缺點のみが著しく目立ち、家族制度そのものがあだかも野蠻時代の遺風でもあるかの如くに誤り見られるのであります。

日本の親族法は「家」に家族の各人よりも重きを置き、その「戸主」に對して昔の家長の如くに家族に對し最大の權を與へてゐます。この親族法中の「家」とは居住する家のことを指さず、所謂家の籍即ち戸籍を指してゐるのであります。從つて法文中にいふ家族とは、戸籍面上の家族で、戸主の下にある同一戸籍内の親族及配偶者を指し、實子でも兄弟でも他家へ養子に行つたものや分家したものは家族ではないのであります。そしてこの戸籍面上の家族の出入に

關する拒否監督の權利は戸主が握つてゐるのでありますが、戸主は例外的の場合の外は總て男子で、婦人は他の男子の家族員よりも不利な地位に置かれてゐます。たとへば、婦人が戸主の專制の下に置かれてゐるともいふ可き例をとると――

一　妻は自分の親族、たとへば前の結婚のとき生れた子供、卽ち連れ子或は私生兒を自分の現在の家の籍に入れやうとするには戸主の同意がなければなりません。拒まれた場合は妻は肉親の子と法律上一家の戸籍内の親子となれません。

二　未亡人が實家に復籍するには、婚家戸主の同意が必要であります。若い妻君が夫に死なれて實家に戻らうとしても、意地悪い婚家戸主のたくらみから容易に歸ることの出來ない場合も起ります。

三　娘許りの家の長女は、その戸主が特別の手續きを取つてくれなければ絶對に自分の自由意志で他家へ緣づく事が出來ません。

四　戸主は家族の居所指定權を持つてゐます。從つて未亡人が戸主である舅から居所指定を

受けた場合に、極めて簡單に考へてその通りにしない場合は、夫の家から離籍され、その子供等からも別れなければならぬ結果にさへなります。これは未亡人の嫁をいびり出す手段として意地惡の戶主が用ゐる手段であります。

第三節　婦人の不利な最も顯著な點

內緣の妻　婚姻の法律上の效力は屆出によつてはじめて生ずることになつてゐます。從つて長年同棲してゐる事實上の妻、卽ち內緣の妻は、その籍を入れるのも離別を宣告するのも全く夫の意志一つであります。

婚姻に父母の同意　男子は滿三十歲、女は滿二十五歲に達するまで、結婚するためには家に在る父母或は監督者の同意が必要であります。これがため當事者の意志によらず、父母の意見や家のために結婚を强ひられる場合も起り得るので、それは女子の場合に殊に多い事は周知の事實であります。

妻の無能力　民法第一四條は所謂「妻の無能力」の規定と稱され、妻が(一)元本を領收し、(二)借財又は保證を爲し、(三)不動産又は重要なる動産に關する權利の得喪を目的とする行爲をし(四)訴訟行爲を爲し、(五)贈與和解又は仲裁契約を爲し、(六)相談を承認し又は之を拋棄し、(七)贈與若くは遺贈を受諾し又は之を拒絕し又は、(八)身體に羈絆を受く可き契約を爲す場合には、總て夫の許可を得る事を必要とし、妻がそれなくして之等の法律行爲を爲した場合は夫も妻自身も後で取消すことが出來るのであります。つまり妻は未成年者或は禁治産者、準禁治産者と同列に置かれてゐるのであります。

夫婦財産制　夫婦は現在の法規でも各自の財産を契約により自分の物として所有する事が出來るが、それは婚姻の屆出前の契約でなければならないので、實際上この契約は稀有のことであります。一般には法定財産制で、これは「管理共通制」と呼ばれるものであります。これによると、夫婦は別々に財産を所有する事も出來ますが、夫婦の財産の何れに屬すべきか不明のものは夫の財産と推定されます。その財産が婦人用の物件である場合でも、それを證明する證

據がなければ妻の財產と見なされません。又、夫は妻の財產の管理權を持ち、それを使用收益し得ることになつてゐます。

姦通と離婚　離婚には協議上の離婚と裁判上の離婚があり、前者に於ては夫婦合議の上で何時でも屆出によつて成立します。併し男女双方二十五歲以下の場合は、その婚姻成立の際に法規上同意を必要とした者の同意を同じく必要とします。ですから、この場合にも、舅や姑の惡意により妻が不本意な結婚生活を續けなくてはならない場合が起きて來ます。併し離婚につき最も婦人にとり不公平なのは、裁判上の離婚規定民法八百十三條で、これによれば「妻が姦通をなしたる時」は夫は離婚の訴を提起する事が出來る事になつてゐますが、妻は夫が單に姦通を爲したる場合だけでは、それが出來ません。妻がそれを爲し得るのは、「夫が姦淫罪に因り刑に處せられたるとき」に限られてゐます。つまり片手落ちであつて妻に對しては嚴格な貞操道德を要求し、夫に對しては最大限の寬大な貞操道德を許してゐます。夫が娼婦の許に寢泊りを續けやうが、他人の妻やどんな女と通じやうが、それがため姦淫罪として處刑される迄は、

妻には離婚の訴訟は出來ませんが、一度妻がいかなる種類の男とでも姦通すれば、それだけの事實で夫の離婚訴訟は成立するのであります。この妻の姦通を特に嚴重にしたのは、さうしなければ何人の子であるか不明になり血統上の混亂を來すといふ「家」本位の思想に立脚したものといはれてゐます。併し、それがため、婦人の人格そのものを無視したものである事は疑ひの餘地がありません。

離婚後の扶養　現行民法では離婚後の扶養について全く規定がありません。離婚は必ずしも當事者の一方に過失や失行があつた場合に限られてゐるものではなく、例へば財産家の夫が精神病者のため離婚する場合に、その後で妻は生活に窮することもあり得ます。多くの場合、離婚後困るのは婦人でありますが、これにつき何等の法律上の保護がありません。

母の親權と庶子　未成年者である子に母のある場合、その母の親權は子の業務上に關しては無いに等しく、何れも親族會議を經なければなりません。又夫は自分の妾などの子を自分一己の考で庶子として入籍させることが出來、妻と不自然な母子關係に置くことが出來ます。更

に妻の子が女で、妾の子が男である場合に、その庶男子が家督を相續する事になつてゐます。これなども「家」偏重の甚だしい例であります。

寡婦の相續權　夫の遺産に對する寡婦の相續權は甚だしく後廻しにされて居り、戸主たる夫に子があればそれが家督を相續し、夫の兄弟姉妹が家に在ればそれ等が先順位の家督相續人で特別な遺言のない限り妻は遺産に對し權利がない。家族たる夫が死んで遺族相續が行はれる場合にも、寡婦は子供に優先されるに過ぎない。また、夫たる戸主が家督相續人を指定する場合に、現行法では妻の意志は與らぬことになつてゐる。

以上によつて見ても、我が法律上に於て婦人の地位がいかに不利であるかゞ分るが、政府はこれ等の諸點を考慮し、臨時法制審議會に附議して改正案をつくらせて居り、その結果「民法改正要綱」が公表されました。これによれば以上に掲げられた諸點は可成りな程度に婦人に有利に改正されさうで、それが出來れば、決定的にわが婦人の社會上の地位の向上となり、わが婦人問題の一部分の解決を意味します。

第十章　婦人の勞働及び職業問題

第一節　日本の婦人勞働者

婦人勞働者の問題と、近年益々數を增して來た所謂職業婦人問題とは、いろ〳〵の意味で婦人問題解決の最も重要な對照であります。なぜなら婦人解放といふ運動を精神的の意味のみに止めずこれを具體的の問題として考へる時に、必ず第一に婦人勞働者の問題と職業婦人の問題にぶつかるからであります。

廣い意味では、婦人は太古から勞働者でありましたが、婦人勞働者といふ特別な階級が出來て來たのは機械力の異常な發達により促進された近代産業組織の產物であります。從來の產業が各個人の家庭を中心として、各個別々に小資本で小規模に行はれて居た時代には、婦人は炊

事や育兒の餘暇に、その餘つた力を自家の産業に費し得てゐたものであります。ところが大資本の下に大工場が四方に起り、家庭工業など全く跡を斷つやうになつてからは、貧困の家庭の婦人等は、いやでもその生活のために家庭を離れて勞働市場に出なければならなくなりました。この婦人勞働者の數が世界各國を通じていかに多く、又その勞働條件がいかに非人道的であつたか、又現にさうであるかは、一般の勞働問題として各國に於ても國際的問題として最も緊要な現代の問題となつてゐるのでも分ります。

また職業婦人はその數に於ては婦人勞働者に比し遙かに少いけれども、これも近代産業組織の副産物で、婦人問題解決の對照として婦人勞働者とは別趣な意義を持つて居ります。といふのは、婦人勞働者の問題は、當面の問題としてはその勞働條件をいかに改善すべきか――例へば、男子と同等の作業に對して同等の賃銀を支拂ふべしとか、最低賃銀の標準を高めよとか、産前産後に於ける特別の保護とか――といふ點に懸つて居ますが、職業婦人の問題は、婦人解放の一手段として經濟的に獨立する爲に職業婦人となる可きか否かといふ點に懸つて來ます。

第一節　日本の婦人勞働者

勞働婦人といへども經濟的の獨立を意味しないのではありませんが、多くの場合勞働婦人は夫婦共稼ぎか或は結婚前の或る期間の勞働（紡績女工等の場合のやうに）で、特に男子から經濟的に獨立するといふ意識の下に働いてゐるのではないのであります。ところが、職業婦人の場合は、殊に歐米の諸國では、男子から經濟的に獨立するといふ明確な意識の下に職業を持つ者が多く、我が國でもその傾向はだん〳〵目立つて來るやうであります。婦人の女性主義者の多くは、この婦人が職業を持つことを、唯一の婦人問題の解決法とさへ考へて居るのでありま す。そこで、婦人が家庭を外に職業に就くことが、果して奬勵さる可きことであるか、或は家庭の主婦たる事と職業婦人とは兩立するかせぬかといふやうな。婦人問題解決の實際的な問題が起きて來るのであります。

日本の勞働婦人の數は、昭和三年二月の中央職業紹介所事務局の最近の調査に依るといふ報告によれば、工場、鑛山その他の勞働者の總數四、六七六、六六六人の中、男子は三、一二二四八五人、女子一、五五四、一八一人で、總數に對する女子の比率は三割三分であります。こ

の中工場勞働者は總數約二百十四萬人の中男女殆ど同數、鑛山勞働者は總數約三十萬人の中女子二割四分、運輸交通通信勞働者總數四十二萬餘人は中女子の總數の七分、日傭勞働者總數約百八十餘萬人の中女子は二割二分の數を示してゐます。而して、右の統計には恐らく含まれてゐない女子勞働者——農業勞働者（約百三十萬）水產業女子勞働者（約三十二萬）商業關係勞働者（約四十萬）等を加へれば、男子勞働者に匹敵する多數となるのであります。

これ等の女子勞働者の中、最も數の多い、又純粹勞働者である工場、鑛山方面に於る勞働狀態は一言にしていへば悲慘な狀態で、それがため國際勞働問題の中、文明國としての日本の最も屈辱的な一面となつてゐるのであります。日本のみならず、諸外國でも婦人勞働者の待遇は男子勞働者よりも劣惡で、これを概觀すれば、現在の狀態は左の如く要約することが出來、殊に日本に於てさうであります。

一　婦人勞働者の數は逐年その數を增し、新しい勞働に就きつゝある。

二　多くの場合、非人道的な狀態の下に働かされてゐる。

三　大多數は團體として組織されず、從つて協同して自分等の勞働條件を改善する力がない。

四　勞働過重で而も賃銀は低廉なので、その點で資本家から男子勞働者の競爭者として利用される傾が多い。

五　第二の國民の母として、悲むべき狀態に置かれてゐる。

これは日本の緊要な勞働問題の一面である許りでなく、婦人問題としても最も重要な一面で婦人參政權問題や職業婦人問題が議せられると同時に婦人運動としてもこの方面がもつと問題とされまた論議さる可きであります。（詳細は、本講座第五卷關口泰氏「勞働問題講話」第四章參照）

第二節　日本の職業婦人　上

――廣汎な範圍に於ける概數――

次に、日本に於ける職業婦人の狀態を觀ませう。

社會局の天谷、小田兩氏が「多少の事務的又は技術的能力を有する被傭者及び營業者として獨得の地位を有する女子を謂ふ」といふ定義の下に、先年全國職業婦人の調査を行つたところ

によると、左の如き内譯で其の總數八十六萬五千七十八人といふ莫大な數に上つてゐます。

公務自由業	二一八、九五八	
イ　醫務に關する業務	九七、一九四	
産婆	三九、五一五	(大正十二年末內務省衞生局調)
看護婦	三八、一三六	(同上)
鍼灸按摩術師	一八、八二七	(同上)
其の他(醫師・藥劑師)	七一、七一七	(同上)
ロ　敎育に關する業務	七七、八九三	
小學校敎員	六一、五四五	(大正十年末文部省調)(大正十一年 六三・五五四)
其他の女敎員	一六、三四八	(同上)
ハ　官廳雇傭	四三、八七一	
遞信省	三四、九四五	(大正十二年末統計年鑑)
鐵道省	八、五五四	(大正十三年四月現在報知年鑑)(大正十二年度鐵道省調 八・五六八)
其他(印刷局、專賣局、陸海軍、製鐵所)	三七二	(大正十二年末統計年鑑)
商業	六〇五、七九三	
イ　遊藝娛樂に關する業務	五一三、一五三	
料理屋女中	九六、三三八	(大正十三年末警保局調査推定)
待合茶屋女中	七、六二三	(同上)
飲食店女中	二五三、五七九	(同上)
宿屋	一二三、四五六	(同上)

浴場雇女	三、二四八	(同上)
女給	一五、五〇〇	(東京市調査推定)
其他(一)(劇場寄席活動觀覽物の雇女)	三、八五六	(大正十三年警保局調査推定)
其他(二)(活動女優遊藝師匠)	一、五五四	(東京市調査推定)
ロ　商業上雇傭	九二、六四〇	(同上)
事務員	四六、七二〇	(同上)
店員	四一、〇一七	(同上)
タイピスト	五、四三三	
交換手	二六、四七〇	
工場鑛山婦人職員數	一〇、七二七	(大正十一年末社會局調査)
其他の有業者	二九、六〇〇	
髪結	二四、七〇〇	(大正九年國勢調査推定)
新聞雜誌	一、〇〇〇	(同上)
派出婦	三六、七〇〇	(東京市調査推定)
音樂家	二〇〇	(同上)
總計	八六五、〇七八	

各種職業を通じて、婦人の數は逐年激增し、大正十年より同十四年に至る四年間に、醫師藥劑師七百人、産婆看護婦二千七百人、遞信省雇員五千人等と、部分的に見ても著しい增加を

示し、その率は男子を凌ぐと同時に、諸都市の職業紹介所調査に依つても、一般に女子就職率は男子のそれを凌いでゐることは明白であります。小學女教員の如きは、大正十年現在總人員の三割二分であつたものが、十五年には四割に達し、男子教員間には、この上男女教員の比率に變化を來たさゞるやう、女教員の増加に對し、一定の制限を設く可しとの意見さへ一部の間に出るやうになつた程であります。

第三節　日本の職業婦人　中

――其の收入と生活狀態等――

職業婦人の生活狀態に關する調査は、各主要都市で部分的に行はれたものはありますが、全國的に亘る精密のものは、まだ發表されてゐません。大正十三年發表の東京市社會局の調査に依れば、市内の女子有業者（但し女工も含む）十三萬七千三百七十三人で、女子總數に對し一三・七一％を占めてゐます。此内企業主卽ち業務を自ら經營する地位にあるもの三萬七千三百

七十三人で女子有業者總數の二七％に當り、企業主の下にあつて事務又は技術勞働に從事する職員は二萬六千四百七人で一九％を占め、單なる勞務者は七萬三千八百四十九人で、五三・八％に當ります。但し此の企業主なるものは男子の場合と異つて、數人以下の使用人を置くにすぎません。又は下級勞働者ほど高い比率を占め、女工五萬四千、女中四萬、事務員一萬五千、髪結九千、交換手八千五百、看護婦六千、產婆四千六百、タイピスト千七百、小學敎員千五百、專門學校敎員五十人內外、中等學校敎員は男子二千八百人に對し女子八百四十七人、總數の二割三分强に當り、小學敎員は男子二千七百人に對し、千五百人、總數の三割七分弱を占めてゐます。

東京市の調査は、收入別から見て職業婦人を上中下の三種に大別し、上を平均月收百圓以上中を六十圓以上百圓內外、下を六十圓以下と分類してゐますが、上の部に屬する者（醫師、音樂家、女優、遊藝師匠、產婆等）一萬三千八百人、中の部（中等及び初等敎員、ガイド、記者外交員、女給、官公吏等）一萬三千、下の部（女工、女中、事務員、看護婦、タイピスト等）

十二萬人で、此れに依れば平均月收六十圓以上の上、中の部を合して、職業婦人總數の二割にしか達せず、他の八割は六十圓以下の下の部に屬し、その八割の中でも三十五圓以上のものは一割弱、殘る七割は三十五圓以下、特に平均月收二十六圓の女工が職業婦人總數の四割を占めてゐます。

敎師、タイピスト、事務員、店員、看護婦、交換手等九百人について、年齡及び配偶關係を調査した結果は、未婚者が總數の八三・六%に當り、特に十七八歳より二十三四歳までの者が未婚者總數の八二・七%を占め、有配偶者は總數の一二・八%、離婚者は一・三%、寡婦は二%に當り、共に三十四五歳より四十八九歳の者が多い。一六・四%の既婚者中、五六%は子持で、離婚者には子持が少いが、寡婦の九〇・五%は子持、業務別に見れば事務員には最も少く敎員には最も多い。所で前記九百人中、兩親あるものは五五・九%、兩親共になき者は四四・一%、父親なき者は二八・一%を占めてゐる。總數の一二・五%は一・五名の扶養者を持つてゐるが、その内扶養者を有する未婚者は九・五八%、離婚者は七二・七二%、寡婦に至つては

八五・七%に達してゐます。

就職年齢は二十四歳以下の者七割二分、四十歳以上の者四分の割合で、就職年限は三年以内のもの最も多く、四年目から漸減して十年以上のものは一割二三分に過ぎません。業務別から見れば、就職の年限の最も長いのが教員、看護婦で、中には三十年勤續者もあり、事務員、店員は最長二十年、交換手、タイピストは最も短期で、最長十年程度であります。九百人の内七八%まで自宅から通勤してをり、勤務時間平均八時間、就職理由は、生計補助のためのもの約五〇%經濟上獨立のためのもの約六%、扶養者のためのもの〇・七%、他は婚資を得る爲め等であります。

次に大阪、神戸、名古屋の三大都市の職業婦人調査に依れば、年齢大阪に於て二十四歳以下九一%、名古屋七六%、神戸二十五歳以下が八四%を占めてゐる。未婚者は大阪九四%、神戸八四%、名古屋八四%である。勤續年數は大阪平均二年、六箇月以上一年未滿が二七%、神戸は三年以上五年未滿が最も多く、二五%、次が一年未滿で二二%、名古屋では五年未滿が七五

%、最も多いのは三年以上四年未滿で二〇%であります。
收入は、大阪に於ては月收二十五圓以上三十圓未滿が最多數で三六%、次が三十圓以上三十六圓未滿が二三%、三十六圓以下の收入のものが七三%であります。神戸では四十圓未滿のものが七五%、名古屋では日給者の中一圓五十錢以下が九九%、月給者に於ては四十圓未滿のものが四〇%を示し、大阪では日給者が多く七一%であります。

第四節　日本の職業婦人　下

――獨立の生計の不能、不可能――

以上の統計は最近のものではありませんが、日本の所謂職業婦人なるものが、いかなる業務につき、いかなる程度の收入を得、又いかなる年齢や境遇の者であるかを略ぼ語つてゐます。
婦人解放の最も有効な方法と思はれてゐる婦人の職業もこの有樣であるとすれば、所謂幻滅の悲哀といはざるを得ないでせう。

これは、日本の婦人は殊に從來家庭內の消費的活動に許り止つて居り、男子の學校敎育が一面に於て悉く職業を得るためのものであるのに反して、女子の職業敎育が、それに比較して甚だしく劣つてゐることにも因りませう。つまり目下のところでは、アメリカあたりで見るやうに高等な智的、技術的方面に侵入し得る婦人の數は極く限られた少數で、一般には男子の補助的な仕事に就いて居るに止まり、從つて賃銀、俸給も、それで經濟的獨立をなし一家の生計を支へて行ける者は極く少數であります。東京市の調査に因つて見ても、所謂職業婦人の八割までが三十五圓以下の收入であります。かういふ薄給で大都會の眞ん中で生活するには、勢ひ他からの補助を餘儀なくされるのは當然で、この間の事情に關する統計は左の如くであります。

種別	補助を受けぬもの	他を扶養するもの	補助を與へるもの	補助を受けるもの	計
敎師	一八%	二一・一%	三七・六%	二三・〇%	一〇〇%
タイピスト	五三	—	一七・七	二八・五	一〇〇
事務員	二二・六	一〇・六	一六・四	五〇・四	一〇〇
店員	二四・四	九・五	七・二	五八・九	一〇〇
看護婦	七六・〇	一〇・〇	二・五	二・五	一〇〇

交換手	三・八	七・四	一八・二	四三・六	100
計	二七・九	一一・二	二〇・四	四〇・五	100

卽ち、七十圓以上の收入者中補助を受けるものは絶無でありますが、三十圓以下のものになると補助を受けるもの七一・二〇%で、而も總數の六割が三十圓以下の收入であります。此の收入の不足分は、何人に依つて如何に補はれるか。家庭から通勤する者の場合には、父兄又は夫に依つて補はれるでせうが、それが不可能な場合にはどうなるか。問題はこゝに至つて、所謂職業婦人風紀問題と關係してくるのであります。職業婦人の娼婦化の一大誘因が實にこゝに存するのであります。職業婦人に關する保護立法は、僅かに唯だ一つ女教員に對して、産前二週間産後六週間の休養規定がある以外には、絶對に何等の保護制限もありません。事務員、店員等大多數のものは、日給者でありますから病氣缺勤には無收入、其の他月給者も出産の場合には、職を退かねばなりません。而も退けば、二度と再び、元の地位へはもどり得ぬ現狀にあります。

第五節　歐米の勞働、職業婦人

一九二〇年の調査によると、ロシア、ドイツ、イギリス（アイルランドも含む）、フランス、ノールウエー、アメリカ合衆國の勞働職業婦人の總數は三千九百五十四萬九千人餘で、その中北米だけで八百五十四萬九千人であります。ドイツでは大戰と、其の後產業が非常な勢で復興して來た結果一千百五十八萬七千人の婦人が生產關係の仕事に從事してゐます。

この歐米に於ける勞働職業婦人の激增は、婦人問題の本場である諸國に於ても驚嘆されてゐます。實際わづか數十年前までは、數學の天才として科學に關する著述家として今日なほその名を知られてゐるスコットランド生れのマリー・ソンマーヴィル女史が、當時婦人の友人達の前ではその研究材料を裁縫材料などの下へ隱したといふ話や、マリー・アン・エヴアンスが世界的の名聲を擧げた文才を以てしても、ジョージ・エリオットといふ雅號によつて自分を隱してゐた事を思へば、この變化は歐米人にとつても驚く可きでありませう。一八七〇年には、ハリエット・マーチノーといふ婦人がイギリスに於ける唯一人の女新聞記者でありましたが、今日では、どこの國の新聞雜誌にも婦人記者は立派な獨立の職業婦人として活働してゐます。

一九二一年の調査によるとアメリカに於ける高級職業婦人（教師を除く）の數は二十七萬六千人で、十年前に比し七割五分の增加を示し、この增率で行くと今日では更に非常に增してゐるのであります。保險會社の仕事に從事する者五千餘人で、その中の或る者は一年二萬五千ドル以上の給料を得て居ります。また一九二四年から一九二五年にかけて地方州議會の議員となつて名を知られた婦人の數だけでも七十餘人あります。これ等の自由職業婦人の中、目立つたものを内譯にして見ると左の如くであります。

辯護士	二、六〇〇餘人
醫師	九、〇〇〇〃
著述家、記者等	九、〇〇〇〃
圖書館勤務者	一三、〇〇〇〃
音樂家、音樂教師	七二、〇〇〇〃
郵便局員	一三、〇〇〇〃
社會事業關係勤務者	一四〇、〇〇〇〃
教師（公立學校）	六三〇、八〇〇〃

イギリスを見ると、この傾向はアメリカと酷似してゐます。一八七〇年には、女醫はたつた

一人ほかなかつたが、今日では一千三百人、女教師十八萬七千餘人で、これに準じて各種の職業婦人が激增してゐます。イギリスでも職業婦人のこの激增は教育機關の發達のためで、千八百五十年には、大學程度の教育を受けた女子は三十人に過ぎなかつたのが、一九二五年には學位を得るために勉强してゐる女大學生が一萬四千人あります。

歐米に於ける職業婦人の增加につき、更に注目すべき現象は結婚婦人がその中に非常に多いことであります。アメリカは殊にその傾向が多く全勞働職業婦人の一割一分が結婚婦人であります。フランスでも妻であつて勞働、職業に從事してゐる婦人の數が二百六十八萬五千餘人、同じくドイツでは二百八十餘萬人であります。

第六節　アメリカの既婚婦人と職業熱

婦人問題の立場から見て、將來ます〳〵問題となるのは婦人の結婚と職業とが兩立するかどうかである事は前にも述べた通りでありますが、職業婦人が世界中で最も多く、且つ最も好き

條件の下に於かれてゐるアメリカでもこの問題は絶えず論議されてゐます。同國では既婚婦人の職業に赴く者の數は年々增加し、一八九〇年から一九二〇年までの三十年間に、有給の事務事業に從事する婦人の數が二割一分の增加を示して居ますが、その中既婚婦人は十割の增加率であります。產業方面だけで見ると、一九一〇年と今日との婦人從業者の增加率は七割七分でその中既婚婦人は四割一分の增加であります。高級自由職業では婦人總數の同期間の增加率は三割八分でありますが、既婚婦人は六割二分といふ數を示してゐます。これを總括して見ますと、現在アメリカに於ける職業、勞働婦人八百萬人の中、二百萬人は既婚婦人であります。

かうして、アメリカの既婚婦人が非常な增加率を以て職業に走るのは、どういふ原因によるのでせうか。それは創造的の慾望によるものか、或ひは單なる經濟的の必要によるものでせうか。これにつき、職業調査局が最近百人の既婚婦人に問を發して得た返事は興味のある資料でこれを以てアメリカ全國の既婚婦人の全般的の思想とするのは速斷でありませうが、その一班を知ることが出來ます。

何故職業婦人となつたか？

一　精力の放出を必要とする者	八七人
精力放出の理由のみに因る者	四八人
精力放出と經濟的必要	一三人
精力放出と自己滿足のため	一五人
以上三つの理由	五人
二　經濟的必要に因る者	二八人
經濟的必要にのみ因る者	八人
經濟的必要と精力放出	一三人
經濟的必要と自己滿足	三人
以上三つの理由	五人
三　自己の人生を豐富にするための者	一三人
豐富にする理由のみに因る者	二人
豐富にする爲めと精力放出	一二人
豐富にする爲めと經濟的必要	三人
以上三つの理由	五人

右の資料につき第一に注目される事實は、經濟的の理由のみに因るといふ者は全數の一割にも達しない事、第二、約半數の婦人は家庭の仕事だけでは精力が餘るので、その放出のために

因るといふ事であります。この二つの事實と共に、更に興味あり注目すべき現象といふのは、この調査に當つた婦人の報告によつて見ると、これ等の百人の職業婦人は、家庭内にのみ留つてゐる既婚婦人に比して、主婦的であり家庭愛好者である點に於て決して劣つてゐないといふ事、又これ等の婦人の多くは、職業婦人になつた事は家庭の神聖と家族の平和生活を妨げるよりも寧ろそれ等を助長してゐると言つてゐる事であります。また、職業婦人は子供が出來なくなると從來いはれてゐますが、この調査によれば必ずしもさうでないのみならず、決定的にさうでないとの事であります。

即ち、この百人の婦人中、三十七人は一人、三十五人は二人、十九人は三人、八人は四人、一人は六人づつの子供を持つてゐます。そして、この母達の中、二十九人は三歳以下の兒を、十九人は三歳と五歳の間の兒を、三十二人は五歳と十歳の間の兒を、二十人は十歳以上の兒を持つてゐます。更に、この百人の既婚婦人中、五分の四以上の婦人等は子供等が學齡に達する前に職業に從事し、三分の二以上の婦人は子供等を家庭に置いて終日の職業を持つてゐます。

そして、此等の婦人の夫等の中八十六人は妻の職業生活に同情と理解を持ち、五十六人は共同して助けて居るといふのであります。

この研究資料を蒐めた婦人は婦人解放論者と思はれる節があり、それを考慮に入れる必要があります。これだけで見れば、アメリカでは職業婦人の狀態が理想的に行はれてゐるやうに見えますが、事實は、職業婦人に對する反對も一方に於て可成り烈しいものがあります。例へば、アメリカ勞働總同盟の會長ウィリアム・グリーンは、既婚婦人が生產業に入つて來る事に正面から反對し、新婚婦人が依然職業を續けるのは憂ふ可き事で、「さういふ婦人等の家庭が國民生活を高め、個人生活の更に深い滿足を增すことが出來ると信じられるか」と言つてゐます。又國際鑄型職工北米支部の第廿五回總會の決議では、人道のため小兒と婦人がこの組合に入る事を禁止するのみならず、男子の仕事と認められて來た職業に婦人の入つて來るのに反對すると聲明してゐます。（以上五節、六節の統計材料等はカーレント・ヒストリー誌一九二九年一月號所載に據る）

第十一章　女性解放思想の批評

第一節　男女同等論の是非

『一口だけで婦人問題の要領を得やうと思つたところ、それからそれと長いお話で、却て分らないところが出て來ましたよ。婦人參政權運動が世界共通の婦人運動の本隊であるといふ事でしたね。すると、それが解決すると婦人運動は一段落といふ事になりますか？』

『なりさうもありませんな。私が婦人參政權運動が世界共通の云々といつたのは、「當面の婦人運動として……」といふ意味なのです。現在の婦人運動に携はる人々は――主として婦人ですが――エレン・ケイの母性主義に立脚する婦人解放運動などは古い、婦人運動の反逆だなんていふ者もある位で、大多數は男女同權平等といふ見地から出發してゐます。參政權を得るの

もそのための手段だといふのですが、參政權を得たからとて、かういふ婦人達の考へてゐる男女同權とか平等が直ぐには來ません。──或は全く來ないかも知れません。それは、歐米諸國の例を見ても分る事です。各國の議會の議員が全部でなくても三分の二以上婦人議員になつたら別のこと、それ迄は男女同等の參政權を持つといふだけで、政治、社會、經濟その他あらゆる部門に於ける男女同等といふ女性主義者の理想は實現されさうもありません。だから、婦人問題、婦人運動はさういふ人達の考へが變らない以上、どこまでも續くでせう。』

『すると、婦人問題の解決といふのは男女同權論の解決といふことになりませんか？』

『名論ですよ。多くの女性主義者は、その根本問題をはつきりと考へてゐないのです。はつきりと考へないどころか、わざとさういふ僻見的な觀方をするとしか思へませんね。この種類の女性主義者の主張する型は、あなたも御承知の通り、大抵次のやうに極つてゐるでせう──(一)男女は智能に於ても體力に於ても同じものであるのに、それが現在の如く女が劣弱になつたのは、過去の長い歷史に於て男に虐げられて來たからである。（社會主義の女性主義者は資本主義

制度の爲だといふ）（二）、その證據には、曰く人間原始時代の母系制度を見よ。曰く、生物學により鳥類や或る種の獸類、魚類の雌雄の關係を見よ。曰く、歷史上に政治家としても名をなしたるイサベラ、エリザベス、マリア・テレサ、神功皇后等々を見よ。曰く、女性に天才の少いのは、機會と境遇を與へられなかつたためである……等々。』

『しかし、それも一理あるぢやありませんか？』

『さうです、一理あつて、九理足らずです。「女性が過去何萬年か何千年か、男性により虐げられて來た」とか、ベーベルのいふ「男の奴隷の存在する前に女は奴隷であつた」とかいふやうな言ひ方位、大雜把な物の言ひ方はありません。これは大道演說使ひか、物を常識的に、細密に、冷靜に考へる頭を持つてゐない連中を煽動する文句としては秀逸であります。成るほど一通りさうも思はれますからね。――一體、大雜把にならどんな事でもほんたうらしくいへるものです。例へば、「昔から帝王は人民の奴隷であつた」「昔から男は女の奴隷であつた」「昔から親は子供の奴隷であつた」等々。そして一々之を證明して成程とうなづかせるのはワケのな

い事です。――「女は男の奴隷であつた」といふ警句に感心する程度の聴衆に對してはですよ。』『併し、さう貴君のやうに、逆説的に罵倒する許りでは首肯出來ませんね……あの人達は科學的研究により例證を擧げてさういふ結論に達してゐるのでせう。』

『その研究と例證が當てにならないもの許りですよ。ベーベルの婦人論にしたところで、あの開卷第一章の書き出しの警句を證明するためにあれだけの本を骨を折つて書いてゐるのです。それに都合のわるい例證は皆御採用になりません。「地球は四角なり」といふ前提を置て、それを證明する（？）材料ばかり山ほど積んだとて地球は矢張り圓いでせう。社會主義婦人論者の例證は大抵社會主義の宣傳か、社會主義教育の婦人論として値打があるだけのものです。女性主義者の生物學、經濟學、歴史などの研究や引例法もこれと全く同樣です。「女は男と同等の能力だ」と言ひたい許りに、その前提の下に研究をはじめてかゝつてゐるのですから耐りません。前にお話したガードナー夫人といふアメリカの女性主義者のやり方などは好い例です。「女の頭腦が男の頭腦に劣る」と一軍醫からいはれて醫學の智識のない悲しさに反駁が出來ず、

翌日から急に研究をはじめて反駁材料を集め、最後の大詰めの討論會で軍醫先生を負かした。……而も「鯨の子供の腦味噌はミルトンのよりも重いではないか」と言ふ大警句まで吐いた。……まるで、場末のメロドラマの筋ぢやありませんか。陸軍の軍醫先生――俄か仕込みの素人研究家からやり込められるやうな――を討論會で負かして、それが男女の頭腦同等の證明になると思ふのからして正氣の沙汰ではありますまい……』

『一寸待つて下さい。そのガードナー夫人の遺言により、コーネル大學の教授がその頭腦を解剖して研究した結果、「婦人の頭腦は必ずしも男子の頭腦に劣るものでないといふ充分の證據を握つた」と發表したといふではありませんか？』

『さうでしたね。だが、誰か他の世界有數の解剖學者が立會つて、そのプロフエツサーの腦髓を解剖して見ない事には、この「發表」も當てになりますまい。たゞあゝいふ男女優劣論もあるといふだけのものです。政治や社會運動の主義とか主張とかに關係のない、純科學の立場から出發した學者の例證でないと大抵眉つばものです。婦人の腦力、體力が全體に於て男子に劣

つてゐる事は――無論いかなる規則にも例外はありますよ――さういふ純粹の科學者――醫學者、生理學者、心理學者――により十二分に證明されてゐるのです。さういふ點だけなら、爭ふ餘地はないやうです。』

第二節　男女の差異に就いて

『併し、どうも貴君のいふことも獨斷に過ぎませんか？』

『獨斷ではありません。例證を擧げるならいくらでもあり、また各方面の、誰でもが納得する學者の說を列べ立てる事になるので、その煩に堪えないのです。併し、さつき擧げた女性主義者の男女同等論の定食型の文句に對して、常識からでもかういふ事がいへるでせう。第一に、女が男に虐げられて來た結果、女が今日のやうな狀態になつたといひますが、假りにその通りとしても、それならそも〳〵何故、女が男に虐げられるやうになつたのです。これは、明らかに原始時代の抑ものはじめに、女が男に腕力に於てか智力に於てか劣つてゐた事を語るもので

はありませんか。恐らくは、はじめは男の腕力が女よりも些し勝つて居たでせう。また殊に婦人の姙娠出產期に於ては原始野蠻時代といへども、それは女のハンデキヤツプであつたと推理されます。この些少の腕力の差が漸次男を強くし、女を弱くしたのでせう。この推理は一部の學者により行はれてゐるものです。又「女は太古に母權制度を有してゐたが、それを中途で失つて今日になつた」といふ議論は、女が將來再びその時代を持つといふ論據にはなりますまい。これに就て或る學者は、一度持つてゐたものを失つたといふのは、初めから持つて居なかつたよりも、女性主義者には都合の惡い說だと言つてゐます。また女が男に虐げられたといふのは、女と男とを別な階級をつくつて利害が反して棲んでゐる生物かなんぞのやうな觀方からはじめて言へる事です。男女が別階級をなし得ないのは、前にも說があつた通りです。男と女との關係は、妻、母、娘、姉、妹、祖母等からはじまり、男が、かういふ近親者を奴隷と同樣にするの虐げるのといふ事はあり得ないではありませんか。」

「それは極論ですよ。奴隷ではなくても女が男の從になつてゐた事は爭へない事實です。」

『あなたのやうにいふなら分ります。今までの世界は男が主で女が從であつた――これが公平な正しい全體的な言ひ方です。そしてその原因は、智力に於ても體力に於ても女が男に劣つてゐたからです――これも、明確にして置く必要があります。』

『しかし、イサベラ、エリザベリス……それから男女機會不均等問題……？』

『イサベラ、エリザベスはじめどの女王も生憎自分の力で平民から女王になつたのでなく、その陰には大抵男の作者がついて居り……更に可笑しいのは、女性主義者は低能や出鱈目な事をした女王の名はわざと忘れて居ます。また、「婦人に發明の天才の出ないのは、其方面の特別の教育を受けない爲めではない」と或る學者が例證を擧げて曰く、靴下編機はオックスフォードの學生により、紡績機械は髮床屋により、裁縫のミシンは女房の針仕事に同情した亭主により發明された……。それから教育の機會の不均等のため女の天才が出ないといふなら、ホーマーもシエークスピアもベインスも皆教育などはなかつたのです。逆境のためにフランクリンや二宮尊徳が世に出ずに終らなかつたし、世論の反對がルーテルや西郷を抑へつける事はなかつ

たではありませんか。」

「すると、あなたは婦人は男子に劣るといふのですか？」

「智能と體力とに於ては、今迄は全體に於て劣つて居るといふのです。併し、智能と體力に於て劣るといふことは、女が男に劣るといふことにはならないのです。智能と體力に於て劣つてゐるだけ、人間としての有用性に於ては、他面に於て男子に優つてゐるのです。第一に姙娠、子女哺育の天賦の能力、慈悲、同情等の愛の力、優美な感情、直覺力、保守保存の本能力——總て男子に多く缺けてゐる能力と感情を女子が多く持つて居ります。困つた事には、かういふ能力、感情が女性の女性である所以だといはれるのを女性主義者等は恥辱と思つて、さてこそ取つてつけたやうな生物學、動物學などの研究をはじめてかうした自明の理を否定しにかゝるのです。例のウチードの「女性中心主義」も貴婦人を悦ばすために、貴婦人の前で最初讀みあげたもので穴だらけの議論です。ですから、男女能力同等といふ前提からはじまる男女同權運動には私は同感出來ないのです。」

第三節　社會主義と婦人解放

『社會主義による婦人解放論はどうですか？』

『ベーベルの婦人論は、社會主義のための婦人論で、唯物史觀といふ例の眼鏡を通して人間世界の總てを觀照してかゝるのですから、婦人の現在の「奴隷的地位」は資本主義のためであり、資本主義を無くする以外に婦人解放の道なしといふ頗る簡單な結論です。併し結論は簡單ですが、實現は簡單でないといふ不便があるのです。私は唯物史觀といふ眼鏡でなければ物が見られないといふ社會主義者の不便さを、ベーベルの著書を讀んでもつく〴〵感じましたよ。たとへば、結婚を論じて、從來の結婚の理由は生活の手段であると論じ、「結婚の決定的要素は、道德的原因ではなくて經濟的原因である」といふ結論に達するために、十數ケ國の三十年間の結婚成立數と、各期間の經濟事情とを比較してゐます。この數字表は雨垂れが際涯なく落ちるやうに、一二頁にあふれて見事なものですが、私ならあんな無駄骨を折らなくて、一口で

あれだけの結論が言へますね。』

『えらい見幕ですね。何んといふんです？』

『結婚の成立は世の中の景氣不景氣に關係す、それを疑ふ者は大神宮に行つて聽け……とね。結婚の成立が經濟的原因に據ることは當然です。一人で食つて行く代りに、二人で食つて行く事になるのだから、食つて行ける見當がつかなんだら、結婚を差控へるのは人間「餓死豫防の本能」でせう。これは何も資本主義社會の現象でなくて、現在社會主義國のロシアだつて同樣です。生憎、ベーベルがあの本を書いたのはロシアの革命よりも三十五六年前だから、そこまで見透しのつかなかつた事は已むを得ないとしませう。問題は、經濟事情が結婚成立の第一の要素であるとしても、そこに道德的或は精神的要素が入つてゐないといふ理由にはなりますまい。觀方を變へれば、經濟的事情（夫婦が生活し得る經濟力があるか否かの）を先にする事は結婚後相互扶養の義務と責任とを感ずるが爲で、ここに道德的精神的の內容が入つてゐるともいへるでせう。ベーベルのやうに唯物史觀許りでいふと、社會主義の社會以外には戀愛による

結婚もあり得ない事になつて了ひます。一體ベーベルがあの本の第一版を初めて出版したのは一八八四年で、當時は例のカイゼルの全盛時代で、社會主義鎭壓令が出たりしてドイツの帝國主義の黃金時代ですが、先生自身はさういふ世の中にどんな「決定的原因」により結婚したか聞きたいものぢやありませんか？」

「それも極論です。ベーベルは全般的に論じてゐるのでせうからね。」

「たゞ何もかも唯物史觀で獨斷的に豪さうにいはれると、こんな惡まれ口が叩き度くなるのです。いや、結婚の原因論は、こゝでは大した問題ではないのです。社會主義による婦人解放論の中で、最も特色とすべきものは、結婚の自由と離婚の自由です。そして社會主義國のロシアでは現在これを實行してゐるのですから、研究題目として實に絕好といふ可しでせう。」

「それなら、ロシアの實情はどうですか？」

第四節　ロシアに於ける男女關係

『私のこの方面の最近の知識は、先年イギリスの勞働黨からロシアの實情視察に派遣された委員の報告と、ロシアの中央政府に於けるこの方面の各委員の演說と、現在のロシアに多分の好意を寄せてゐるらしいセオドーア・ドライサーといふ米國の著名な小說家の視察記（最近書物にもなり、カーレント・ヒストリーの今年の一月號にも一部が掲載されてゐる）と、それから例のコロンタイ女史の小說「勞働蜂の戀」と、ロシアを通過して來た友人達の實驗談です。』

『それなら、大體正しい事情が分つてゐるでせう。』

『それによると、男女關係は非常に放縱になつてゐるとしか思へませんね。ドライサーの書いたところによると、法律による結婚は屆出により成立すると同樣、離婚も男女の一方が役所へ行つて屆けさへすれば好いので、その手數は約五六分ださうです。それに加へて、墮胎の自由が認められてゐる關係上、私通や姦通――多くの新しがりのロシア人は無論これを「自由戀愛」といひます――が盛んに行はれ、父なし子を産む女が到る所に現はれる。裁判所はさういふ女の訴へにより、裁判の結果により責任ある男に扶養の義務を申しつける。責任の男が數人

あつて、誰が正統の父か分らぬ場合には、男等は共同の義務を負はされる。ところが、それをつけ込んで、濫りに多くの男と關係し、子を産むといふ女も現はれた。墮胎が公許の結果、革命前に比し激増したのはむしろ當然で、革命前の一九一三年にレニングラードの產科病院では墮胎した婦人は一年に二千三百七十二人であつたのが、革命後の一九二二年には六千八百五十九人になつてゐる。社會主義の理想である國家托兒所、國家育兒所はたゞ見本として存在してゐるが、政府の財政疲弊のため全國的には殆どないに等しい。兎に角性や結婚の問題が革命前よりも放逸になつた事は事實で、これは舊制度から新制度に代る過渡期の現象として已むを得ないものとも見られてゐます。中央統制委員のソリツといふ人は「裁判所で共產黨員が自分の子供に對して扶養の義務はないと主張し、それが如何にも共產黨員らしい態度だと考へてゐる例を見受けるが、これは非常に誤つた考へである……」といつてゐます。又前モスクワ・ソウエート議長スミドヴイツチといふ人が、青年男女の風儀の紊れたのを慨して指摘した中に「共產黨青年團員、勞働大學生……等には性慾の抑制はブルジョア思想であると言つてゐる者があ

る。女學生で男性の選擇に應じないものもブルジョア的であるとて非難される。墮胎許可委員の許へ來る女學生に「夫は誰か」と訊ねたら「夫？ 夫なんかありません。一時の興味であつたのです」と平氣で答へる例が多い……』

『實に無茶ですね。しかし政府がそれを是認してゐるわけではないでせう。』

『無論かういふ狀態はロシアの政府當局も苦々しく思ひ、これを取締るために、委員會で前のやうな實例を擧げたのですから、これが社會主義ロシアの理想ではないのです。併し理想ではないが、現實相らしいのです。尤もイギリス勞働黨の調査委員等は、かうした場面は見なかつたらしく、全體に於て社會狀態は好くなりつゝあると言つてゐます。』

『社會主義者は賣淫は資本主義國の特產だといひますが、その點は今のロシアはどうですか？』

『革命前より增してゐるか減つてゐるか分らない狀態のやうです。兎に角非常に多いのは事實です。これは實見者の談ですから間違ひないでせう。私の或る友人がレニングラードの大通り

の橋の上を通つてゐたら、大聲を揚げて聞くに堪えぬ日本語の名詞を叫んで女から呼びかけられたさうです。――白晝ですよ。日本では、社會主義者の論客で、「革命後の露都には醜業婦の影を全く斷つた」などゝ見て來たやうにいふ者もありますが、事實を知らぬ無智の勇氣ですね。」

「すると社會主義による婦人解放は失敗ですか？」

「社會主義は大きな目論見書です。九尺二間の家を建てるにも目論見書通りには行かないものを、國家社會を學理によつて一朝に建て直すといふ事業が、目論見通りに行かないのは當然でせう。社會主義による婦人解放の目論見書は理想として結構ですが、それは實行して見るまでもなく、人性に反した不自然から來る缺陷が多く、それをロシアで實驗した結果は右のやうな現象も起きたのです。問題は、これからもう十年たつて見て、果してどうかです。今までの成績なら、婦人解放としても、成功とはどうしてもいへないでせう。」

第五節　母性中心主義に就いて

『あなたは片端からどの主義にも難癖許りつけるやうですが……エレン・ケイの母性中心說はどうです？』

『大體好いやうですよ。』

『大體ですか？　全體好いとは言へませんか？』

『前にも說明がありましたが、エレン・ケイが他の男女同權主義と反對に、「女性の女性たる所以は女性といふ性そのものにある。女性の尊嚴は母たる事にある。だから女性の解放とは女が人間として、母としての眞正の自然の任務を果し得るやうにする事である」といふ大體論には私は双手を擧げて贊成するものです。　多くの社會主義者や男女同權論の女性主義者等は、「結婚はその當事者の幸福快樂の爲であるから、偶然に出來る子供は國家が扶養すべきものである」といひ、「子供は國家或は公の機關で育てる方が科學的であり、衞生的であり……」な

どと其の他幾つもの「あり」を數へ立てます。エレン・ケイは眞向からこれに反對し、母の愛により、兩親の膝下で育てゝこそ親子の愛情があり、そこに家族生活の神聖と意義があるといふのです。この論は確かに人間の自然の情に立脚し、又人間の存在意義は種族のより好き生長といふ事を前提として居る點に於ても、人生觀の眞面目さがうかゞはれます。』

『それならあなたは全部贊成してゐるのではないですか？』

『いや、それまでは首肯出來ますが、この先が私には明確のみこめないのです。前にも說明があつたと思ひますが、エレン・ケイは更に二つのことを要求してゐます。(一)妻は夫とは同等且つ自由で獨立でなければならない。(二)母性としての任務を果す或る相當長い期間は、不適當な仕事に從事させてはならない。この二つの要求は明かに兩立出來ないものでせう。そこでケイは、「現在の經濟組織の下では」この救濟方法はないが、將來「生產事業が資本主義利益の爲でなく、社會的政治的の利益のために行はれる」時が來たら可能だらうといふのです。この意味でケイは國家社會主義者ですが、尤もそれは婦人問題に關しただけの社會主義者といつた方

ぼんたうでせう。この邊に來ると、ケイの主張も、矢張り一種の目論見書になつて了ひます。』『目論見、目論見とけなしますが、それだからいけないといふ理由はないでせう。世の中の新しい論は悉く目論見でせうが……』

『ご尤もです。たゞ、人性としつかりした常識から判斷して、實行性があるかどうかに依つて私は批評して見やうとしてゐるだけです。ケイの目論見書の中、この他にも了解しかねるのは左の如き主張です。

子供のない婦人は國家により適當な仕事を與へらる可きであるが、子供のある婦人は國家が生活の給與を與ふ可きである——婦人はかうして、母たる事の仕事に對して國家から酬ゐられる。そして母と子とはいかなる理由の下にも離してはならず、母と子が家族の基本となる。父が家に入るか否かは母の自由意志で決まる可きで、結婚して子が出來た後でも、冷酷な夫と分つた時にも妻が同棲しなければならぬ義務はない……。

これによると、婦人は母とさへなれば、男子に對して驚く可き優勝の地位に立つて了ひます。結婚も離婚も妻の意志一つで出來、父が子供と同棲するか否かも妻の意志一つできまる。私生

兒などいふ名稱はないので、子供を產みさへすれば女は大威張りといふ結果になります。これは母性の尊嚴を強調し過ぎた結果、婦人をあまりに理想的に觀過ぎた弊に陷ちては居ませんかロシアで結婚と離婚を極度に自由にした結果が、前に述べたやうな現狀になつたとすれば、ケイのこの目論見を實現したら更に性道德の放縱が推測されるでせう……』

『すると、ケイの女性中心說も駄目ですか？』

『理想として好いのです。殊に現在のやうに、父權偏重に對する解毒劑として好いでせう。ケイの思想なり主張なりはその全體の精神を取る可きで、實は局部的のアラ探しによつて批評するのは間違つてゐるかも知れません。』

第六節 「友誼結婚」について

『この他に女性解放思想の現はれといふ可きものはありませんか？』

『二年ほど前、アメリカのカンサス州ギラード市で成立し當時世界的に有名であつた例の友誼

結婚(Companionate marriage)はその最も顯著なものでせう。ジヨセフイン・ジユリアスといふ十八歳の女學生と、オブリー・ローゼルといふ二十歳の大學生が、その主唱者である有名なベン・リンゼイ判事が間に立つて出來たものです。リンゼイ判事は一面青少年の犯罪の研究兼社會教育家の立場から、多年の經驗(「青年の反逆」といふ彼の名著に米國の男女學生、青少年の驚く可き戀愛、性慾關係の事實が書いてあります)を基とし、結婚期の後れる現代の青年男女のために考へついたのが、この「友誼結婚」で、それは左の如き條件であります。

一 青年男女は兩親の承諾により結婚し、新夫婦の生活には兩親が責任を持つ。

二 若夫婦には產兒制限の知識を完全に與へ、「友誼結婚」中は姙娠せしめざる事。

三 兩人が經濟的の獨立が可能になり、その時兩人の愛が存續し眞に家庭を持つ熱情がある場合にのみ正式の結婚をなし、その後は子を持つと否とは兩人の自由意志となる。

これが友誼結婚で、右の如く一組公然と行はれたものです。これは極端な男女の性の解放でせう。』

『社會主義の敵國であるアメリカでそんな事が行はれて、非難はありませんか？』

『大變な物議を惹き起してゐますよ。第一敎會の人々は、古來の結婚の神聖と傳統とを破るものであるとて大反對です。併し、社會主義者の多くや女性解放主義者は大賛成です。女性主義者の中には既に二十年前からこれと大略同じ「試驗結婚」(Trial marriage) といふのを唱道して居るものがありますからね。』

『賛成者の理由は？』

『當時アメリカのフオーラム誌がこの問題につき英米の二大評論家、英のバートランド・ラッセル氏、米のウイリアム・マクドウガル敎授に賛否の意見を求めました。ラッセル氏は、非常な熱心な賛成意見でかういひます。現代の靑年は三十歲前後になる迄は經濟的に結婚が不可能にされてゐるので、性慾の自然の勢で、祕密に性行爲をする。それは賣笑婦に走るのみならず、良家の年頃の子女とも關係するのは事實である。こんな祕密不自然な狀態を打破するのに「友誼結婚」は理想案である。殊に產兒制限の知識をその間に完全に覺えさせる事は、國家社

會全體のためにも好い事である……』

『反對意見は？』

『「友誼結婚の性質上、双方いやになつたらいつでも止める。その結果、何度も同じことを繰り返して、正式の結婚をする時には男女双方に純情がなくなり、又生理的に優生學の立場から見ても疑問點が多い。一體結婚制度は社會全體を背景として、夫婦となつた男女の性的放縱や、責任感を抑制し保持するために出來てゐるものである。それを單に性慾の滿足といふ見地から友誼結婚などをはじめると、結婚は一種のスポーツとなる。一人の女は何人の男とも關係し、又一人の男の愛を保つために女は賣笑婦の如き不自然な性的行爲に力を注がねばならぬ結果になる。而もそれは女の花の如く美しい間だけの事で、青春期を過ぎて捨てられた獨身女の數がいかに增すことか。我々は結婚といふ事をもつと人生の他の見地から考へねばならぬ…」

とかういふのです。』

『あなたの意見は？』

第六節 「友誼結婚」について

『かういふ新しい試みが實現したといふことは、現代の結婚制度が新時代にそぐはぬいろ〳〵の缺陷のある事を示してゐるものと見て好いでせう。社會主義やエレン・ケイの結婚論も皆それです。「友誼結婚」そのものは、もつと多くの實驗を見るまでは何ともいへませんね。實は私は特別に考究したわけでもないのですから……』

『アメリカの實例のその後の結果はどうです？』

『もう二年ほどになりますが、その後何の報道もないところを見ると、無事に豫定通り「友誼結婚」中なのでせう……「便りのないのは無事と思へ」といひますからね。』

第十二章　日本の婦人は何處へ行く？

第一節　日本には日本の婦人運動

「婦人問題」はこれまでに述べたところで、少くともその輪廓は略ぼ描き得たものとして、後に駄足ながら附け加へたいのは、日本の婦人運動はどう進む可きか、或は日本の婦人は「婦人問題」に對してどう對すべきかの考察であります。

これは可成り大きな問題で、我が婦人運動に携はる見識ある人々の間にも、その動機なり目的なりが必ずしも一致してゐない樣でありますから、一定した方向を自信を以て指し示すといふ事は、高邁な識見を持つ人によつて始めて出來ることでせう。

たゞ筆者の一家言として述べたいのは、本書を起草中に殊に强く感じたことで、それは日本

の婦人運動は日本の婦人運動でありたい、またさうでなければ無意義であり、成功し得まいといふ事であります。

前に説いたやうに、各國の婦人運動の歴史を見れば、何れも各國の國民性に立脚し自然とその國土から生え伸びたやうな運動が根強くあり、又發展してゐるのであります。例へば、同一のアングロサクソン系の英米には、個人主義的或は自由主義的な男女同權論による婦人運動―婦人参政權運動が盛であり、さうして成功してゐます。然るにイギリスとは海峽一つ隔てたフランスやベルギーでは國民性の相違からこの運動が少しも發展しません。又同じくイギリスから狹い海を隔てたスカンヂナヴィアの諸國では、男女同權よりも母權尊重の婦人運動が榮えその又一つ向ふのロシアでは全然趣を異にして、社會主義により婦人の解放を實現しやうとしてゐます。つまり婦人運動の三大潮流は同時代に世界の三ケ所の違つた部分に別々に流れてゐると觀られるのであります。

江南の橘、江北に移して枳となるやうに、イギリスのツレード・ユニオンがフランスへ渡る

とサンヂカリズムに變るやうに、同じもの或は同種のものも、その健全な成長を遂げるためには、環境に應じて變つて行かねばならず、又行くのが自然だといへるでせう。婦人運動が婦人に不當に加へられてゐる壓迫を除くといふ意味では、どこの國の婦人運動もその目的を一にしてゐますが、その「壓迫」は主觀的のものでありますから、一國に於ける婦人の「壓迫」は他國に於ける婦人の「壓迫」と決して同一ではないのであります。度々英佛の例を引くやうですが、イギリスの婦人が政治上にも法律上にも男女同權であるのに反し、フランスの婦人が選擧權すら無く、民法ではナポレオン一世時代の法典で律せられてゐるといふ事實だけを見て、フランスの婦人がイギリスの婦人よりも非文明であるなど、斷定して了ふことは出來ないのであります。フランスの婦人はイギリスの婦人に比べ政治よりも家庭を愛し、參政權を與へられない事を、少くともイギリスの婦人のやうに壓迫と思はないのであります。（若しフランスの婦人がイギリス婦人と同樣に感じ、同樣の運動をしたら、あの大戰の困苦を經た今日、參政權を持たずに居るワケがありますまい。）又、フランスの家庭では、母と祖母の傳統的の權力がイ

ギリスの家庭では想像されないほど大きいのであります。この不文律の母權祖母權があるから

フランスの婦人はナポレオン法典を少しも苦にする必要がないのだといはれてゐます。

だから客觀的に見て、婦人に加へられてゐる各國に於ける「壓迫」も、主觀的に見れば決して同じでないのであります。そして「壓迫」は必ず主觀的のものであります。だから、イギリス婦人が若しフランス婦人に「あなた方はまだ參政權一つ持たずにお氣の毒ですね」といへば「大きにお世話樣……」といはれるかも知れません。

だから歐米の婦人運動の盛な諸國で、婦人が享有してゐる權利を日本の婦人が同樣に享有してゐないのを以て、直ちに日本の婦人が異常な「壓迫」を受けてゐるといふのは、全然間違つてはゐなくても早計であります。それは歐米の婦人が毛皮の外套を着るのに、日本の婦人がセルのコートを着てゐるのは可哀さうだといふのと大した變りはないのであります。尤も、當然の壓迫を壓迫とも感ぜぬのは無智のためでありますが、併し多くの場合、各國人の「壓迫」に對する主觀の相違は、他の多くの事柄に對する主觀の相違と同樣、民族性の相違から來るもの

と思はれます。
日本人は日本人の歴史と傳統から逃れられず、又斷じて逃る可きものではないでせう。日本の婦人が斷髪し、ダンスをする事は容易であつても、米の飯と味噌汁と澤庵と刺身とをパンとスープとチーズとロースト・ビーフに全く代へて了ふことは不可能でせう。日本人と歐米人とは日常の食事さへこんなに異つてゐる（歐米の諸國は略ぼ同じであるのに）。歐米の婦人と日本の婦人が、同じ程度の學識や智能を持つたものを比べても、考へ方感じ方が變つてゐるのは自然であります。
だから、日本には日本の婦人運動が當然起る可きであります。

第二節　良妻賢母を讃す

新思想家と自任する日本人は、その證據を示すために、「良妻賢母」を封建時代の遺物、舊弊道徳だと親の敵でもあるかの如くに罵倒せずに置きません。殊に婦人の女性主義者と自任す

る人々の中には、熱意ある罵倒家が多いやうであります。私には合點が行きません。何故に良き妻、賢き母が間違つてゐるのです？　若しこれが日本の封建時代の遺物であるなら、日本の封建時代に感謝すべきものはこれ以外に何があるかと反問します。

恐らく、多くの「良妻賢母」罵倒者は、この言葉は、貝原益軒先生等の說いた夫に對する絕對服從の婦道と同意語に解するからでせう。併し、「良妻賢母」といふ語だけが、何故現代に於ても、封建時代の儒學者の解說によらねばならないのでせう？　封建時代に於ける「殿樣」なる語は依然として昭和の今日でも殘つてゐますが、その內容は變つてゐます。（新華族になつた人で、爵位を頂戴した日に、「今夜から私を「殿樣」とみんなに呼ばせるやうに」と家令に命じたといふ話もあります！）

その他「手形」「奉公人」「嫁」「町內の附き合」等々々々、其時代の日本語は殆ど其の儘殘つて、內容は當然變つて居るのに、何故「良妻賢母」だけはその文字の示す現代語として素直に受け取れないのでせうか？　これには詮索すればいろ〳〵な理由も發見されるでせう。併し

いかなる理由があるにもせよ、「良妻賢母」なる語を誤れる婦人道德であるかの如く使用する程、世の青年子女を誤るものはないでせう。何故なれば、今頃の若い女で貝原益軒の女訓など讀む者はなく、從つて封建時代の「良妻賢母」の内容を全く知らない筈ですから、さういふ人達は「良妻賢母」を字義通りに當然解してゐるのに、どこへ行つても「新思想家」が、これを古臭いと罵倒するのですから、その影響は恐らく想像外でせう。

良妻賢母なしに婦人運動そのものが眞劍に發展し進行し得ませうか？　人類向上の闘士は良妻賢母のみによつてつくられたものでないと誰がいへますか？　世界のどこに、興隆の國家健全な社會に、良妻賢母のないところがありますか？　日本の婦人自身が良妻賢母道を罵倒するのは、男女平等の示威運動でなくて、實は婦人が男性への降伏でせう。――女性主義者の口吻を借用すると。何故なら婦人はそれにより、婦人の有する最上のものを捨てゝ了ふからです。興隆する國と、衰退して行く國の差は、さういふ國民の良妻賢母の差であります。ハーレムに閉ぢこもり、十歳にして子を生む小アジア諸國や印度等の「母」と、歐米の大國や日本の「母」

とを比べて見ても分ります。問題は良妻の「良」賢母の「賢」の内容であります。そしてこゝにも民族性が强くあらはれるのであります。

現代日本の良妻賢母は、時代に應はしい良妻賢母でなければならないと同時に、歐米の良妻賢母と同一である必要がありません。封建時代の良妻賢母道が、昭和の日本の良妻賢母道にまで傳承して來たもので、恐らく他國の良妻賢母道より優れたものがありとすれば、家のため、夫のため子のために盡す犧牲の精神だと思ひます。それが假令過去に於て、男子專制道德の結果であらうとなからうと、かういふ犧牲的の精神が培はれて殘つて來た事は、日本の良妻賢母道の最も尊いところであります。

日露戰爭の時、露國政府は日本の出征兵士の日本內地に於ける家族の心底や意氣込みなどを知るために、滿洲の野で戰死した日本兵士のポケットにあつた手紙などを殘らず取り集めて露都で飜譯させたさうです。手紙は主に兵士等の父兄や細君からのものでありましたが、露國官憲の驚いたことにはどの手紙も〳〵、兵士を激勵し、家の事家庭のことは心配すな、不名譽な

事はして呉れるなといふ意味で一貫し、泣き言や愚痴は少しもなかつたさうです。中には田舎の百姓の妻君と思はれる筆者の手紙は、紙も粗末な、そして字體も金釘流の拙いものであつたが、「家のことなどは少しも心配せぬがよい、お前さんが不幸にして戰死した後でも、子供はよく育てゝ立派なものに仕立てるから、お前さんは國のためによく戰つて我が家の名譽を揚げて下さい」と書いてあつて、どの手紙にも家庭の淋しさを訴へたりしたものはなかつたさうです。當時それを耳にしたフランスの有名な文學者アンドレ・シエラダムは露國官憲に乞ふて手紙の一部を佛譯し、「フランス人は外國の事を知らずにお國自慢許りする。この極東の日本婦人の氣風を見よ」と前置して、フイガロ新聞に掲載し、「日露戰爭に於ける日本の勝利はこれ等日本婦人の力なり」とまで激賞したさうです。――これは、當時パリの大使館に在勤して居た堀口九萬一氏の感慨談であります。

かういふ日本婦人の犧牲的精神も、恐らく思慮の熟しない社會主義者や女性主義者に言はせれば、封建制度、帝國主義で麻醉された服從道德の產物だといふでせう。併し、それなら同じ

帝國主義のロシアの女等も其の時日本の婦人と同樣であつたでせうか？　露國官憲が、かういふ手紙に非常に驚いたといふから、恐らく反對であつたのでせう。

日本婦人のかゝりした犧牲の精神――母として妻としての自己を空うしての勤勉努力が日本の良妻賢母道を立派な特殊なものにして來ました。これに更に新精神を入れ、犧牲の對象を廣く深くして行くところに日本の新婦人運動の一面があるのではないでせうか。古いから惡いのではない、古くからも殘り得たものに善いものが多いのです。われ〳〵日本人に「母」といふ言葉のもたらす響は、外國人に「母」といふ言葉がもたらす響とは恐らく全く同じではないでせう。一家の勤勞により生活して行く日本の家庭――日本の脊髓をなす家庭で「母」といふ言葉が子供等の心耳にもたらす懷じい響きの中には、母なる人の自己を空うした忍苦と精勵の聯想が伴つてゐるのではありますまいか。若しかういふ型の日本の「母」がなくなつた場合――日夜犧牲の精神を身を以て無言で示してくれる「母」がなくなつて了つた場合「母」なる語にどれだけの尊さがあるでせう？「母」なる語に尊嚴の影もなくなつた家族が、健全な社會國家の

單位であり得るでせうか？

第三節　婦人問題解決の鍵

婦人運動は婦人運動の無くなるのを目標として居ます。現在行はれて居る悉くの婦人運動の動機なり目的なりが、人類全體の向上發展といふ物差しに當てゝ見て、果して誤差のないものであるか何うかは、誰にも斷言出來ないでせう。

例へば婦人參政權運動は、これを實施しない國でもその主義精神は是認してゐますが、後世になつて、婦人が自ら參政權を放棄する事も想像し得ます。といふのは、男女の分業が人生經濟の上から正しい法則でありとし、男女相互の理解と信頼が完全に行はれる時代が來るとすれば、婦人はたしかにその不得手である政治に入る必要はないと思はれるからであります。

ところが、今、婦人が參政權を得なければならぬといふのは、婦人が男性を信頼し得ないからであり、その責の一半はたしかに男性にあるのであります。その他あらゆる他の婦人運動は

現在までの社會狀態では是認されねばならないでせう。

婦人運動の暗い一面は、婦人と男子との間に釀もされる爭鬪的の氣分であります。互に持たざるものを持つて、扶け合つて行く可き男女が、どんな形にもせよ爭ひを續けて行く事は、人類行進上の一大不經濟といへるでせう。どうしてこの爭をやめ得るか——卽ち、いつ婦人運動を無くし得るかゞ殘された問題であります。婦人運動者にいはせれば、その要求を全部貫徹さへすれば、その瞬間からにも婦人運動はなくなるといふでせう。併し實際は、今日のまゝの婦人運動であるならば、前にも述べたやうに、一つの運動の終止は更に新しい運動の發足となるでせう。

だから、婦人問題の解決は政治や法律や經濟等の上の解決であるよりも、根本に於て道德的精神的の問題だと思はれます。男性が女性から、その既得の權利と思ふところのものを、一つづゝ奪はれて行くと考へられるやうな婦人問題の解決は、決して解決であり得ません。又女性が男性から壓迫されてゐると信じてゐる間は、どんなに多くの同權を得やうとも婦人問題は解

決してゐません。だから婦人問題の解決は男女相互の理解と信頼から來る他ないと思はれます

男女相互の理解とは、男女が相互扶助の自然原則の上に存在してゐる事の理解であります。男女相互の信頼は、男女のその特質による智能の併行した發達、相互の尊敬を必要とするでせう。だから、男女が各その特質に應じて智能を發達させて行く事は、婦人の敎育解放運動である許りでなく、全婦人運動の根本でありませう。

一人の男が女を屈從の地位に置くことの不條理を覺つた時に、それだけ世界の婦人運動は根本的に解決したのであります。どんな女でも何人かの男と――夫なり父なり兄弟なり友人なり――終生接觸してゐます。だから世界中の女が一人づゝ各一人の男に對し、彼が從來女に對して來た誤れる態度を改めさせる事が根本的な婦人運動であります。それはたゞ女が全體に於て男に劣らぬものとの感を抱かせるだけで充分であります。それが出來ないのは、全體に於て女が劣つてゐるからで、その責の一半は從來無理解であつた男にあります。

男は女を自分の從屬物とする事の不條理を覺つたら、女が自分と同じ高さに上る運動に對し

ては、協力こそすれ妨げをする理がありません。

> 男と女とで完全な人間が出來る。兩性は互に相手を補充し合つてゐる。――カント

この平明な言葉の中にのみ、婦人問題解決の原理があるのだらうと思はれます。

婦人問題の話　終

婦人問題の話

朝日常識講座 第九巻（豫約非賣品）

昭和四年五月十日印刷
昭和[illegible]一日發行

著者 鈴木文四郎

發行者 刀禰館正雄
東京市麴町區有樂町二丁目三番地

印刷者 大橋光吉
東京市小石川區久堅町百〇八番地

發行所 東京 大阪 朝日新聞社

（共同印刷株式會社印刷）

第十回配本豫告

新聞の話

杉村廣太郎著

新聞紙はどういふ風にして始まつたか、それがどういふ工合に今日の樣となつたか、今日の新聞紙はどんな仕組に出來てゐるか、これから後の新聞紙はどうなるだらうか。

といふやうな諸問題を說くのを大體の筋とし、それに添へて、新聞紙に關するさまざまの問題を扱つてゐるのがこの書である。

今まであまり人の書かなかつたことを書いてゐるのと、今まで人の書いたところとは丸で正反對なことを書いてゐるのとが、この書の特色と、いへばいはれる。著者の平生には似合はず、思ひ切つて「術學的」に出來てゐるといふこともこの書の珍とする所以と、いへばいはれぬこともない。——著者

六月中旬配本。

DATE DUE
